

参議院社会労働委員会會議録第二十六号

昭和六十年六月十八日(火曜日)
午前十四時四分開会

委員の異動

六月七日

辞任

佐藤榮佐久君
小山 一平君
野田 哲君

補欠選任

田中 正巳君
糸久八重子君
和田 静夫君

六月十八日

辞任

田代由紀男君
前島英三郎君
村上 正邦君
浜本 万三君
和田 静夫君

補欠選任

岩崎 純三君
水谷 力君
吉村 真事君
片山 甚市君
小野 明君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

遠藤 政夫君

佐々木 満君
関口 恵造君
高杉 勉忠君
中野 鉄造君

石井 道子君
岩崎 純三君
大浜 方栄君
斎藤 十朗君
曾根田 郁夫君
田中 正巳君
水谷 力君
森下 泰君
吉村 真事君
糸久八重子君

衆議院議員

社会労働委員長

國務大臣

政府委員

厚生 大臣

厚生大臣官房長

厚生大臣官房総務課長

厚生省健康政策局長

厚生省保健医療局長

厚生省社会局長

厚生省児童家庭局長

厚生省保険局長

常任委員会専門員

事務局側

説明員

大蔵省主計局主計官

大蔵省主税局税制第一課長

小村 武君

濱本 英輔君

此村 友一君

幸田 正孝君

小島 弘仲君

正木 馨君

大池 眞澄君

吉崎 正義君

北郷 勲夫君

下村 健君

増岡 博之君

戸井田三郎君

藤井 恒男君

安武 洋子君

中西 珠子君

小野 明君

片山 甚市君

和田 静夫君

藤井 恒男君

安武 洋子君

中西 珠子君

○児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○社会保障制度等に関する調査
(昭和六十一年度の厚生省予算編成に関する件)
(退職者医療制度の運営に関する件)
(医療法人北九州病院の医療費不正請求等に関する件)
(聖マリアンナ医科大学における輸血拒否事件に關する件)
(臓器移植、脳死等生命倫理に關する件)
(心身障害者小規模共同作業所に關する件)
○委員長(遠藤政夫君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
本日、田代由紀男君が委員を辞任され、その補欠として岩崎純三君が選任されました。
○委員長(遠藤政夫君) 優生保護法の一部を改正する法律案及び栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。
まず、提出者衆議院社会労働委員長戸井田三郎君から順次趣旨説明を聴取いたします。戸井田三郎君。
○衆議院議員(戸井田三郎君) ただいま議題となりました優生保護法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。
本案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期間を、昭和六十五年七月三十一日まで延長しようとするものであります。以上が本案の提案理由及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。
次に、栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。
近年、人生八十年時代の到来とともに、成人病等の慢性疾患が国民の疾病構造の中心的部分を占めるようになってきており、国民の健康を確保し活力ある社会を建設していくためには、これらの疾患と関連の深い食生活の改善指導の充実を図ることがますます重要となってまいりました。
このため、本案は、専門職としての栄養士及び管理栄養士の資質、ひいてはその地位の向上を図るとともに、特に栄養改善上の必要性が高い集団給食施設について、専門職である管理栄養士の指導の確保できる体制を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。
第一に、栄養士免許は、すべて厚生大臣の指定した養成施設を卒業した者に対して与えるものとし、栄養士試験は廃止するものとすること。
第二に、管理栄養士の登録は、すべて管理栄養士国家試験に合格した者について行うものとし、大学である栄養士養成施設のうち、特別の指定を受けたものを卒業した者について無試験で管理栄養士の登録を行っているこれまでの制度は廃止するものとすること。
第三に、栄養改善上特別の給食管理が必要な集団給食施設の設置者は、その施設に一人以上の管理栄養士を置かなければならないものとするものとすること。
第四に、この法律は昭和六十二年四月一日から施行することとし、栄養士の免許及び管理栄養士の登録についての所要の経過措置並びに栄養士試験についての暫定措置を講ずるものとするものとすること。
以上が本案の提案理由及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(遠藤政夫君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(遠藤政夫君) 次に、児童手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。増岡厚生大臣。

○国務大臣(増岡博之君) ただいま議題となりました児童手当法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

児童手当制度は、昭和四十七年、次代の社会を担う児童の養育の場である家庭の生活を安定させ、児童の健全な育成と資質の向上を図るための制度として、とりあえず、第三子以降の児童を対象として発足いたしました。

この制度については、その後の社会経済情勢の変化等を背景として、昭和五十六年七月の臨時行政調査会第一次答申において制度の見直しの要請がなされ、これを受けて、同年十二月、いわゆる行革国会で成立した行革関連特例法により、所得制限の強化及びこのため手当を受給できなくなる被用者等に対する特例給付の支給という措置が実施されております。

この法律では、本年六月を目途として制度全般を見直す旨が規定されており、さらに、昨年七月の臨時行政改革推進審議会の意見書でも、制度の見直しを速やかに実施するよう要請されております。

このような背景から、これまで児童手当制度について抜本的な制度改革を行うべく検討を重ねてまいりましたが、次代を担う児童の養育費を社会的に分担し、児童の健全育成の基本的な場である家庭の経済的な基盤強化に資するという児童手当制度の意義に照らし、また、我が国の近年における出生数の減少傾向、人口の高齢化の進展をも考

慮し、児童を養育している者が広く手当の支給を受けられるようにする必要があるとの観点から、当面、給付面について所要の改正を行うため、本改正案を提出した次第であります。

次に、改正案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、支給対象児童の範囲につきましては、第三子以降としている現行制度を改め、第二子以降を支給対象とすることとしております。

第二に、支給期間につきましては、支給対象児童の大幅な拡大を勘案し、小学校入学前の期間を対象とすることとしております。

第三に、手当月額につきましては、今回新たに支給対象となる第二子については二千五百円、第三子以降の児童については現行制度と同様五千円とすることとしております。

第四に、改正制度の実施時期につきましては、行革関連特例法の適用期限との連続性を考慮いたしまして、昭和六十一年六月一日とすることとしております。

第五に、制度改正の実施の方法につきましては、現行制度の受給者に配慮し、制度の移行を円滑にするため、三年間で段階的に実施するという移行措置を講ずることとしております。

第六に、将来の制度のあり方につきましては、費用負担を含め本制度について幅広い議論を深めつつ、引き続き検討を重ね、所要の措置を講ずる旨を明らかにすることとしております。

第七に、当面の所得制限額の設定につきましては、今回の改革が財政再建下という厳しい状況下での制度の再出発でありますので、昭和六十六年五月までの間現行水準程度とすることとし、この所得制限によって手当を受給できない被用者等につきましては、引き続き現行特例制度と同様の特例的な給付を実施することとしております。

そのほか所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律を提出する理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(遠藤政夫君) この際、本案の衆議院における修正部分について衆議院社会労働委員長戸井田三郎君から説明を聴取いたします。戸井田君。

○衆議院議員(戸井田三郎君) 児童手当法の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

修正の要旨は、就学猶予者及び免除者については、十五歳になるまで手当を支給しようとするものであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(遠藤政夫君) 以上で趣旨説明及び修正部分の説明の聴取は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○糸久八重子君 児童手当法の一部を改正する法律案の審議に際しまして、まず、大臣の基本的な児童手当観について伺いたいと思います。

児童の養育は親の責任でありそして私的扶養でもって足りる、自分の子供も育てられないような人間は親となる資格がないというような、そういう指摘も聞くわけですが、このような見解に対しては、大臣はどのような所感をお持ちでございましょうか。

○国務大臣(増岡博之君) 児童につきましては認識でございませうけれども、今高齢化社会の到来というものを目前に控えておるわけでございませうけれども、そういう観点から考えますと、単に家庭だけが養育をするということのみならず、世代と世代の間の連帯ということも考えなければならぬ面があるというふうに考えておるわけでございませう。

したがって、この児童手当制度は世代間の連帯によって児童家庭の援助を行っていくべきものという制度、また、そういうことを国民の皆さんに十分理解をしていただきたいというふうに考えて

おります。

○糸久八重子君 大臣がおっしゃられましたとおり、この児童手当制度というのは、子育ての社会的側面に着目した制度であると思います。将来の社会の担い手となる子供を社会の子として健全な子育てが行われるよう社会全体で責任を負っていくとする制度であると思うのですが、この点はよろしゅうございませうか。

中央児童福祉審議会の意見具申では、将来の高齢者扶養との関係で制度の積極的位置づけを求めています。これも大臣がおっしゃられたわけですが、今後の制度の改善についての大臣の基本的認識も、この際、伺いたいと思います。

○国務大臣(増岡博之君) 先ほど申し上げましたような立場から、この制度をしっかりとものに確立していくためには、やはりこれまで以上に国民の十分な理解をいただいて、費用の負担の面についても御認識をいただかなければならないというふうに考えております。

○糸久八重子君 老人の社会的扶養との関係についてなですけれども、現在の公的年金制度の財政方式は修正積立方式と説明されていますけれども、厚生年金の老齢年金の中途を分析いたしますと、年金中に占める本人、事業主の保険料拠出分の割合は、現在でも一割強にすぎませんし、残りの約九割は現役世代の負担する租税と社会保険料であることを厚生省ではお認めになつていられますね、その点。

○政府委員(小島弘伸君) 御指摘のとおりでございます。

○糸久八重子君 制度の成熟段階では、公的年金の財政方式は賦課方式に移行して、そして現役の勤労世代が老齢世代を完全に社会的に扶養する方向で既に政策選択がなされていると考えられますが、こう理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(小島弘伸君) 基本的にはやはりそういう面が強まってくると思っております。

○糸久八重子君 高齢者の方たちは、自分の養育した子によってではなくて、子の世代である勤労

○糸久八重子君 高齢者の方たちは、自分の養育した子によってではなくて、子の世代である勤労世代によって公的年金制度を通じ社会的に扶養されるわけですから、将来の高齢社会の担い手である児童についても社会的に扶養することが、大臣のおっしゃられました世代と世代、それから子のある家庭と子のない家庭との公平性を確保するために当然求められることになると思ひますけれども、この点、大臣いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のように、将来は今の児童が成長して、それによって高齢化社会が支えられるという面も非常に大きいわけでございますから、私も現在の厳しい財政状況下ではありますけれども、将来支えられる立場にありまします我々が、将来支えてくれる児童たちに対して今何をしておくべきかということは、非常に大切なことだと思ひております。

○糸久八重子君 高齢者は社会的に扶養して、そして児童は家庭で責任を負えというような考えもこの児童手当の中には含まれているような気がしますが、基本的な児童手当の考え方は、先生御指摘のように、やはり老人と同様に、次の勤労世代になる児童につきましては社会的にその養育を援助しようという趣旨のものでございますので、老人の支えと児童の支えというのは、将来やっぱり車の両輪として考えていってもいいんじゃないかと思ひます。

○糸久八重子君 児童を社会的に扶養していくということが当然のことであるならば、それにふさわしい手当額を保障すべきであると思ひます。現在の手当額というのは月額五千元という額なんですけれども、余りにも低額なのではないかと思ひます。その辺の金額的な問題で、大臣の率直な見解をお伺いしたいのですが。

○国務大臣(増岡博之君) 私も、この現在御提案申し上げております制度が完全なものであるとは思ひていないわけでございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、この制度に対する国民の理解というものが十分でなかったということもございまして、また、現在の財政状況でございますので、一応この形でお願ひをせざるを得なかったというのが実情でございます。

○糸久八重子君 制度も不十分であるし、また、国民の理解も十分でなかったということをお認めになっていらっしゃるようでございますけれども、今後どのような形で制度を改善していけるおつもりなのか、その辺をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小島弘仲君) まず、御提案申し上げておられるような制度改正を実施させていただきますと、大体この年代の子供を養育していらっしゃる家庭の九割が支給対象者になりますし、そのうちの八割に現に手当が支給されるという形になるかと考えております。

○糸久八重子君 既に高齢化社会に突入しておりますヨーロッパの諸国では、高齢者と児童の双方について、等しく社会的に扶養する制度を完成しているというわけでございます。人類史上未曾有の高齢化社会の到来を目前にした今日、我が国でも児童手当制度の拡充は非常に重要な政策課題であると思ひますけれども、この点につきましてもいかがでございますか。

○政府委員(小島弘仲君) 昨年末にいただきました中央児童福祉審議会の意見書におきましても、御指摘のように、まさしく本格的な高齢化社会を迎えつつある我が国においては、やはり今の時期にしっかりと制度を構築できるように努力する必要があるという御指摘をいただいております。

○糸久八重子君 それではこの際、ヨーロッパ諸国の児童手当制度の概要とか、その内容として支給対象の範囲とか、給付額とか財源調達方式等等について、簡単に御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(小島弘仲君) 現在世界で児童手当制度を実施している国が六十六カ国ございますが、そのうちの大部分は、五十八カ国は第一子から支給をいたしております。また、御提案申し上げておられるような第二子以降とされている国はフランスは四カ国、それから第三子以降とされている国は我が国を含めまして三カ国というふうな状況でございます。先進諸国のうちでソ連が第四子から、あるいはアメリカが児童手当制度はないという状況がありますが、ヨーロッパ諸国、先進諸国はすべて児童手当制度を持っております。その大部分は第一子からという状況でございます。

また、支給対象児童の年齢を見ますと、おおむね義務教育終了時まで、日本の大体十六歳未満というふうな対象になっておりますが、中にはフランスやドイツのように、大学在学期間中も支給を継続するというようなところもございまして、所得制限につきましても、所得制限を実施している国は、日本、あるいはヨーロッパではスイスなど七カ国でございます。大部分の国は所得制限を実施していないというふうな体制をとっております。その反面、税制の扶養控除との調整を行っているような傾向が見られます。児童手当制度創設のかわりに税制による子供の扶養控除を廃止したり、中には西ドイツのように、最近に至りましてさらに税制の扶養控除も復活するというふうな動きも見られます。

あと、金額でございますが、これもなかなか区分けはございしますが、おおむね一人平均いたしますと一万円程度の金額が出ています。例えば西ドイツで見ますと、第一子は我が国のように四千六百九十五円、五千元を切っております。第二子が九

千三百九十円、第三子になりますと二万円、第四子以降は二万二千五百三十六円というふうな金額になっております。イギリスは大体一万円、子供の出生順位にかかわらず一万円。またフランス等におきましては、第二子以降でございますが、第二子は一万五千元、第三子が一万八千元、第四子が一万九千元というふうな姿が見られます。イタリアは日本同様に三千元をちょっと上回る程度の金額になっております。

○糸久八重子君 ただいま御説明をいただきましたヨーロッパ諸国の実情から見ますと、例えば支給対象児童の範囲にいたしましてまた金額にいたしまして、現行の我が国の制度というのは非常に立ちおくれているということを言わなければならぬと思ひます。そういう意味では、やはり現行の制度をもっとよりよく改善していかなければならないということがこれは本当のやり方ではないかと思ひますけれども、そういう意味では非常に問題があるというふうな思ひわけです。

この児童手当制度というのは四十六年度にスタートしたわけでございますけれども、当時の内田厚生大臣も国会で、小さく産んで大きく育てるということを約束しておたようでございます。しかし、それにもかかわらず、小さく産んだということはいいわけですけれども、大きく育ったかどうかということですから、これはとても育つどころか、だんだんだんだん小さくなってしまつたということが言えるわけで、非常に私はこの点遺憾に思ひます。発足当時は月額三千元であった、それが昭和五十年以降五千元になっておる。それも、所得制限も強化されてきたために支給率というものは、全額事業主の拠出による特別給付を含めてもピーク時の九二・五%から七九%程度まで引き下げられているというのが現状でございます。この間、福祉年金とか、それから特別児童扶養手当とか、それから児童扶養手当額等については非常に伸びを示しているわけですが、

これから見ますと児童手当制度の停滯ぶりというのは、非常にひどい状況にあるというふうに言わなければならぬと思います。

大臣は、発足以来のこの制度の推移をどう総括されているのか、その辺をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(増岡博之君) 率直に申しまして、所期の意図というものが実現されていないように思ひます。これは石油ショックその他の社会経済情勢の問題もあったわけでございすけれども、それともう一つ、先ほどから申し上げておりますような、この手当に関する国民の理解が十分でなかったということに起因するのではなからうかというふうに考えております。

○糸久八重子君 児童手当制度の基本的なあり方につきましては、中央児童福祉審議会が五十五年に、義務教育終了前の第一子から支給対象とする、そして、原則として所得制限なしである程度の価値ある額を支給することを骨子とする意見具申をしていくわけですが、私は、この児童手当制度が目指すべき究極的な目標というのは、この意見具申で述べられているような方向であると確信をしますが、大臣はこの意見をどう評価していらっしゃるのか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(小島弘仲君) 給付面につきまして、確かに中央児童福祉審議会の五十五年答申というのは、基本的な児童手当制度の本来の役割から見ましてあるべき姿を的確にお示しいただいたものだと思ひます。

ただ、そういたしますと非常に大きな財源を必要といたします。したがって、このときにも、この財源調達の方法を含めてさらにこれは将来の目標として十分検討しようということでございすので、こういう目標に向かって具体的な手当制度のあり方、また、それを支える財源調達の方法等について、今後さらに十分検討してまいりたい、こう考えております。

○糸久八重子君 衆議院の論議の中で、将来的に

は第一子から所得制限なしで支給することになるだろうというふうな、そういう論議が交わされたというふうに聞いておりますけれども、この辺はいかがですか。

○政府委員(小島弘仲君) 確かに、衆議院社会労働委員会御審議いただきましたとき、本来あるべき姿としては、やはり第一子からであるのじやなからうかという御指摘をいただきました。児童手当制度の本来の趣旨から考えた場合に、当然第一子から対象にするということも基本的な考え方べきものと思っておりますという御答弁を申し上げたところでございす。

○糸久八重子君 やはり諸外国の例から見しても第一子から、そして所得制限なしでということ、これは正しいあり方ではないかと思ひますので、そういう方向で早期に改善をしていくことを要求をしたいと思ひます。

それにつきましても、今回の改正案というのは、支給範囲を第三子以降から第二子以降に拡大するということと一定程度の進歩があったわけですが、逆に、手当の支給期間というのを義務教育就学前までに短縮するというところでまたまた後退をいたしましたということなんですけれども、ただいまおっしゃられたことをお伺いいたしますと、大臣もおっしゃっておりますけれども、こうした措置は、あくまでも財政的制約から当面の緊急的な問題を回避するという意味でこうしたんだというふうに受け取ったわけですから、もう受けとめてよろしゅうございすか。

○政府委員(小島弘仲君) 大臣からも御答弁申し上げておりますように、厚生省としても、五十一年にこの児童手当制度につきまして世論調査を行いました。しかし、その評価は相半ばするような状況もございましたし、当面、やはり制度拡大については必ずしも賛意を示さないという層も多く見られたところでございす。

したがって、今回の改正につきましては、こういう財政状況もございすが、大幅に財源措置を膨らますような改革ということとはとてもとれないであらう。したがって、現行の財源の枠内で、それを言うならば適度まで活用するようない形でまず児童手当制度本来のあるべき形に一つでも近い形に持っていく、そうして、児童手当制度本来のあるべき姿というものを目標として議論は深めてまいりたい、このように考えておるところでございす。

○糸久八重子君 大臣も再三おっしゃっておりますけれども、児童手当制度というのは国民の理解が得られなかったということをおっしゃっております。それらを背景にして、例えば廃止論とか無用論とかというのもあったわけですが、これは、基本的には厚生省の努力不足によるものがあつたのではないかと、そう思ふわけですが、制度が完全に根づかないで確固たる支持を得るに至らなかったという、そういう原因については、どう分析していらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(小島弘仲君) やはり我が国の小さく産んで大きく育てるというふうな、厚生省としてはそういう考えで第三子以降というふうな制度で出されたわけでございすが、支給対象となる家庭の範囲が余りにも限定されてまいってきいてる。そういった点で、児童手当制度本来の趣旨ではなくて、多子家庭の防貧政策的な役割というふうな評価がむしろ一般化しつつあつたのではなからうか。そういう面にも本来の児童手当が持つべき役割、機能に着目した評価を受けることができなかったところがあるのではなからうかという反省もございまして、今回は二子からというふうにまず拡大を、支給期間を短縮してでも行うべきだというふうに考えたわけでございす。

御指摘のように、国民性の違いもあるかと思ひますが、なかなか評価というものが定まっております。それは手当制度が中途半端であるせいもあるかと考えますが、今後老齢化社会を迎えるに当たって、本来社会的な連帯をもとに国民生活の本来に安定を図っていくために必要な制度

だと厚生省は考えておりますので、そういう趣旨で国民の正しい御理解を得られるような広報活動に今後さらに努力してまいりたいと考えております。

○糸久八重子君 確かにおっしゃいますとおり、小さく生まれて、そしていまだに未熟児のままに終わっているその最大の原因というのは、制度の発足時のスタートにやっぱり問題があつたのではないかと。スタートが第三子からということ、つまり第一子から始めなかったということにやはり大きな問題があつたのではないかと思ふわけですが、おっしゃられますように、第三子からの支給ということになりましたと、やはり子供を多く持つという、しかも低所得世帯を対象とした貧困の救済というふうな誤解を生んでいたということは確かだと思ひます。その後、支給対象の拡大とか所得制限の撤廃とか手当額の引き上げとかということに向けての努力、そして国民に対するPR活動がやっぱり大いに不足をしていたというふうに思ふわけですが、それと未熟児のまま終わらせないでもっとも大きく育てていくという、そのためには厚生省の最大の努力を今後とも必要とするわけですが、その努力が早期にされるように特に要求をしておきたいと思ひます。

それから、第一子からの支給拡大の問題につきまして少々お伺いしたいんですけれども、第三子以降の出生の割合というのは非常に少ないんです。どのくらいでございすか。

○政府委員(小島弘仲君) 毎年の出生総数の一八%で、約二割を割っていると思ひます。

○糸久八重子君 やはり、そういう一八%という非常に少数の家庭でしか支給がされなかったという点にも国民の理解や支持が得られなかったという原因があつたのではないかと思ひます。

そうした意味で、支給対象が二子にまで拡大されてきた、そして児童手当制度のかかわりのある世帯が大幅にふえる点は評価したいと思ふので、第二子までに拡大して、どのくらい支給対象がふえることになりましか。

○政府委員(小島弘仲君) 現在の所得制限を前提としておりますが、現在第三子以降で手当の支給対象となつてゐる子供の数は二百九十九万でございます。このほか共済組合の実施分が二十万程度ございまして、厚生省所管でやっておりますのが二百九十九万。この数が、六十年現在の数字で考えますと、第二子以降に拡大いたしますと四百五十万程度に拡大するものと推算しております。

○久八八重子君 第二子までで二百九十九万から四百五十万と拡大するということなんですけれども、これを第一子にまで拡大するという事になりますと、どの程度になりますか。

○政府委員(小島弘仲君) 就学前という支給年齢ですと、約三百二十万程度さらに増加するかと考えております。

○久八八重子君 私何回も申し上げましたけれども、基本的にはこの手当の支給というのは第一子から支給というのがやはり原則であると思つてゐます。今回の法改正というのは昭和六十六年までの当面の措置であるというふうに向つておるわけですから、それ以降の問題については今後検討されるということでございますけれども、その際はぜひとも積極的な形で、そして第一子までの拡大を求めたいと思つておりますけれども、大臣の御見解はいかがでございますか。

○国務大臣(増岡博之君) もともとそのようなことが本来の趣旨であらうと思つてゐるので、その間、十分検討してまいりたいと思つてゐます。

○久八八重子君 よろしくお願ひしたいと思います。

次に、所得制限の問題についてお伺ひをしたいと思います。

外国の例を見ますと、児童手当に所得制限があること自体が非常に少ないとさうきの御報告でもありましたが、財政事情を理由として所得制限の強化を行つてゐるのですから、低所得者対策としてのイメージが非常にもう定着してしまつてゐる。一般の理解を必ずしも得るに至らなかったのもむしろ当然であるのではないかと思つてゐます。

ます。制度の本当の趣旨からすれば、所得制限は撤廃の方で検討されるべきだと思つてゐすけれども、この点はいかがでございますか。

○政府委員(小島弘仲君) 確かに、中央児童福祉審議会の御意見によりまして、制度本来の趣旨から考えますればヨーロッパの大多数の国のように、所得制限というのはいらないのが本来の姿であるという御指摘をいただいております。設けるとしても、ごく高所得者に御遠慮を願うという趣旨の所得制限であるべきじゃないかというふうな御意見等もございました。

ただ、御承知のような財政状況でございますので、これを有効に活用しようとするれば、ある程度の所得制限ということも現在の政策の妥当性としては御理解願へるんじゃないかと考えております。現状程度の所得制限でございますと、先生先ほども御指摘いただきましたように、対象児童の八割は支給対象になりますので、これが十分な形とは考えておりませんが、その低所得者対策というふうにも誤解される面は少ないのではないかと考えております。

○久八八重子君 義務教育の教科書は無償配付でございますね。そういう意味からいへば、児童手当もこれは当然所得制限等は必要ではないと思つてゐるわけですね。その辺の御見解はいかがでございますか。

○政府委員(小島弘仲君) 確かにその考え方については、先ほど申し上げましたように、中央児童福祉審議会等におきましては所得制限はあるべきじゃないというのが基本的な考えでございますが、一方では、やはりある程度の所得制限を設けるといふのが財源の有効活用から妥当ではないかというふうな御意見もありません。したがつて、この点につきましては十分理論的な詰めも行ひまして、さらにそれについての国民各層の御意見も十分承つて、将来のあるべき姿を探求してまいりたいと思つております。

○久八八重子君 それでは次に、支給期間の問題についてお伺ひをいたします。

今回の短縮措置は、将来の一子まで拡大を含みとして二子にまで拡大するためのやむを得ない措置であるということだと私は解釈いたしますけれども、第三子以降という限られた世帯を対象とした現行制度を反省した結果、当面の財政事情からやむを得ず一時的に短縮を余儀なくされた、その理解をしたいのですが、これでよろしゅうございませうか。

○政府委員(小島弘仲君) 先ほど来御説明申し上げておりますように、国民の御理解等を考えましても、また、財政状況を考えましても、この際、大幅に財源を拡大し得るような余地はございません。したがつて、そういう限られた条件の中で、まず、児童手当制度本来のあるべき姿、本来は一子でございましょうが、とりあえず二子に拡大する。その反面、財源も限られておりますので、やむを得ず支給期間にそのしわ寄せがいつてゐるという形になったというふうに考えております。

○久八八重子君 児童福祉法において児童というのは満十八歳未満の者をいうわけですね。そしてさらに「乳児」と「幼児」と「少年」というふうに分けられてゐるわけですね。児童という範囲は十八歳未満を児童という、この児童の定義から考へて、本委員会では児童扶養手当法も審議をいたしまして、そのときにもやはり児童の範囲ということとで、十八歳ということに修正が決まりましたね。

厚生省関係のいろいろの法律の中で児童という名前のついてゐる法律を見ますと、例えば児童扶養手当の場合もそうですし、特別児童扶養手当というのがありますね、そして今回の児童手当というのがありますね、大変紛らわしいんですね。例えば児童扶養手当は十八歳まで、特別児童手当というのとは二十歳まで、そして今回の児童手当というのが今度の改正案ですと就学前というふうに大変紛らわしいのですけれども、そういう意味からいいますと、やはり児童という定義からしますと、今度のこの児童手当につきましても就

学前というふうな形にしないで、やはり児童の定義の十八歳というところまで支給をするのがこれはごく当たり前のことだし、また、大変混乱を避ける意味でもいいと思つてゐます。こちらの児童何とかいうのは何歳まで、こちらは何歳までと大変紛らわしい。そういう意味ではやはり十八歳に統一をなさつた方がよろしいのではないかと思つてゐすけれども、その辺はいかがでございますか。

○政府委員(小島弘仲君) 確かに、一般的に児童という場合には、障害児を対象といたします特別児童扶養手当を除きまして十八歳というのが一般的でございます。児童手当制度発足当時の御議論でもその辺のところは十分御議論があつたようでございます。十八歳という説も相当強かつたわけでございますが、義務教育終了後すぐ勤めておられる方もあります、そういう面で、公平を考えるとやはり義務教育終了時までに限るのが妥当ではないかという意見が多数を占めまして、義務教育終了時までという現行の姿になったわけでございます。

諸外国の例を見ましても、一般的には義務教育終了時までというのが案のようです。ただ、西ドイツやフランスにおきましては、さらにそれを超えて就学している場合、高等教育を受けている場合は出ず。その辺の国民感覚として、働いておる者とのバランスはどうかという問題もあるうかと思つてゐますが、この辺につきましても、今後さらに十分御議論をいただいた上で成案を得まして、また国民の御判断も仰ぎたい、こう考えております。

○久八八重子君 成立当時いろいろな議論があつたということもわかるのですけれども、しかしその当時も、義務教育終了時で既に仕事を持つ子供というのには非常に少なかったと思つてゐます。しかも現在では、もう既に高校進学というのが進学率は九四%ですからほとんど義務教育に近いといふことですので、そういう古い議論を土台にしないで、やはり時代にマッチした新しい議論を進めていかなければならないのではないかと思つてゐます。

すよ。

それで、最近教育費が非常に高くなりまして、子供のいる世帯では児童の養育費がその家計の中に占める大きな比重を占めているということが各種の調査で明らかになっておりますけれども、児童養育費の現状と家計の負担能力の関係について、どう認識をしていらっしゃいますでしょうか。

○政府委員（小島弘仲君） これも制度発足当初、児童養育費というのはどの程度かかっておるだろうという審議会の御審議の途中でいろんな調査がございましたが、その当時、大體義務教育段階の子供が二人いるような普通の家庭では家計の三割程度が養育費にかかっておる、また、三人おりますと四割程度になっておるといふような集計が行われております。

先生御指摘のように、現在、児童養育費について、教育費のとり方、いろいろ問題もあるかと思ひますが、やはり子供が二人程度おりますと家計の二割ないし三割は子供の養育費に占められているんじゃないか。やはり相当家計について大きな比重を占めていることには変わりはない、そのように考えております。

○糸久八重子君 経済企画庁の国民生活白書の昨年度版を見ますと、「ライフサイクルの余裕曲線」というのを見てもいいと思います。そうしますと、大體四十代後半から五十代にかけて曲線が非常に極端に下がっているというわけですね。そういうことで、やはり子供の養育費に關しては家計に占める割合が多くて非常に苦しい状況にあるということがこれについても言えるのではないかと思います。

こういう状況から見ますと、児童の養育費用の負担軽減という目的を持つ生活保障として所得保障としてのこの児童手当というのが、第二子では二千五百円、第三子以降五千円というこの状況はどうしてもやはり理解できないんですね。大變安価過ぎる。その点についてはいかがでございますか。

○政府委員（小島弘仲君） 確かにこれも制度発足当初からのいろいろな御議論があつたわけですが、社会的に援助するといふ場合に一体どの程度の割合を考えたらいいかという御議論ございまして、子供の養育費の三分の一ないし二分の一程度になるようなことを一応の目標にすべきじゃないかという御議論もいたされております。そういったしますと、現在、これは厚生省所管の養護施設でお世話している子供にかかる生活費の月額が大體三万七千円程度になっておりますので、その額等を参考といたしまして、御指摘のように家計への協力という面から見ますと二千五百円、五千円という額は極めて不十分な額だといふ御指摘は、そのとおりだと考えております。

○糸久八重子君 手当額が三千円に設定されたその当時というのは老齢福祉年金の二千三百円を上回っていたわけですね。しかし、当時の社会保障制度審議会の答申、四十六年二月の答申なんですから、本制度は、将来飛躍的に発展させなければ本来の目的を達成できない。」と指摘しているわけですね。また、当時の三千円の理解としては、昭和四十二年の厚生省の児童養育費調査結果における第三子の養育費の二分の一が積算根拠とされているように聞いておるわけですね。けれども、このような当初の意気込みからすると、二千五百円、五千円という額はとも児童手当と呼ぶに値しない額ではないかということが言えると思ふのです。

そういう意味から言いますと、やはりこの際、今後の手当の大幅引き上げを約束すべきではないかと思ひますけれども、その辺の御決意のほどはいかがですか。

○政府委員（小島弘仲君） 仮に、第一子から義務教育終了時まで現在の月額五千円程度を支給するといひましたとしても一兆数千億の財源を必要とする状況でございます。したがひまして、この点につきましては財源をどのようにいずれにいたしましても、最終的には社会的連帯という形で国民各層が負担しなくならぬわけでございます。

で、その辺の財源との兼ね合いで十分これは真剣に御議論願わなければならぬ問題だと考えております。

ただ、我々といひましては、やはり今後の社会情勢を考慮する場合に、児童手当というその使命、役割を考えますと、先生御指摘のように、ある程度本当に意味のある額を確保するような努力は必要だと考えております。それにつきましては財源負担の問題も含めまして広く国民的な合意が必要だと考えておりますので、十分あるべき案といふものを練りに練りまして、それを国民の前にまずお示し申し上げまして、さらにそれについての御意見を伺った上で成案を取りまとめたい、こんなふうに考えております。

○糸久八重子君 先ほどもちよつと申し上げましたけれども、当時老齢福祉年金というのは二千三百円、現在は老齢福祉年金というのは約十倍の二万六千円になっているわけですね。一番最初の質問でも申し上げましたとおり、やはり子供といふのは社会の子であるということから考えれば、高年齢者も子供も等しく、十分に生活ができるような保障をしなければならぬ。そういう意味からいふと本当にこれは立ちおくれていると言わざるを得ないわけですね。いろいろ御答弁をお伺いしておりますと、発足当初から問題であつたということがちよつと解決をされてないということが言えるわけですね。やはりこれは今後しっかりと問題点を明らかにしながら内容の充実をしていっていただくようお願いをしたいと思います。

それでは、大蔵省はいらしておりますか。——児童手当制度に対する厚生省側の認識がたいま明らかになつたわけでございますけれども、どうも財政当局の厚い壁に阻まれて、発足当時のいろいろの問題点が解決できないままになっているというところや現状のようでございますけれども、大蔵当局といひましては、この児童手当をどう見ていらっしゃるのか、積極的に取り組む考えはないのか、お伺いをしたいと思います。

○説明員（小村武君） 将来の老齢社会を支える児童の健全育成というのは私どもも大変重要視をしているわけでございます。先生おっしゃるように、できるだけ多くの児童にできるだけ多くの手当を差し上げたいということは、それ自体大變結構なことだと思つております。しかし問題は、社会保障施策の中でこの児童手当制度をどういふふうにかつて位置づけるか、いわば優先順位の問題ではないかというふうに考えております。

あえて財政の立場から意見を申し上げますと、まず第一に、我が国の給与制度は、諸外国と違ひまして扶養手当とかといったものが組まれておりますし、こういったいわば私的扶養の考え方が原則としてあるんじゃないかということが第一点でございます。

第二点に、児童手当について、家庭基盤の確立とかいふ、いわば所得保障的な考え方がございますが、所得保障的な考え方でございますと、お金を持つておられる方々までこうした手当を給付するのはいかがなものか。やはり所得制限という考え方が当然導入されていんではないか。

第三点として、児童の健全育成。いわば社会福祉的な考え方だろつと思ふんですが、こういったものにつきましては、私どもはやはり金銭給付というものは大變間接的な効果しかない。例えば母子保健対策とか、こういった公的サービスのほうがより直接的な効果があるんじゃないかというふうなことを考えておるわけでございます。したがひまして、私どものこうした考え方と厚生省の考え方、いろいろございまして、やはり広く議論をして、あるべき姿を今後とも検討すべきではないかというふうに考えております。

○糸久八重子君 ヨーロッパ諸国に比べて私的扶養という考え方が日本の国にはある、確かに財政審議会等を見てもそのようなことが書かれておるわけですが、これは厚生省側にも申し上げましたけれども、こういう親子の結びつきという思想を前面に押し出してくるならば、高齢者も公的年金ではなくて家庭内で扶養をなさ

いという考え方になってしまふわけですね。それで、私的事情である子供の養育という問題は極めて社会的な意味をあわせ持っているわけですから、大蔵省としては、この子育ての持つ社会的な側面、それをやはり御否定なさいますか。その辺はいかがでございますか。

○説明員(小村武君) 子育ての重要性、あるいはそれに対して公的分野でどういうふうに関与すべきかというところの調整の問題だと思います。私どももいたしまして、児童の健全育成、子育ての問題というのはおろそかにしてはならないということは当然考えておるわけでございますが、それが公的な分野でどういうふうに関与していくか、この考え方の違いではないかと思っております。

○糸久八重子君 児童養育家庭の三分の二は経済的な負担を感じているというのが厚生省の意識調査の中からはっきりしているわけですから、児童手当制度を積極的にやはり評価をしていかなければいけないと私は思いますけれども、大蔵省はいかがですか。

○説明員(小村武君) 結局、国民の負担をどういう形で求めていくか、あるいは社会保障政策の中でどういう分野を優先させていくか、限られた財源でどういう政策選択をしていくかという問題ではなからうかと存じます。

したがって、それが一つ正しい答えだということではございませんが、私どもの立場から申し上げましたら、現在の財政事情に基づいて社会保障政策の中でいろいろな施策がございますが、児童手当というものは、先ほど申し上げましたように、我が国の給与体系の問題としてサラーマンの給与の中に扶養手当等が組み込まれているというふうな状況にある。これは、御老人が全く他に所得がないのと違った問題でございます。我が国のそういう給与体系の特殊性、これを所得保障政策として位置づけるのか、あるいは児童健全育成政策として位置づけるのか、あるいは人口政策として位置づけるのか、こういった面から

ら考えて、公的分野がどういう役割を果たすべきかということをお考えのべきだということを申し上げておるわけでございます。

○糸久八重子君 消極論の中にも一つ、我が国の年功序列型の賃金体系というのが必ず出てくるわけですが、労働者の賃金構造基本統計調査で調べてみても、年功型の賃金というのは最近ではかなり薄れている、そして職務給とか職能給の体系へと変質しつつあるわけですが、この年功賃金とは全く無関係にあるわけですね。そういう意味で、この年功序列賃金でだんだん年齢が上れば賃金が高くなるんだからという、そういう消極論の意見に対して財政当局はどうお考えでございますか。

○説明員(小村武君) 確かに、自営業者等いわゆるサラリーマンでない人たちに對しては、どういう形で扶養手当が支給されるかということになりますと、今申し上げたような観点からは必ずしも当てはまらないと思いますが、児童手当法の目的にありまうように、児童の健全育成あるいは家庭基礎の確立という観点からの議論というのは、やはり同様に今申し上げたことが当てはまるのではないかと存じます。

○糸久八重子君 税の扶養控除の問題についてでも、所得控除方式を採用しているために逆に高所得者ほど恩恵が大きいという形で逆進的に作用する結果となつておるわけですが、将来、両者の関係を調整する必要があるとすれば、児童手当に統合すべきだと考えるわけですが、厚生省、大蔵省両当局はどう認識していらっしゃいますか。その点についてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(小島弘君) 五十五年の中央児童福祉審議会の意見などに、例えば、財源措置としては、税制で扶養控除をやめれば大体見合うような財源が出るんじゃないかというふうな御指摘もございました。しかし、これはまた一つは、税制全体の体系の問題もあらうかと考えております。また、扶養控除に対する国民の評価というも

のもございますと思ひますので、この点については、今後の十分な検討課題とさせていただきますと考えております。ただ、中央児童福祉審議会、あるいは児童手当充足当時の児童手当審議会等の意見によりますと、やはり子供の養育費を社会的に分担する姿としては、控除というよりも児童手当の積極的な支給というものにより積極的な評価を与えるべきじゃないかという御意見もあられますが、この点については、今後この制度を展覧させるためにも大きな問題でございまして、十分検討させていただきます。

○説明員(濱本英輔君) ただいまのお尋ねでございますが、例えば夫婦だけの世帯と夫婦子供二人の世帯を比較していただきました場合に、生計費にはおのずから差異があるわけでございます。所得税はその担税力に即した税負担をお願いするという建前の税でございまして、扶養控除制度といふものは、そういう側面ではこれにたいやうとしておるわけでございまして、実際所得税の計算をいたしますときには、先生御承知のように、扶養控除以外に基礎控除でございまして、配偶者控除でございまして、諸控除を積み上げましたものを所得から控除し、さらにそれに一定の累進税率を適用いたしました累進構造の中で税額が定まっております。したがって、そういうふうな全体を眺望していただきますと、扶養控除といふものは相互に関連いたします税体系の構成要素の一つのキーになっておるということでございますから、その部分だけを取り出しましてどう議論することは、税体系との関連では非常に難しい問題を生ずるということも容易に御想像いただけるかと存じます。

ところで、基礎的な生計費には踏み込まないといふ今の所得税の控除制度の基本的な考え方と、ただいま御議論にございまして児童手当の考え方というものは、やはり側面をやや異にしている面があるというふうな私どもも思うわけでございまして、例えは子供さんをたくさん抱えていらっしゃる家庭に

ついては、扶養控除を廃止するということになりまうと、その分だけ課税最低限は下がるわけでございますから、当該世帯にとりまして税負担は重くなるわけでございまして、そうして納付された税金をまともな形で今度は児童手当という形で逆給付する。その結果、所得再分配の形がどのような形に定着するのかわかることを見定めまことは、非常に難しい問題がそこにあると思ひます。扶養控除といひましても、いろいろな扶養対象者に対して控除されるわけでございまして、その中から特にそういう特定の子供だけを抜き出した税体系というのは構成できるのかどうかという問題でございまして、

それからまた、歴史的に振り返って見ますと、今御指摘がございましたように、扶養控除制度が所得控除制度に改まりましたのは、たしか昭和二十五年のシャープ税制でございまして、その後、基礎控除、配偶者控除、扶養控除の額がそれぞれ違つておる時期がございましたけれども、昭和四十九年でございまして、この三控除の額を統一しましたときには、わかりやすい税制にしろというのが一番大きな御要請であつたと思ひます。やうと確立されたわかりやすい税制でございまして、これをもし今御指摘のような形に改めるといふようなことになりました場合に、少なくとも税体系としては今よりわかりにくくなることは確実であらうと思ひます。その場合に、それが公平のバランスを失ふことになるおそれというものはなしとしないというのを恐れるわけでございまして、そういう観点から、従来政府の税制調査会におきましても、この児童手当制度と扶養控除制度との関係につきまして、ただいまの御所論のような形の処理にいたしますことにつきましては問題が提起されてまいりましたことがございまして、

以上でございます。

○糸久八重子君 それでは今までの議論の中で、この法律というのは、生まれたままの、そのままで少くも進歩をしない、つまり、小さく生まれて未熟児のまま終わつていて、大変多くの問題

を含んでいる法律であるというふうに考えるわけ
です。しかも、今回の改正案というのは当面の措
置である。そして、支給対象児童の範囲とか、そ
れに対応する費用負担のあり方等については今後
とも引き続き検討して改革が行われるということ
も答弁の中で伺ったわけでございますけれども、
その際にはこの児童手当制度の本来の趣旨に合致し
た制度の確立を要望したいと思ひますし、また同
時に、手当制度の充実だけではなくて、児童憲章
とか児童の権利宣言でうたいあげていくように、
児童をめぐるいろいろな環境整備も求めたいと思
うわけでございすけれども、最後に、これに対
する大臣の御決意のほどを承りたいと思ひます。

○国務大臣(増岡博之君) 今後この児童手当制度
を考えます場合には、先生御指摘のように、当初
から子供は家庭の子であると同時に社会の子であ
るという観点からやらなくてはならないというふ
うに思うわけでございす。したがひまして、そ
ういう意味では、今回の改正案は第二子までとい
う範囲を拡大したということが一つの手がかりに
なるうかというふうにも思ひますので、その趣旨
を広く国民各界に御理解をいただくように努力を
してまいりたいと思ひます。

○糸久八重子君 終わります。

○高杉雄忠君 本法案の重要な事項と問題点につ
いては、先ほど糸久委員より具体的に質疑があ
りましたので、私は、本法案についての基本的な
問題を初めとして、本法案にかかわる周辺問題と
して、父子家庭問題、それから児童保育問題、保
育所、さらに幼保一元化問題等について、以下た
だしたいと存じます。

まず、児童手当の基本認識について伺ひます。

今日、若い世代を中心に家庭観や子供観、ない
し子育て観は変化しつつあるのではないかと思ひ
ます。それは一面では子育てをめぐるさまざまな
問題が若い夫婦に負担感をもちたらし、不安な気持
ちを抱かせるといったことにもよるものと思われ
ますけれども、子育ての持つ社会的な意義という
ものを大臣はどのように認識をされ、それに対し

て施策上どのような対応をされようとしてい
るか、まず明らかにしていただきたいと思います。

○国務大臣(増岡博之君) 今後、高齢化社会の到
来が目前に迫つておるわけでございす。そのと
きの担ひ手が現在の児童であるわけでございす
ので、その重要性はますます増すものと考えてお
るわけでございす。児童の健全育成とい
うこと、そのための児童福祉政策の充実というもの
に努力をしておるわけでございす。

「委員長退席、理事佐々木満君着席」

そうして、そのためにいゝやうな世代と世代との
間の連帯意識を申しますか、そういうものに対し
て国民の理解がまだ十分でないということも言
えるわけでございすので、その点の理解を得な
がら、費用負担面におきましても検討を続けまし
て、さらに制度の充実にも努めてまいりたいとい
うふうに考えておるわけでございす。

○高杉雄忠君 現在の大人の世代の将来、これは
今の子供が担ひことになる。子を持たない家庭と
子育てをする家庭との間の社会的公平、こういう
ものについて考えてみる必要があるのではない
かと思ひます。

そこで大臣、どのようにお考えですか、伺いま
す。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のとおりだと思
ひます。将来を支えてくださるべき児童、それを
実際に育てていくという方々は、そうでない方
方に比べて大変な御苦労をなさつておられる
わけでございす。それを幾分かでも社会全
体として協力をするということが非常に大切なこ
とであると考えておるわけでございす。

○高杉雄忠君 大臣からお答えがありましたか、
それなら、そういう考えから、来るべき高齢
化社会の担ひ手となる子供に対する配慮として、
子供の健全育成策と並んで児童手当制度の充実強
化を図らるべきであるということになると思ひま
すが、大臣いかがでしよう。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のように、今後
も努力をしていかなければならないと思ひます。

○高杉雄忠君 簡単なお答えですが、極めて重要
でありますから、以下引き続き申し上げますが、
財政当局は、かつて「歳出百科」等を通じて、「児
童手当の問題点」として、「わが国の場合、児童
養育費に關し、ヨーロッパ諸国に比べ親の家庭
における結びつきが強く、広く社会的に負担する
というヨーロッパ諸国のような考え方はとり
いではないか。」、こう宣伝してききました。私
は、子育ての持つ今日的な社会的意義、これをも
う全く理解していないのではないか、こう思
ひます。

そこで大臣に伺ひますが、こうした考え方でい
る財政当局をどのように説得をされて将来の充実
した施策の道へつなげようとするのか。この
際、大臣の明確な姿勢と所見を伺ひます。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のように、我が
国の財政事情が非常に厳しいということは事実で
あらうかと思ひます。しかし、児童の問題とい
うことは、少なくとも数十年という先を見て判断を
しなければならぬ問題であるわけでございす
ので、今後あらゆる機会に児童手当制度について
の国民の理解を深めながらも、政府内におきまし
ても、財源の調達方法を含めまして検討を深めて
まいらなければならぬ、いわば当面の問題と將
来の体系というものの混同を来さないような姿
勢で臨んでまいりたいというふうに考えておる
わけでございす。

○高杉雄忠君 「社会的保障の最低基準を定めたILO
百二二号条約では、「家族給付」の条で児童に
対する給付を定めておるんですね。この条約は、
我が国は批准してありますが残念ながら留保つきで
すね。この部門は、我が国の制度はその水準に達
していないことは明らかです。

そこで、確認の意味で伺ひますが、ILOの百
二二号条約では、この家族給付についてどのように
定めているのか、明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(小島弘仲君) 御指摘のILO百二号
条約で、第七部に「家族給付」という規定を設け
ておりますが、その中で、まず支給対象者の範囲
を一定以上に保つべきことを言つておる。また、
次のいずれかの要件を満たさなければならぬとい
うことで、「すべての被用者の五〇パーセント以
上を構成する所定の種類の被用者」か、あるいは
「すべての居住者の二〇パーセント以上を構成す
る所定の種類の経済活動従事者」、あるいは「給
付事由の存する間における資産の価額が所定の限
度額を超えないすべての」一定の資産以下の「居
住者」、また、「二十人以上の者を使用する工業的
事業所におけるすべての被用者の五〇パーセント
以上を構成する所定の種類の被用者」。ある程度
給付の対象者が一定以上でなければならぬと同時
に、もう一つ重要な点といたしましては、給付
費総額を一応定めておる。ここに定められて
おりますのは、「普通成年男子労働者の賃金の三
パーセントにすべての保護対象者の子の総数を乗
じて得た額」か、あるいは「普通成年男子労働者
の賃金の一・五パーセントにすべての居住者の子
の総数を乗じて得た額」というふうに定められて
おります。

○高杉雄忠君 この給付総額で、今お話しがあり
ましたような不熟練労働者の賃金の一・五割掛け
る子供数というものは、我が国の場合におおよそど
の程度となるか具体的にその額を示していただ
きたいし、また、現在我が国の手当額、これは比較
してどのくらいになりますか。

○政府委員(小島弘仲君) このILO条約で見ま
すと、普通成年男子労働者というのは、電気機械
工業従事者以外の機械工業の未熟練労働者とい
うことになっておりますので、それに基づきまして
昭和五十八年度の賃金構造基本統計調査報告をも
とにしますと、その賃金の額というのは月額
で二十万五千円程度にならうかと思ひます。それ
に昭和五十八年度の義務教育終了前児童数が二千
七百八十三万一千人でございますので、これを乗
じますと一兆二百七十億円程度にならうかと考
えております。そういったしますと、現在の厚生省所

管の児童手当の給付額が千五百数十億円でございますので、これの六倍強になるということになろうと思ひます。

○高杉雄忠君 大臣、今お聞きしたように、国際水準に達するまでには現実には大変な差があるわけですね。どのように認識をされて、さらに国際水準に追いつくためには具体的にどのようなふうなお考えをお持ちですか、伺います。

○政府委員(小島弘仲君) 確かに、ILO条約の基準額から見ても、給付規模につきましても極めて少ないということでございます。

これにつきましては、先ほど来大臣からも御答弁申し上げておりますように、高齢化社会を迎えつつある我が国、特に子供の出生数がまだ減少傾向にあります。我が国におきましては、さらにこの児童手当制度というものの意義は極めて高いと思ひます。しかし何分にも、理想的な制度を仕組ますには相当の財源を確保する必要があります。そういった点と、やはりこの制度につきまします国民の大多数の御理解と、あるいは支持を基盤とすることがなければ、なかなか制度の拡充を図ることは困難だと考えております。したがって、今後の社会情勢における子供の問題、数の問題を含めまして子供の問題については、さらに社会的な関心を高めていく必要があると思ひますし、その一環といたしまして、やはり児童手当制度の今後の社会的役割について十分な国民の理解を得ながらこの制度のあるべき形を仕組んでまいりたい、こう考えております。

○高杉雄忠君 特にお聞きしておきますが、今お聞きのように、やがて二十一世紀を担う子供供でありますから、国際水準に達するように具体的なひとつ前進をされるように要請をしておきます。

先般の中央児童福祉審議会の意見具申の中で、「児童発達学及び児童臨床学では、児童の人格形成に最も重要な時期は乳幼児期とされており、その時期に給付を重点化する。」こうしてありますけれども、人格形成に重要な時期であるということと

手当を出すということがどうも私はすっきりと結びついていないように思ひます。

そこで、本法案では単に就学前までに給付を限定する、こういう説明しかしてないんです。そういうふうに考えるんですけれども、この点どういうふうに理解してありますか、伺います。

○政府委員(小島弘仲君) 今御指摘のは、昨年十二月の中央児童福祉審議会の意見具申の中の一筋でございますが、中央児童福祉審議会におきましては、今後の手当制度の改正につきまして、やはり現在の財政状況、あるいは国民の御理解の状況を考えますと、現行の財源の枠内での制度改正ということを一応の前提に考えざるを得ない、そういった点と、まず何よりもこの手当制度を一般化し、さらに本来の趣旨で御理解を願うためには、第三子以降という限られていた現行制度を、さらに、できれば一子、できなくとも二子からに拡大して、この制度の一般化を図る必要がある、それを通して国民の御理解を得ていかなきゃならぬという認識でございます。

そういう点と、財源をある程度膨らませることが困難だといえますと、対象児童数を大幅に拡大いたします場合には、やはり支給期間というものをある程度限定せざるを得ない。どの時期に出すのが一番合理的かということで御議論をいただいた結果先ほどの御意見になったわけでございますが、そうならば、やはり生まれてから人格形成に必要な乳幼児期ということに重点を置くのが合理的ではなからうか。あるいは、その時期は御両親の年齢も若い、そうすると可処分所得の絶対額も少ないんじゃないか。あるいは、最近家庭婦人の就労がふえておりますが、子供の小さい時期にはなかなかそれも思うに任せない。事実、家庭婦人の就労率はもう五割を超えています。就学前というふうな子供さんを抱えている家庭は二割を割っているような状況でございますので、そういう点に重点を置くことが合理的ではなからうかという考え方でございます。さらにもう一つ、この就学前ということになります

と、一般的に申し上げまして子供の養育責任、教育も含めまして専ら家庭の手にゆだねられる時期である、そういう意味で、この時期にまず手当を支給することが妥当ではなからうかということでは、法案にも、短縮するに当たりましてまず就学前という時期を選択させていただいたわけでございます。

○高杉雄忠君 時間の関係がありますから、次に父子家庭対策について伺います。

御承知のように、離婚がふえてきて、母が子供の面倒を見ていてという固定の男女の役割観が揺らぐ中で、父と子だけの父子家庭が増加している、こう思ふんですね。そこで伺いますが、父子世帯というのはどの程度になっているかというのが第一。それから、五十八年八月に全国実態調査を実施していると思ひますが、そこで明らかにした問題はどのようなことか。あわせて伺います。

○政府委員(小島弘仲君) 最近離婚件数もふえておりますと同時に、父子家庭も母子家庭と同様に増加の傾向をたどっております。全般的に離婚なさる場合に子供を引き取るのは母親が七割、父親が三割という結果も出ておりますが、五十八年の全国母子世帯等調査を行いました。ここで初めて父子家庭の状況も調査したわけでございますが、総数で十六万七千三百世帯が父子家庭でございます。この中で離別が六割を占めているというふうな状況でございます。

その悩みといたしまして、やはり一番に子供のしつけ、あるいは家事と、父親でございます。で、勤めとの兼ね合いで、家事とか子供のしつけの面で一番大きな困難を感じていらっしゃる様子がうかがわれました。

○高杉雄忠君 経済的自立を可能にするための援助を主眼とする従来の福祉制度が、父子家庭は母子家庭より経済的に恵まれているとして行政の対象となり得なかつた、こう思ふんですね。しかし、家事や子供の養育、教育面は、経済的な保障や私的対応だけではとても解決できない多く

の困難な問題があると思ふんです。そこで伺いますが、こうした父子家庭の問題について、どのように対応するのか、明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(小島弘仲君) 父子家庭の場合については、先ほど申しましたように、やっぱり子育てを中心とする家事に一番困難を感えていらっしゃるわけでございますので、一つには所得面では税制上の寡夫控除というふうな問題ございしますが、子供のお世話につきましても、その困難の状況によりまして、特にとても手に負えないという場合には現在でも乳児院とか養護施設で預かりするというようなことをやっておりますが、そうでない場合には、何とか昼間だけという場合には、昼間だけ面倒を見ていただければというふうな方につきましては保育所に対する優先的な入所措置をとるというふうなことをいたしておりますし、また、子育ての問題につきましては、児童相談所や福祉事務所、家庭相談室におきまして、さらにはボランティア等の協力も得ながらいろんな相談に乗っているというふうなことを実施いたしております。さらに家事面につきましても、昭和五十年十月から父子家庭に対しても、お父様あるいは子供がぐあいが悪いというふうな場合に、介護人の派遣事業というものの対象に父子家庭も加える等の措置を講じておりますが、さらに今後とも父子家庭の実態の把握に努めながら、必要な施策を展開してまいりたいと考えております。

○高杉雄忠君 この五十八年八月の実態調査の中でも明らかで、先ほどお答えがあったように、母子家庭と父子家庭では悩み事に大きな差があると思ひます。これは実態調査から明らかになっています。先ほどもお答えの、しつけがトップになっているし、それから父親の五割が家事を一番に挙げているわけですね。今日の社会は都市化が進んで、血縁による援助が難しく、地域の人ともつながりが乏しいために、父と子が孤立してしまっている、こう考えるんです。母と子供、父と子供、子供の福祉という立場から見れば同じこ

とだと思ふんです。こういう言い方がどうかかわりませんが、今の時代は男は決して強くないんです、と言えらると思ふんです。不幸な事件、子供に不幸な思いをさせないために、父子家庭対策を真剣に具体的に検討すべき時期に来ていると思ふんです。

そこで大臣、積極的な対応をお願いしたいと思ふんです。父子家庭に対して。いかがですか。

○国務大臣(増岡博之君) ただいままで局長から御説明申し上げておりました、そういう見方というものがこれまでであったと思います。しかし、御指摘のようなこともあらうかと思ふので、これから十分検討をさせていただきます。福祉推進に努めてまいりたいと思ふます。

○高杉雄忠君 ぜひひとつ、大臣に期待するところ大でありますから、強く要請をしておきます。次に、保育行政について伺います。

現在の保育所の受け入れ体制はどうなっているのか、これが第一。さらに具体的に伺いますが、保育所の数、定員、これはどうなっているのか。第二に、またそれは就学前児童の何%程度をカバーするものになっているのか。第三に、そしてそれは要養育児童を受け入れる水準に達していると考えているのかどうか。

以上の三点具体的に。簡潔で結構です。

○政府委員(小島弘伸君) 現在保育所の施設数は二万二千八百八十一カ所を数えております。収容定員は二百二十万程度を確保しております。現在在籍をしておる児童は百八十一万程度でございますので、現在はまだゆとりがあるというふうな状況でございます。したがって、数の面では人口急増地域等を別といたしますれば、一応必要数を充足し得るような状況に至っているのではなからうかと考えております。

ただ、実態の保育需要を見ますと、夜間保育とか時間外保育とかという面につきましては、必ずしもそれに対応できるような体制が十分にできておりませんので、その辺に今後問題があらう、こう考えております。

○高杉雄忠君 次に、保育所の在籍率、どのように最近推移してきているのか。今後の見通しはどのように認識をされているのか。また、この数字は全国平均で、地域によってはまだまだ不足しているところもあるのではないかと思ふんですが、今は極めて細かく対応していく必要があると思ふんです。どのような対策をお考えですか、明らかにしたいです。

○政府委員(小島弘伸君) 五十九年四月現在の在籍率、定員に対する措置人員の割合は八五・六%でございます。これは五十二年の九四・四%以来、保育所の数も増加を図ってまいりましたので、一貫して低下の傾向にございます。今後状況がどうなるかと思ふと、最近の出生数は百五十万を割るような状況が今後しばらく続くと思ふので、六十年代を通して在籍率はさらに減少の傾向をたどるのではなからうかというふうに一応見ております。

したがって、ある意味では保育所に余力も出てきているわけでございますが、全国的に見まして、御指摘のような在籍率には差がございまして、しかし、県レベルで総合いたしますと、どこでも在所率が下回ってきている傾向は見受けられます。ただ一部の市町村で、人口急増地域、団地ができたとかなかなか思いますが、さらに増設の必要な地域もあらうかと思ひますが、全体として在所率が下がってまいりまして保育所に余力が出てまいりましたので、こういう機会を活用して、と言ふとなんですが、従来からの懸案であった夜間保育、さらには時間外保育等に対処できる体制を今後急速に整備してまいりたい、こう考えております。

さらに、子育て面で家庭が従来のような能力を持っていないという面もわが国にございます。核家族の進行あるいは地域社会のある意味での崩壊等によりまして、したがって、保育所の持つべき機能をそういう面でも活用するような施策を今後検討してまいりたいと考えております。

う反面、多くの無認可の保育所、それからベビーホテル、これを生み出しているんですね。私はこれが現実の姿ではないかと思ふんです。現在の保育所が母親のニーズに対応できなくなっている姿というのがそこにあるように見受けられるんです。

五十六年の児童福祉法の改正で、これらの施設への立入調査等の権限を与えられたんですね。現在、これら無認可施設の事態、これをどのように把握をされて、今後どういうふうに対応するのかわ。それからまた、最近のベビーホテルの調査の結果、これによる指摘事項、具体的にひとつ挙げたいと思ふんです。

○政府委員(小島弘伸君) 無認可保育所と言われるものにつきましては、総数はなかなか十分把握できない面もございまして、一応推定値でございますけれども、事業所内、職場での小規模の保育施設も含めると、約六千程度に達するのではなからうかと考えております。

御指摘のように、このような無認可保育所というものは児童の本当に十分な保育という面で考えた場合にはいろいろ問題点があります。にもかかわらずこういう無認可保育所が相当数を占めているという点については、先生御指摘のように、その地域の保育所がそれぞれのお母さんや地域の家庭の保育需要に十分対応し得ない面がある、これは御指摘のとおりだと思います。あるいは費用面の問題もあるかもしれないという点だと思ひますので、こういうところにも頼らなくてはならないというふうに、保育所を、そういう保育需要に十分対応できるような対策を考えてまいりたい。ただ、一番問題になりますのは、ベビーホテルと言われているように、一晩じゅうお預かりするというのは公的施設になじむかどうかという問題もございまして、この辺はさらに検討を要する事項だと考えております。

最近立入検査した事項で問題としてとらえられておりますのは、これはやはり安全上の問題でございます。

ざいですが、非常災害に対する措置が十分講じられていないところ、これが最も多いと思ひます。調査対象四百四十一の中、三百六十を占めている。その次に多いのが保育室等の構造設備や面積が指導基準に合致していない。あるいは、保育室を二階以上に設ける場合の諸条件が十分整備されていないというところ、この二点を挙げております。

○高杉雄忠君 お話しがありましたとおり、五十六年十月から夜間、あるいは延長の保育等が実施されたんですね。しかし私は、余り普及していないというのが実態だろと思ふんです。また、ゼロ歳児の保育も余り進展していない。これが現実ではないかと思ふんです。施設に余裕があっても手間がかかる児童を受け入れない傾向がある。これが、さっき在所率の説明がありました、在所率が低下している原因、こういうふうになっていると思ふんです。

その点は、局長はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(小島弘伸君) 確かに保育需要が多い場合には、普通のと申しますか、一般的、標準的な保育所の運営でも十分であると、その改善をお願いしてもなかなか改善できない面がある、一般的な需要に対応するのがまず優先的という形があったのかと思ひます。最近在所率も低まってきたという面から、今後さらに体制を充実しなきゃならぬという機運も盛り上がっておりますので、こういう機会をとらえまして、従来やもすれば欠けていた御指摘のような夜間保育、延長保育、乳児保育というふうなものについて対応できる体制を急いで整備してまいらなきゃならぬと考えております。

○高杉雄忠君 大臣、今日改めて保育所行政のあり方というのが問われていると思ふんです。そこで、施設経営者の知恵を出していただいて、十分な検討を行うべき時期に来ているのではないかと、こう考えるんです。大臣、いかがでしょう。

○國務大臣(増岡博之君) 先ほどのお話の中にございますように、保育所の児童数が設備に比べて減つておると申しますか、空きがあるわけではございますが、したがって、それを今日の必要なニーズに対応できるような体制に持つていくことができないかなということを今考えておったわけでございます、そのような方向で対処してまいりたいと思ひます。

〔理事佐々木満君退席、委員長着席〕
○高杉雄忠君 時間の関係で、次に、学童保育について大臣に要請をしたいと思ひます。

児童の健全育成面で重要なものは、学童保育、いわゆるかぎっ子の対策です。これらの需要が急速に高まっていると思ひます。現在、国の対策としては、都市児童健全育成事業の中で行うことになってはいますが、どうも働く親のニーズに合っていないように思われるんです。

そこで大臣、重要な学童保育についても、ひとつ前向きの中で具体的な施策をお考えいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(増岡博之君) 留守家庭の学童の場合には、これまで児童育成クラブ等、いろいろ地域の実情に即して弾力的に運営してきたわけでございます、しかし、その実態はなかなか地域によっていろいろであると思ひます。

これまで国が補助事業として実施しております児童育成クラブ、育成指導者等、一単位当たりの組織としていろいろ考へておったわけでありまして、けれども、今御指摘のお話を承りまして、そのようなことが保育として学童をお預かりする方法が、どのような実際の制度、施策等、現実的な面も考へてみなければならぬと思ひます。

けれども、ともかく再検討いたす必要はあらうかというふうに思ひます。

○高杉雄忠君 これまた大臣に、特に学童保育については文部省との関係もありますから、両省でひとつ協議をいたして、具体的に学童保育の実現ができるような、また、親たちのニーズに合うような学童保育を実施していただきたい。この機

会に要請をしておきます。

次に、幼保一元化について伺ひます。

乳幼児時期と行政とのかわり合ひでは、極めて古くて新しい問題として幼保の一元化問題がある、御承知のとおりです。現在、幼稚園と保育所の両面の沿革と機能の相違から一元化の困難性が強調されているんですね。ところが、昨年の臨時教育審議会設置法の審議の際はこの問題が取り上げられまして、当時の森文部大臣、これは大臣は、政府の責任で一元化を進めていかなければならない、こういうふうな言ひをされておられるんですね。また、一方、渡部厚生大臣は、一元化は混乱を招くと、こう既に文部大臣と厚生大臣の間でも意見が対立している。その後の臨時教育審議会でも、去る四月に、就学前教育の問題として組上りのせましたけれども、増岡厚生大臣、どのようにこの問題に取り組みようと思ひますのか、この際、明らかにしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(増岡博之君) 保育所と幼稚園の問題につきましましては、従来から長年いろいろ言われておるところでございますけれども、しかし、その両者は目的と機能を異にしておるわけでございます。特に保育所は、市町村長の決定によりまして、保育に欠ける子供を一日八時間以上預かり、教育的な配慮も加えておるわけでございます。

一方、幼稚園は、三歳以上の児童を一日四時間教育するといふものでありまして、本質的な性格が違ひますので、簡単に一元化できるものではないというふうに考へておるわけでございます。

臨教審におきましても、これまで保育所の役割、幼稚園との違い等について十分説明をいたしておるわけでございますので、御理解いただけたものと考へておりますけれども、しかし、今後ともそのような姿勢は崩さないで、注目をしておかなければならないというふうに思ひます。

御指摘のように、臨教審の審議の経過によりましては、あるいはということも考へられますので、その動向に十分注意をいたしまして、児童福祉の増進が図られるよう努めてまいりたいと思ひます。

ます。

○高杉雄忠君 今大臣のお答えでも、どうも厚生省、文部省両省の論議というのは、幼稚園、保育所のエゴイズム、それから両省のセクショナリズム、こういうものに引つ張られておる、乳幼児保育問題の本質的問い直しが忘れられておるのではないかと、こういうふうに思ひます。そのことはまことに私は残念であり、遺憾だと思ひます。この前提として、保育と教育を何か対立した概念としてとらえているのではないかと、こういうふうに考へるんです。確かに規定の上では幼稚園は幼児に学校教育を施すところ、保育所は保育に欠ける児童の保育を行う、こういうふうに定められておるんです。しかし、有配偶の女子の就業率の増加など社会状況の変化の中では、私は、こういうことではないかと、こう考へるんです。

そこで大臣、そういうような現状の理論のままでいいと、そういうふうにお考えですかどうか。

これ大事ですから。そうではなくて、もっと前向きに、これやばり、そういう問題は子供たちのためにどうするかということを実際に具体的に取組んでいただきたいし、もうその時期ではないかと、こう思ひます。大臣、どうでしょう。

○國務大臣(増岡博之君) 今日の婦人の就業の状況等を考へますと、私は保育所というものの存在価値がうんと重くなつておると思ひます。また、実際に社会からのニーズも保育所の方にあると思ひます。

その方向で一元化されるならば、今の社会情勢に対応した措置であるというふうに思ひます。

○高杉雄忠君 保育所、幼稚園の問題等については、機能、役割分担、こういうことから見てもいろいろ議論があることは私も承知しております。大変難しいと思ひます。しかし、これはいつまでもほうっておくわけにいきませんね。もう臨教審でも教育のあり方、基本的な問い直し、これをされておるわけでありまして、ですから、保育、

教育、福祉、これはきちつと位置づけられて、一元化をして、心身ともに健全な成長をされるようなやばり国の施策というものを一本にまとめたい、こういう姿勢であつてほしいと思ひます。

残念ながら時間が参りましたから、締めくくりにしてさらに申し上げてみたいと思ひますが、私は本法案の審議に際して、特に児童福祉の増進と向上のために幾つかの要請も行いました。また、提案も行いました。臨調行革路線によつて福祉の切り捨てあるいは後退と言われている今日、財政上の理由で次代を担う子供らにその犠牲を強い、福祉の切り捨てや児童福祉の後退、これは断じてあつてはならない、このように思ひます。御承知のように、我が国の憲法を初めまた、児童憲章にも、

われらは日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい觀念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

すべての児童は、心身ともに、健やかに育ち、育てられ、その生活を保障される。

とうたわれている。さらに児童権利宣言にも、「児童が、幸福な生活を送り、かつ、自己と社会の福利のために」「権利と自由を享有する」と、崇高な理念が示されているわけでありまして、大臣、今国会も間もなく終わり、次いで来年度予算について具体的な取組みの時期を迎えることになるわけですが、このようにときに当たつて特に増岡厚生大臣に期待するところもまた大きなものがあると思ひます。私は、恐らく今国会における本委員会での発言もこれが最後の場かと考へます。この際、福祉前進、特に二十一世紀を担う子供らの未来のためにその福祉の増進を図る諸施策の積極的な取組、その実現のため、大臣の所見をいただきたいし、大臣にお願い

いたしますが、最後になりますので、どうかひとつ歯切れのいい強い決意をこの際お聞かせをいただき、私はこれをもって質問を終わりたいと思います。

○國務大臣(増岡博之君)　ただいまお話しただ

きましたように、来年度の予算編成につきましては、やはり環境としては大変厳しい国家財政の中に行われることとなると思います。しかし、先ほども申しましたように、数十年先、百年の大計ということを私どもは考えておかななくてはならないわけでありますから、そのための国民の生活を守り、必要な福祉施策を推進していくことは私の重大な責任であるというふうに痛感をいたしております。特にその中でも、本格的な高齢化社会を迎えるに当たりまして、次代を担う児童の健全な育成を図ることが非常に重要な課題の一つであることは御指摘のとおりであると思います。そのため、福祉施策の推進につきましては、今後も全力を傾注してまいりたいと考えています。

○委員長(遠藤政夫君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後三時三十分まで休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後三時三十分開会
○委員長(速藤政夫君) ただいまから社会労働委
員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、浜本万三君及び和田静夫君が委員を辞任され、その補欠として片山甚市君及び小野明君がそれぞれ選任されました。

○委員長（速藤政夫君） 児童手当法の一部を改正する法律案及び社会保障制度等に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○中野鉄造君 私は、まず最初に、大筋の点から

児童家庭局長は、「基本的な方向としては、第一子から考えるべきであろう。」と、こういうよううな答弁がなされておりますが、この考えは今でもお変わりございませんか。

○政府委員（小島弘仲君） 変わっておりません。

○中野鉄造君 いずれにしましても、この児童手当制度の改革というものが、今日の財政の実情を踏まえての結果である、こういうようにしか考えられないわけですけれども、本当に福祉国家、健全なる福祉社会の実現のためということであるならば、何もこれは改正しなくても今のままでもよかったんじゃないかと思えます。

そこで、今回のこの改正というものは、福祉というものを全般的にとらえた場合に、これは後退しているとお考えでしょうか、向上しているとお考えでしょうか。

○政府委員(小島弘仲君) 財政規模そのものを見ますと、給付費は増加しておりますが、国庫負担が減っている、総体のこの児童手当につきましては、そういう問題はありますが、全般的に見ましては、児童手当本来の趣旨に沿った方向で、厳しい財政状況のもとではありますが、そういう方向に沿った改革措置であって、将来の発展の基盤になり得るものと考えております。

現行制度をなぜこの時期に手直しするかという

のは、審議会の中でもいろいろ御議論がございました。しかし、考えてみますと、やはり児童手当制度本来の趣旨として、国民の間に理解されないのは、やはり三子以降というごく限られた家庭を対象としている現行制度の一つの限界かなと、それが非常に低所得者対策というような方向のための制度ではないかというような誤解を招くものにもなっているかなと考えておりますので、同じような財政規模ではございますが、本来児童を養育している家庭一般を対象とする方向へ向かつては、一歩前進であって、これを基礎に国民の理解を求めながら、さらに次の発展を期してまいりたいと考えているところでございます。

○中野鉄造君 要約すれば、将来的には今後の福祉の発展に寄与するためのものであるということであるけれども、現行制度と今度の改正案と、その二つだけを比較した場合は、やはり後退しているということになりますか。

○政府委員(小島弘仲君) これはそのように考

えておりません。

昨年の十二月に御意見をいただきました中央児童福祉審議会におきましても、この際、やはり今の現行制度と比べますと支給対象児童の範囲はぐっと広がるわけでございますが、その反面支給期間が大幅に短縮している。これはいろんな評価があるところだと思ひますけれども、児童手当本来の趣旨から考えれば期間の短縮というのは非常に残念な措置ではございますが、財政状況を考えれば、やはり児童手当本来のあるべき姿に近づけた改革措置だと考えております。

○中野鉄造君　かなり支給年数が短縮している。

対象は二子からということではずかばかりふえるということにもなりましようけれども、支給年限が非常に短縮した。そして、今もおつしやつたように、そういうようにせざるを得ないということには、その背景に大きな財政の事情がある、こういうことから考えますと、やっぱり端的に言つてこれはもう後退だ。今は、後退していると、そうしか言ひようがないじゃないですか。

○政府委員(小島弘仲君) 厳しい財政状況のもと

での制約、あるいは国民全般に十分な御理解を得られないという状態のもとでの改正措置でございますが、本来の趣旨からいけば、むしろ一歩前進じゃないだろうか、決して後退という御批判は当たらないじゃないかというふうに考えております。

中野鉄造君　　そうでしょうか。なかなか納得い

かないところでございますが、じゃ、この児童手当制度がほかの社会保障制度とは異なっているという制度の無用論だとか廃止論というものがつきまとうというものは、何といってもこの支給要件だと支給額、あるいは所得制限が厳しいからであらう。そして現状としては低所得層に對する多子

貧困救済策となっているというような見方があるわけなんです。そして今回の改正案は、中央児童福祉審議会の、制度本来の趣旨に照らして、子育てを行っている者が広く手当を受けられるという意見具申を取り入れてはおりますけれど、

政事情が今もおっしゃるようにならぬから、現行の枠内で何とかやっつけよう、こういうものでも、これまでの枠そのままでありまして、これは改革ではなくて、二度にわたって児童手当を無用論、廃止論のもとに置くというように、結果的になくなっていくんじゃないかという気がしてならないんです。

の負担のあり方を含め、その全般に關して更に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものであると、こうして制度の檢討が規定されておりますが、これはもう改革をいたす前に先送りしたと言つてもいいのではないかと思います。これに對する大臣の見解をお願いたします。

○國務大臣(曾岡尊之君) この児童手当制度の本

来の趣旨から考えました場合には、附則四条で見直しを認めておるわけでございますので、問題を先送りしたという見方をされるのもある程度やむを得ないかと思うわけでありますけれども、しかし基本的には、この手当を支給する範囲を拡大することによりまして国民の理解も深まると思いますが、また、我々の側も、制度の意義、目的について周知徹底を図るということで、今後に期待を抱いておるわけでございまして、今後は制度の本質にのっとりた改革案を作成し、制度の充実に努力をしましてまいらなければならないと思っております。

○中野鉄造君 今回の改正案が、児童手当法に照らして、これはいささか法律に違反しているんじゃないかというような私は懸念もするわけでございます。

で大きく育てるとされたこの児童手当制度が、現在必ずしも法の目的にそぐわないものになっている、こういう気がするわけでございます。第三子から支給しているという国は、世界各國で六十カ国がこの制度を実施しているわけですが、三子からというのはいわゆる我が国を含めてわずかに三カ国である、こういうような実情から考えてみまして、しかも所得制限は、扶養義務者が六人家族の場合で四十六年度で、児童手当が二百万円、児童扶養手当、特別児童扶養手当百八十万円でありましたが、翌四十七年には児童手当が二百三十三万円、児童扶養手当、特別児童扶養手当が二百五十万円と逆転しているわけですが、それ以後はその格差がだんだんに開いておる。しかもこの六十年案では、所得制限限度額は児童手当六百万円、これは被用者の場合ですが、非被用者の場合は四百九十四万円。これに対して児童扶養、特別児童扶養手当は老齢福祉年金と同じで八百七十六万円でありまして、一方手当額は、もう御承知のようにこれは五十年来五千円に据え置かれておるわけでございます。本改正案においても、所得制限、手当額が依然としてこれは改善されないままになっておるわけです。

そういうところから見ますと、この児童手当法第六條第二項に、児童手当の「額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない」と、こういうように規定されておりますが、こういうように、厚生省が所管する手当における格差及び児童手当法に手当の改定規定がありながら、この手当額が手当の名に値しない低額にあることに對して、これは厚生大臣はどのようにお考えになりますか。今も冒頭申し上げましたように、これは法律違反を厚生大臣が行っているんじゃないのかと、こういう懸念さへもするわけですが、いかがですか。

○国務大臣(増岡博之) この児童手当の制度が思ったほど伸びていないということでございます。

す。これは主に、制度が発足をいたしましたして、制度として成長、定着をするにともない間に石油ショック、財政危機という事情が重なった結果、制度が伸びておりましたら国民の理解も広く得られるところであつたと思つたわけでありまして、その理解が十分に得られなかつたということの悪循環と申しますか、そういうことが結果的に現在のような状況にとどまらざるを得ない状態になつたと思つたわけでございます。

しかし、先ほどから局長からも申し上げておりますように、この改正で支給を受けられる世帯の数が大幅にふえるわけでございます。また、これから私も努力をいたしまして国民の理解を深めて制度の充実に努力をしていかなければならないというふうに思つておるわけでございます。そのようなことでございまして、御理解をいただきたいと思います。

○中野鉄造君 先ほど申し上るように、格差がだんだん開いて、逆転どころか格差が開き放しであるということ、それと今申し上るように、この第六條第二項に規定されてあるこの文言はまさに形骸化しつつある。そして、そういうものは置いてきぼりにしてだんだん問題を先送りしておる、こういうことがどうも私納得いかないんですが、その点をお尋ねしているんですが、いかがですか。

○政府委員(小島弘伸君) 確かに、この制度の趣旨等について十分な国民の理解を得ることについての我々の努力が十分でなかつたのかという反省はしております。

ただ、この制度が五十年までは手当額の引き上げというようなこともやつてまいつてきたわけでございますけれども、その後の経済情勢、あるいは社会保障全体系の中で優先度が低いのではないかと、こういう御批判や、先生御指摘のように、極端なのは無用論までありまして、なかなかこれを改善していくという国民的な基盤がなかつたということ、残念ながら、現状のそのまゝの形で据え置き、あるいはさらに昨今の行革特例

法絡みでさらに一層、三子以降というところ、さらに注目された結果だと思つて、こういう財政難状況で公費の一層の削減を図るべきじゃないかという御意見もいただきまして今日に至つておることは、制度を主管する者として極めて残念だと考えております。

したがって、そのような誤解を招くことのないような、あるいはさらに国民各位の広い理解を得やすいような制度として今回は組みかえさせていただきます。これを基盤として試案を作成し、それを率直に問ひかけながら、国民の御意見も承つて制度の拡充を図つてまいりたいというのが私の悲願でございます。

○中野鉄造君 ですから、結局今までのそういう努力の足りなさというものは反省しつつも、しかしかんせん財政事情の上からどうしようもないと、こういうことなんですね。

○政府委員(小島弘伸君) 確かに所得制限等の措置を強化したという面がございます。それにつきましましては、特例給付というものを事業主団体の御理解も得まして実質的な給付水準の切り下げを来さないような配慮もしております。今回の改正についてもぎりぎり現行の財源を最大限度に活用すると、決して制度の縮小につながらないという方向で努力したつもりでございます。今後我々の課題として拡充は十分考えておりますので、制度改革の趣旨その他については御理解をいただければと考えております。

○中野鉄造君 今も申される、この児童手当の所得制限が非常に強化された。支給率は制度創設時から五十二年まではずっと上昇したわけですが、五十二年の九二・五%をピークに以後はずっと落ち込みつ放しなんです。そして現在は七九・〇%と、こういうふうになっておまして、これを老齢福祉年金や特別児童扶養手当、福祉手当と比較すると、ここにそれぞれの停止率というものが出ておりますけれども、これはもうまるで話にならないわけですが、児童手当がこういう高い停止率、こういうような現状、それから今申しま

したように、どんどんどんどん落ち込んで今や七九%にすぎないと、こういうようなこと、この結果を反省はされると、こうおっしゃいます。これ、今後どのようになさいますか、この現状を踏まえて。

○政府委員(小島弘伸君) 現行の所得制限、今老齢福祉年金の本人所得制限の基準として所得制限を定めることにいたしました。昭和六十五年年度の財政再建までの期間でございます。その後はあるべき姿に向かつて、特例給付というものはものとの兼ね合いもございまして、支給率が十分趣旨、目的を達せられるような方向で所得制限が定められるように努力してまいります。

それとあわせて、本改正法案を御可決いただければ、直ちにまた次のステップに向かつての検討を進めてまいりまして、六十五年というようになことにこだわることなく、できるだけ早い機会に本格的な改正案を世に問ひたいと考えております。

○中野鉄造君 くだいようですが、大臣にまた確認の意味でお尋ねいたしますが、この児童手当の所得制限については、五十五年九月の中央児童福祉審議会の意見においても、「社会の子」としてとらえていることからして、原則としてこれを行ふべきではない」という反対の意見が出されておりますが、これを踏まえて、厚生大臣、いまだ度御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(増岡博之) 私も、児童手当制度が本来の姿に戻るためにはそのような措置も必要であるというふうに思つておるわけでございます。ただ、今回につきましては、厳しい財政事情でございますので、将来の飛躍に備えての芽を残しておこうということが主眼になって第二子以降ということになったというふうにお考えしております。このように、御指摘の趣旨にとつて今後努力をしてみたいと思つております。

○中野鉄造君 次に、高齢化社会への対応としての児童手当の充実、この点についてお尋ねいたします。

人口の高齢化の社会的経済的影響として、これはやはりもう申し上げるまでもございせんけれども、生産年齢人口に対する年少人口、それと老年人口の割合がどうなっていくかという問題が横たわってくるわけですが、出生率低下により年少人口が減少するために、現在から昭和七十五年ごろまでは四五%前後と、働く世代の負担が最もこれは軽くなる。しかし、老人の増加によって七十五年には五〇%、九十年には六〇%、百十五年には七〇%に働く世代の負担がふえてくるわけですが。現在十人の働き手が三人強の子供と一人強の老人を養っているのに対して、やがては三人の子供と三人強の老人を養わなければならない、こういうときがやってくるわけですが。

ところで、この高齢化社会の対応として、既にもう年金改革が行われたわけですが、各種の対応に加えて、年少人口の量的増加、あるいは児童の健全育成、資質の向上を図ることも高齢化への重要な政策であり、社会保障の基本でなくてはならない、こう思うわけですが、我が国にはこれといった人口政策というものはございせんし、この人口政策それ自体、これはなかなか難しい面があると思ひますけれども、去る五十七年の合計特殊出生率というのが一・七七、五十八年は一・八〇人と回復しまして四十九年以降の低下にブレーキがかかったようではございすけれども、この間の人口問題研究所の推計も、五十八年度は一・八〇人で推計して、その後は低下をしていくであろうと、こういうような推計を出しております。

そこで厚生省では、この合計特殊出生率の低下ブレーキをどう見ているのか、その推移についてはどのように見えておられるのか。

○政府委員(小島弘仲君) 昭和四十年代は、合計特殊出生率が二に近いところでおおむね推移したかと思ひますが、五十年代に入りましてそれがだんだん低下を遂げてきているという状況が見受けられます。年によって多少いろいろ増加したりふれたりということで、この動きいかんとい

うことは極めて難しい問題であらうと思つておりますが、諸外国、例えば特に西ドイツなんかで見られるように、現在の生活をエンジョイするためには子供がかえつて邪魔になるという意識、子供を産むことを余り欲しないという人たちがふえてきたというふうなことも言われております。その辺の国民の意識がどう変わるか、あるいは結婚年齢等々、それから私的な生活設計のあり方というふうなこと、いろいろあらうと思ひますが、なかなか単純な問題ではございせん。

ただし、先進諸国を見ますと、どこも人口の減少傾向に悩んでいるのが現状でございす。したがひまして、我が国としては、今後の出生数ということには極めて楽観を許さない状態にあるんじゃないだろうか。先生御指摘のように、今後深刻な高齢化社会を迎えるわけですが、この高齢化率を高めていくのは、一つにはやっぱり出生率の低下の問題が大きな要因として占めていく。したがひて、中国でとられておりますような

——これは逆に減少例ですが、直接的な人口政策というものはなかなか難しい問題がある。したがひまして、我々といしましてはやはり将来に向かつての人口構造という問題も、十分国民の理解を得ながら、数の問題も含めて子供の問題に対する社会的な関心をより呼び起こしていかなければならぬんじゃないか。

みんな将来を考えると、機運を高めてまいらなくてはならぬと考えますと同時に、子供によって生活がそう苦しくならない、子供があつてもなくてもその生活の上に変動を来さないというふうな社会保障施策と申しますか、その一つが児童手当だと考えておりますが、そういう施策を充実する必要性が今後さらに増してくるのではなからうかと考えております。

○中野鉄造君 ならばこそ、先ほどもちょっと触れましたように、一方ではこの児童手当法の廃止論というものもあるわけですが、また一方では、今こそこの児童手当法を本当に充実して、そして人口政策として推し進めるべきだ、こういう

意見も非常に強いわけなんです。

そこで、先ほどから申しておりますように、当面の財政対策のためにこの制度が犠牲にされる、そして改善充実が行われないというふうなことがあつたならば、これはもう悔いという残すことがないことにはないかと思うわけですが、いま一度厚生大臣のこの人口問題から考えた場合の御見解をお願いいたします。

○国務大臣(増岡博之君) この児童手当のことに ついて御議論なさる場合には、どなたも気持ちの中に人口問題、あるいはそこまでの意識がございせん。数が増えるのが困るという、そういうお気持ちも持ちながら御議論をいただいていると思うわけでございます。

ただ、今日の自由主義をとつております立場から、明らかに露骨な、即効性のある人口政策というものはなかなか難しいところをございすし、人口政策という言葉自体を使うということも非常に何となくはばかられるという状況でございすので、したがひて、そういう点から、どつちつかずというふうな印象は免れないものと思ひますけれども、ともかく私どもといたしましては、この制度を広く普及させ、そのことによつて国民に御理解をいただく。そして自発的な出生率の向上ということが望まれる、向上ができればと申すという考えは持つわけでございますので、今後その方向で努力をしてまいりたいというふうな考えでございす。

○中野鉄造君 次に、少し具体的な細かな問題に入つていきますが、支給対象が第二子に広がつた、そしてその額は二千五百円である。率直に申しまして、この二千五百円の根拠というのは何でしようか。

○政府委員(小島弘仲君) まず、今回の改正につきましては、将来のこととも考えまして、また、児童手当本来の趣旨からということで、支給対象児童の範囲の拡大を第一義的に考えました。その結果、支給期間について大幅に短縮せざるを得なかつた。同時に、三子以降につきまして従来の五千

円という給付水準を維持しようと思へば、率直に申し上げまして二千五百円という金額が現在の財源の枠内で賄える満度であつたということでありまして、特にこういう根拠でという数字じやございせん。もう財政状況からやむを得ず何とか現在の半額程度、拡大する第二子についてはそれを確保できたというのが現状でございまして、特に積極的な意味はあるわけではございせん。

強いて、それで何ができるかというお尋ねがあるといひますれば、例えば、養護施設なんかの子供の養育費で考えてみますと、年代によつても違ひますけれども、大体被服費、月当たりの衣料代の全額あるいはその二分の一程度はこれでカバーできる、あるいはミルク代の二分の一ないし三分の一という程度でございすし、幼稚園なんかの場合、公立でございすし、四、五千円というところが多いようございすので、その半額程度は何とか援助できるかというふうなことでございす。決してこれは十分な数字だということではございせんが、しかし、全く意味のない数字だということでもなくて、極めて低額ではございす。したがひて、これを基礎といたしましてみんなでひとつ児童手当の今後を考えていただければと考えております。

○中野鉄造君 俗に、児童とは何歳ぐらいまでを言うんですか。

○政府委員(小島弘仲君) 一般に児童という場合には十八歳未満でございまして、障害児を対象といたしまして特別児童扶養手当等については二十歳という例もございす。したがひて、十八歳未満というのが我々施策でとらえる場合の児童の対象でございす。

○中野鉄造君 先ほどおっしゃつたように、ミルク代とか何だとかというお話も出ましたけれども、まるでこれは幼児手当じやないですか。

○政府委員(小島弘仲君) 先ほども申し上げましたように、今回の改正で、第三子以降というものを第二子まで、一番目の子供まで支給対象を拡大いたしました。その結果、支給対象の範囲は、支給

対象の年齢と申しますか、支給期間は、小学校に入るまでという期間に限定せざるを得ませんでした。

ちょうど幼児の定義に当たる段階まででございますのでそういう御批判も出てくるかと存じますが、我々決してこれを十分だと考えておるわけではございませんで、不十分ではございますが、児童手当本来の制度に沿うように、児童を養育する家庭の大多数が対象となるというような制度に組み直しまして、これを基盤といたしましてさらに将来のあり方を問うてまいりたいと考えておるところでございます。

○中野鉄造君 どう考えても今は児童手当じゃなくってこれは幼児手当であると、こういうように認識せざるを得ないんですが、これ、将来はまた児童手当に戻りますか。

○政府委員(小島弘仲君) 我々決して就学前の期間が十分だと考えているわけではございませんで、今回の改正措置としてはここまでするが限度いっぱいだというところでございます。

特に諸外国の例を見ましても、義務教育終了までというのはごく一般的なことでございますし、将来のあり方といたしましては、さらに高校という問題の御意見もあらうかと思ひます。いろんな御意見はあらうかと思ひますが、やっぱり名実ともに家庭の児童の養育に協力し、援助するといふ機能を営まされるような内容のあるものにつくりかえていくのが本筋だと思ひますし、そういう方向で努力してまいる考えであります。

○中野鉄造君 将来の理想としてではなくて、本当にこれは真剣に努力していただきたいと思ひます。

今、諸外国のお話がちよつと出ましたけれども、例えばILO百二号条約は、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付などの部門で国内制度がILOの最低基準を満たしているとして既に我が国もこれは批准したところでありますけれども、家族給付部門はいまだにその条約の批准をしていないわけなんです。

児童手当の給付総額を見ますと、五十四年、五十五年が最も多くて、約一千七百八十五億円から一千七百七十七億円でありました。六十年年度案が約一千五百億、改正案が実施されたとしても約一千六百億で、その後は給付総額はだんだん減っていくわけですね。そうしますと、この児童手当額の五千円、あるいは二千五百円では、到底この百二号条約の家族給付部門の基準にも満たないわけでありまして、これについてはどういうお考えですか。

○政府委員(小島弘仲君) 御指摘のように、ILO百二号条約を我が国は批准しておりますが、家族給付については留保しておる、批准に至らない状態であるという点は御指摘のとおりでございます。批准をいたしますと、先生お尋ねの給付規模につきましても、先ほど高杉先生からもお尋ねがございましたが、やっぱり一兆円を上回る給付規模になりますと批准要件を額の面では満たせない。それに比べますと、六分の一弱というところ——現行はそういうことでございまして、給付期間、給付額について大臣からも御答弁申し上げておりますように、これでも将来とも十分な額だ、あるいは十分な措置だと考えているわけでは決してございませんので、将来の制度改正を前提としながら、当面の財政状況あるいは国民の御支持の状況等を考えた場合には、当面の改善策としてはやむを得ない、とり得る最善の策であると考えております。

したがいまして、今後のこの手当の社会保障制度の中におきます位置づけ、あるいは国民の支持を基礎といたしますその拡充等につきましても、我々に残された宿題であり、当面その解決を急がなければならぬ緊急の課題であると考えております。

○中野鉄造君 財政事情のためにやむなくこうなつた、こういうことですね。

○政府委員(小島弘仲君) 先ほど御指摘がございましたように、財政事情と、もう一つは、財政上どんなに苦しくとも優先順位の高いもの、あるいは

必要なもの、本当に国民の支持のあるものというもののについては相当具体化できる分野もあるうかと思ひますが、財政状況が非常に厳しいということと、この制度に対する全面的な支持というものの広がりはまだ十分でない、この財政状況の中で、さらに財政規模の拡充した改革案というものを提出できる現在環境にないというふうに、我々は残念ながらそういう判断をしたところであります。

○中野鉄造君 またこの支給期間に戻りますけれども、厚生省が就学前までとしたその根拠はどういうところにありますか。

○政府委員(小島弘仲君) まず、支給期間といたしましては、こういう第二子は二千五百円、三子以降五千円という金額にいたしましたも、二子に拡大するためには六年程度の支給期間しか保てないというところでございます。

どの期間に重点的に支給するかという問題があったわけではございますが、総理府の国民生活調査の家計調査によりますと、子供が高校、大学にいた時期が一番家計が苦しいという調査もなされてはございませぬ。しかし、我々が、生まれてから就学まで、人生の初めの期間に重点を置きましたのは、児童福祉審議会におきましても、やはりその辺が一つは人格形成上一つの重要な時期である、あるいは、家庭の御両親も比較的若年でございまして、可処分所得の絶対額が低い、しかも、家庭の状況を見ましても、専ら父の所得に頼るのが一般的だと、共稼ぎもなかなかしにくいというふうな状況もあります。そうすると、絶対額の必要度というのを考えるとやっぱりその時期ではなからうか。むしろ高校、大学という時期よりもその方が重要ではなからうかということを考えてましたのと、もう一つには、就学前ということでございますと、その養育、教育も含めまして、専ら家庭の手にゆだねられていた期間でございます。義務教育になりますればこれは教育の面で、養育とはちよつと違いますけれども、公費負担という面もありまして公的な協力もあるわけ

でございますが、就学前ということになりますと専ら家庭にその責任をゆだねているという期間でございますので、ここにまず着目いたしましたして、まずここから始めようという判断をしたわけでございます。

○中野鉄造君 先ほど局長おっしゃいましたように、財政事情と、国民のこの法律に対する世論、あるいは意識というものの変革がやっぱり連動してくるというお話がありましたけれども、そうすると、この支給期間ですね、この問題については、将来はこれは考え直すという、そういう用意はあるわけですね。それとも今のこの改正案に出るような、ずっと今後も義務教育就学前までと、これを続けられるわけですか。どちらでしょう。

○政府委員(小島弘仲君) 先ほど御答弁申し上げましたように、限られた財政状況の中で支給対象児童の範囲を広げるためにやむを得ない措置と考へておりますので、我々これが十分なことだと考へておりません。少なくとも家庭の児童の養育に対する援助ということを考えますればどんなに短くとも義務教育終了時までというのがあるべき姿だと考へておりますので、将来はそういう方向に向かってこの改善を図るべきものだと考へております。

○中野鉄造君 この改正案では、六十一年から六十三年度まで段階実施されますけれども、低所得者に対する加算二千円を六十一年度からいきなり廃止すると、こういうふうになっておりました、低所得者に支給されている現在の七千円を五千円に引き下げるというのは、これはもう時代の流れに逆行するんじゃないかという感じがしてならないんですが、現状を維持していかなければならぬ人たちはやっぱり何かと大変じゃないかと思うんですけれども、これまたやはり財政事情のもとにやむを得ないという措置でしようか。

○政府委員(小島弘仲君) 諸外国の例を見ましても、児童手当については一般制度ということでございます。低所得に加算というふうなことが行

われないのが通例のようでございます。

我が国の場合は、五十年年度までに三千円から五千円まで引き上げてまいりましたが、その後財政状況がなかなか引き上げを許さない状況が出てまいりました。したがって、やむを得ず緊急に、手当増額を必要と考えられる低所得者の加算という制度を五十三年度から発足させた。これはいわば一般的な手当の引き上げが困難な状況でやむを得ざる選択であったかと思いますが、児童手当制度本来の姿というのを考えた場合に、必ずしも妥当かどうかについては疑問がなしとしないところだと考えております。諸外国の例に徴しまし

今回改正に当たりまして、額も何も不十分なままに低所得者加算をカットしたという点については、これは御批判、御意見のあるところだと考えておりますが、あるいはさらに、従来どおり三子以降は五千円という金額、これもまた御批判のあるところでございますが、しかし第二子まで拡大いたしましたために、第二子に二千五百円、不十分な手当額ではございますが、せめてその半額という額を維持するためには、低所得加算を残す余地のない財政上の状況であったということが一つございます。

それともう一つ、今度三子から合算して世帯に給付される額になりますと、三子までの家庭ですと七千五百円という給付になります。今までは三子以降でございまして五千円でございました。支給年齢のカットという問題がございまして、世帯単位で見ますと支給対象児童につきましては低所得階層も含めまして、三人以上の子供がいられるという状態は実質は出ないという判断も実は一つはございまして、これは支給期間の問題等がございまして必ずしもそう言えないということとは承知しておりますが、支給対象児童を持っておる家庭で見ますと、従来は三子以降であったのが二子から拡大すると、三人子供がいられる場合には従来は五千円だったのが世帯単位で見ます

と七千五百円という給付額にもなるわけでございすので、この際、低所得者の加算というものにつきましてはカットさせていただきました。

将来は、低所得者階層というよりも、全体としてやっぱり本来のあるべき給付額ということで考えていくのが筋ではなからうかと考えております。

○中野鉄造君 第二子に支給される二千五百円は、私どもは、これはこのくらいのお金で何ができるだろうかという気持ちもしないわけじゃないんですけれども、しかし、そういう意味から考えれば、低所得者に対して打ち切られる二千円というものは、これもまたやっぱりそれなりの影響が大きい金額ではないかということが言えるんじゃないかと思うんですね。

この改正案は、児童手当制度の改革というよりは、今までの御答弁がありましたそういうようなものを総合して勘案しますときに、しよせんは現行の財源内で改定して、そして第二子まで支給範囲を広げていく、そして社会のこの制度に対する理解を得て何とかこの制度を維持していこうという厚生省の苦悩の跡というものがあろうとかがわかるわけでございまして、一方で、五十五年の中児審の意見具申において、「税の児童扶養控除との調整も、財源問題解決の有力な方法として考えられる。」というようなことが披露されております。

そこでお願いいたしますが、五十五年の中児審の意見についてどのように検討しておられるのか。大蔵省とこの問題について協議をされたことがあるのか。いかがでしょうか。

○政府委員(小島弘伸君) 我々としては、五十年代に入りまして児童手当についての厳しい世論も出てきたということから、この際、三子以降というような現行制度にとらわれずに、あるべき児童手当制度というものを一回示しておこうというものが五十五年の中児審の意見具申であったと考えております。当時の意見具申も、それが直ちにできるとは考えておられませんが、将来の課題として

ということでお示しただいたものでございす。引き続きいた昨年の中児審の意見も、やはり基本的に五十五年の意見具申の線を目標に据えて考えるべきだという御意見でもございすし、我々としても、基本的にはそのような方向で制度を考えていくのが筋だというふうに考えております。

その後の状況をお尋ねでございすけれども、これをもとにいたしまして成案を得て財政当局といろいろ相談するところまでは、残念ながら現在まだ厚生省としては至っておりません。

○中野鉄造君 この制度の検討時期についてですが、今回附則第四条で、「児童手当制度については、費用の負担のあり方を含め、その全般に關して更に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとする。」と、こういうようにありますけれども、その検討のタイムリミットといいますか、これはいつごろになるのか。つまり、附則第五条、第六条にあるように十六年の五月というところでしようか。それともこれは早い時期に必要な措置を行うということになるでしようか。いかがでしょうか。

○政府委員(小島弘伸君) 附則四条の規定そのものについては時期は特定してないのは御指摘のとおりでございす。直接的に特例給付の終了する昭和六十六年の五月までという制約も特にはございせん。ただ、我々といましてはできるだけ早く、この期間にとらわれずに検討結果を取りまとめまして、まず世論の御批判も仰ぎたい、こう考えております。一つには五十五年の意見具申も、新聞論調等におきましては、一般的には非常に厳しいものが多かったというふうには記憶しております。そのため、我々は、試案をお示しする場合にはやはり児童手当の今後の我が国社会における必要性というものについてある程度国民的な理解が浸透してございせん、いたずらにまた将来に課題を残す、問題を残すことにもなりかねませんので、その辺の兼ね合いを考えながら十分制度の成案を急ぎまして、できるだけ早い時期に試

案を世に問う方向で努力してみたいと思っております。

○中野鉄造君 最後になりますが、これは大臣にお尋ねいたしますが、この手当に対する財源の問題でございす。

この財源確保については、今までのいろいろな案はもう出尽くしているわけですから、やはり考えられるところは、一つには国庫負担。二番目に企業の家族給との整理。三番目に税制の扶養控除との調整、統合。四番目に租税、事業主拠出金のはか、自営業者、農民等からの拠出。こういうようなものが挙げられるかと思いますが、今もいろいろ申し上げてまいりましたように、制度の検討がどうも先送りされている嫌いがあるわけですから、先ほども申しましたように国民の理解を得るためには将来の児童手当制度に対するやはり厚生省としてのビジョンというものが国民の前により明らかにされていかなければ、国民の理解、関心というものが高めるわけにはいかないと、こう思うわけですから、この児童手当を充実改善していく場合に、それには何と云っても財源問題ということになってまいります。

私が今申しましたこの四つの方法について、厚生大臣はどのようにお考えになっておりますか。

○大蔵大臣(増岡博之君) 負担の問題は、やはり将来において避けて通ることのできない課題であると思ひます。しかし、今私どもがあるべき姿の年金制度というものをとおぼろげながらも示すことなしには、なかなかその問題に踏み込むことも難しかろうと思ひます。したがって、それまでの間いろいろな作業を進めながらも、今おっしゃいました四つの方法の中でそれが実現可能であるか、あるいはまた負担に應ずるだけのいわゆる金銭的な能力があるかないかということも検討を進めてまいらなければならぬと思ひうわけでございす。が、やはり今挙げられましたことはすべて検討の対象になるのではないかと云うふうに考えており

ます。

○中野鉄造君 どうもみんなそれは大事でありますけれども、今言ったような中から特にどういうようなものにその重点を置いていこうとするのか。そして、今申しますように国民の前にこれの将来展望と将来像というものをより明らかにしてい、それがなければだめじゃないかと思うんです。いかがですか。

○国務大臣(増岡博之君) 私どもの方は、まだ国民の前にあるべき姿をお示しする成案を得るに至っていないわけでございますので、したがって、その負担の源というものをどれがということでは現在では検討いたしていないわけでございます。これからの作業になるかと思えますけれども、これは本当に将来の予測ということでは考えますと、その中でも国庫負担というものはなかなか避けて通ることのできない方法であろうというふうに思っています。しかし、そのほかの方法につきましてもあわせて検討していかなければならないというぐうふうに思います。

○中野鉄造君 終わります。

○安武洋子君 まず最初に、大臣にお伺いをいたします。

〔委員長退席、理事関口恵造君着席〕

御承知のように、この児童手当制度、これは我が国の社会保障制度の中でおかれて発足をいたしております。四十七年の一月の実施でございますが、この制度につきまして四十八年度の厚生白書、この中では、

児童手当制度は、児童を養育している者に対して児童手当という現金給付を行うことにより、児童養育費が家計に与える負担を軽減し、更に、これを通じて積極的に児童の健全な育成と資質の向上を図ろうとするものである。

今後、急速な老齢化が予想される我が国の人口構造の変化を考えれば、現代の児童が大人になったときの社会的扶養責任は、今日の私達以上に重いものとなるわけであり、児童が十分に

その資質を伸ばし、能力を高めることが望まれるが、この意味で、児童手当制度の役割が期待されるのである。

そこで、大臣、こういう厚生白書の認識でございますが、この認識とか姿勢、これは今後とも変わりございませうでしょうか、お伺いをいたします。

○国務大臣(増岡博之君) 児童手当につきましては、従来から、次の時代の担い手である児童の健全育成ということを目的といたしておるわけでございまして、それは来るべき高齢化社会におきましても世代間の連帯が不可欠の要件となるということでございますから、そういう面におきましては現在でも変わっていないと思えます。

○安武洋子君 その後、経過を見てみますと、「児童手当制度の役割が期待される」「厚生白書ではこう書いてあるわけだ」ところが期待どおりに改善されてきたとは残念ながら言えないと思えます。

端的にお伺いいたしますけれども、この制度は財政当局や臨調から私はずっとねらわれてきたというふうに思っております。制度の存廃も含めてとか、抜本的に見直せとか、こういうことであつたのではないのでしょうか。

○政府委員(小島弘伸君) 確かに臨調の御指摘は、先生御指摘のような方向でございました。それはやはり現在の姿の児童手当というものが現在の社会保障体系の中で十分機能しているのかどうか、本来の期待される役割を担っているのかどうか、それについては抜本的に見直せという御指摘だというふうに理解しまして、本来のあるべき姿というものを考えながら、それをねらい、さらに今後の一層の発展を期しまして現在のような改革案を御提案申し上げたところでございます。

○安武洋子君 これが一層の発展かどうか、そういうことをおっしゃっていただく大変困るわけですが、児童手当制度というのはもとと難産でございました。それこそ制度の発展というのが期

待されながら、私は一方では受難の歴史であつたのではなからうかというふうに思うわけですが。

手当額の現行の月五千元、これは五十年十月から据え置きになったままではないんでしょうか。

○政府委員(小島弘伸君) 御指摘のように、五十年十月から五千元に据え置きのままでございまして、ただわずかに、五十三年度から低所得者に対する加算制度というものがございまして、現在では、市町村民税の均等割の非課税世帯に對しまして二千元の加算ということで現在に至っております。

○安武洋子君 だから、手当額現行の月五千元、これが五十年の十月から据え置きのままでたということになるわけですか。

それでは、物価上昇分、これを引きますと、五十九年度価格にいたしますと、実質価格、この五千元というのは一体どれぐらいになるんでしょうか。

○政府委員(小島弘伸君) 実質価格ということになりますと、逆に引いていくわけでございまして、五十年年度価格にいたしますと三千二百円程度になるかと思えます。逆に、五千元をどのくらい上げなくちゃならぬかという、七千円ちょっと上回る額に上げなくちゃ五十年年度の五千元の価格を維持したことになります、このように考えております。

○安武洋子君 だから、五千元を据え置いてきた、それが現在では三千二百円の実質価格になつてしまつていくということなんです。しかもその上に所得制限を強化をいたしております。

支給率九〇%、これが五十六年度から八〇%になつてきている。これは間違ひございせんか。

○政府委員(小島弘伸君) 五十六年度以降、従前の九割が八割程度に落ち込んでいくということについては、御指摘のとおりです。

約八〇%、こういう状況なんです。

そこで大臣にお伺いをいたしとうございます。

私が今申し上げました経過、我が国の児童手当の現状といふのは、国際的な水準とかあるいは児童憲章、児童権利宣言、こういう理念などから見ましても決して十分とは言えない、こういうふうには思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(増岡博之君) その点につきましては、私も決して今日の改正案が十分なものであるとは申せないというふうに考えます。ただ、将来に向けては、支給範囲対象を拡大することによりまして飛躍の芽を育てることができたというふうに思っておりますので、今後の課題として懸命な努力をいたさなければならぬというふうに思っております。

○安武洋子君 大臣は、対象を拡大して飛躍の芽をつくったんだというふうにおっしゃいますけれども、諸外国の話がもう出ておりますので私は諸外国との比較の話をここでは出しませんけれども、やっぱりこれは諸外国に比べても大変恥ずかしい現状でございまして。そして、父母の所得の現状とか、それから児童養育費から見ても、とても児童手当法の目的には——この目的として掲げておりますのが、「家庭における生活の安定に寄与する」、こういうことになつていくんですよ。そして、「次代の社会をなす児童の健全な育成及び資質の向上に資する」と、目的は大変よろしいです。しかし、家庭生活の安定に寄与して、こういう目的を掲げているに於ては、

実質は、先ほどお答えになったような五千元と三千二百円、実質価格がこれぐらいの程度になつてしまつていく。こういう現状の中で、これは私は児童手当の目的に沿っているんだというふうにはとても言えないんじゃないか。大変恥ずかしい話じゃないか、こう思いますけれども、その点、どうお考えなんでしょうか。

○政府委員(小島弘伸君) 確かに制度発足当初から、子供にかかる費用、いわば児童の養育費の三分の一ないし二分の一程度の額というようにな

を目標にすべきじゃないかと、それが妥当であろうという御意見もいただいております。また、諸外国の例に徴しても、現在の額、あるいは改正案に盛り込んでおります額が決して十分な額であるという事は申せません。これらにつきましては、今後やはり必要な財政措置も十分詰りながら必要な額を給付できるように方向に持っていかなければならぬと考えております。

○安武洋子君 子供に要する額の三分の一から二分の一ということになりますと、実質三千二百円、私はどこから考えても、こういう数字は出てこないんじゃないかなというふうに思っています。そして、やはり第一子から支給をしないかなければならないというふうにも考えます。

五十五年の九月ですけれども、中央児童福祉審議会の意見具申、これは児童手当制度の意義や内容についてどんな意見を具申しているのでしょうか。概略をお知らせください。

○政府委員(小島弘仲君) 将来の日本の人口構造、あるいは高齢人口の増加というようなことを考えた場合に、やはり社会連帯の基盤を強化しなければならぬ。そうすると、老人の問題というのはとりもなおさず子供の問題でもある。次代の担い手としての子供を高齢者と同様に考えるべきだということから、基本的には児童の養育につきま

して家庭だけの責任にゆだねられることなく、社会もそれに協力しなければならぬというのが基本的な考え方でございます。そうだとすれば、手当の支給というものは第一子からということで、すべての児童を支給対象とすべきではなからうか。また、支給期間もやはり義務教育終了時までというのを考えるべきであらう。さらに、所得制限は原則としてつけるべきではない。また、手当の額についてもある程度価値ある額とする必要があるというふうに考えられておるのが示された大筋でございます。

○安武洋子君 今御答弁があった趣旨、私は大体そのとおりであると思うんですが、児童は社会の子として社会的に配慮する必要性を強調して、そ

してその上に立って、制度の内容につきまして、まず第一子から義務教育終了前までを支給対象にせよというところが第一点ですね。それから第二点としては、手当額というのはある程度価値ある額、これを支給せよというふうにもなっております。それから第三点といたしましては、所得制限は原則として廃止、こういうことをうたっているわけです。

そこで大臣、こういう意見が具申をされておりますけれども、国際比較の問題もあります。それからこういう意見具申、これを踏まえてみますと、我が国の政府の姿勢というのは、長らく第三子からの支給というふうなことをやってきています。しかも、手当額というのはずっと据え置きを続けてきている。しかも、支給率というのは低下を続けてしまっている。しかも、やり方をしている。こういう政治姿勢というのは私はまことに遺憾であると思っておりますが、担当大臣としての御所見を伺わせていただきます。

○国務大臣(増岡博之君) 今日、この今おっしゃいましたような状況になっておりますのは、やはり制度が発足して国民意識の中にまだ定着をしていない時代に、石油ショック、財政危機を招いたということ、その双方が原因であらうというふうに思っております。

昭和五十五年の意見具申は長期ビジョンをもってその方向を示しておられるわけでございまして、今一回行いました改正をてこにして、何とかもう一度国民各層の御理解をいただけるように私も努力していかなければならないというふうに思っております。

○安武洋子君 同僚議員との質疑の中でも、それからまた今大臣の御答弁の中でも、国民意識が定着をしていない、国民の全面的な支持がないというふうな御意見が出ておりますけれども、私はこれは、一つは、第一子から支給をするというふうなやらないで大変この制度そのものをいびつな形で発足をさせている、そういう一つのゆがみというものが国民意識の中に反映をしているんだとい

うことと、厚生省のPRの不足ということであらうというふうに思うわけです。

そこで大臣にお聞きいたしますけれども、いろんな困難な問題でございます。しかし、とにかく児童手当制度の改善には努力をしていただかなければならない、こういうふうに思いますけれども、これはお約束を願えるわけでしょうか。

○国務大臣(増岡博之君) できるだけ早い機会に本来のあるべき姿というものを策定いたしまして、皆さんの御理解をいただきたいというふうに考えております。

○安武洋子君 では、大臣のあるべき姿とおっしゃるのは、先ほどの五十五年九月十日の中央児童福祉審議会の意見具申の方向、こういうことではないですか。

○国務大臣(増岡博之君) 基本的にはそのとおりでございます。

○安武洋子君 私はぜひその方向で努力をしていただきたいと思いますし、当面、私どもの党が修正を出させていただきます。その修正案の内容、これは第二子、第三子ともに手当額というのは五千円、現行どおり義務教育終了まで支給をする、そして低所得者には配慮をする、この程度のことなんです。私は、この程度のことというのは早急に実現するように努力をしていただきたい、こう思いますけれども、御所見をお伺いいたします。

○政府委員(小島弘仲君) 成案を得ました場合に、段階的に実施するかあるいは一挙に持つていくかという問題がございます。これらにつきましては一番の問題は財源の確保の問題だというふうに考えております。

○安武洋子君 私が今御質問申し上げたのは、当面、私どもの党が修正案を提出いたします。こういう内容程度、この程度は早急に実現するように努力をしていただけないものか。それで私は内容を申し上げたわけです。これは、第二子、第三子ともに手当額というのは五千円だ、現行どおり義務教育終了まで支給するんだ、そして低所得者には配慮をしていくんだ、私どもはこの程度の修正を出すわけなんです。私は、この程度のこと

は早急に実施をするという、そういうことで努力をしていただくというのとはできるんじゃないかなというところで、お伺いをいたしております。

○政府委員(小島弘仲君) お示しいただきましたような修正事項で考えてみますと、所要給付額が六千六百億程度になるかと考えております。そういういたしますと、現行の財政規模の四倍程度になるわけでございまして、いすれにしても大幅な財源措置ということを考えていかなきゃならぬ、そういういたします場合に、お示しのようなものは段階実施の中間の形の一つの姿ではあるかと思いが、我々として財源措置を考える場合には、その段階実施というようにすることがなむのかどうか、費用の確保の方法といたしましては、やはり一挙に第一子からやらなくちゃなかなかその制度を仕組めないという問題も出てくるのではないかと

いうようなことも考えられます。

確かに一つのお考えではあるかと思いますが、現在としては、一番国民の御理解の得やすい形で得やすい内容のものをつくり、しかもそれを本来あるべき姿に持っていくというのを考えておりますので、これからどういう手順でこの制度の拡充を図っていくかということにつきましては、まだ今後の宿題としてお許しいただきたいと考えております。

○安武洋子君 今の御答弁でやっぱり問題になってきますのが附則四条だろうというふうに思うわけなんです。この「制度の検討」の問題でございます。ここには、「この法律による児童手当制度につい

○安武洋子君 私はここで御要望申し上げておきますけれども、私どもの修正案、第二子、第三子云々ということについては、第一子からもというふうな基本的な姿勢を持っているんだというふうにおっしゃいました。それはおっしゃるように第一子だって児童でございます。ですから私は、この目的に掲げましたように、児童手当制度の基本

とを重ねてお願いをいたします。

それから、児童手当勘定から補助事業として実施をしております学童保育対策、都市児童健全育成事業、これについてお聞きをいたします。

都市化とか遊び場の不足とかあるいは核家族がふえているとか、あるいは子供を持った有子勤労婦人の増加とかというふうなことによりまして学

芦屋市、宝塚市、伊丹市、川西市、姫路市、加古川市。それから公設民営、西宮市です。それから共同保育というのが、補助がある分、神戸市、高砂市、明石市。共同保育で補助のないのが豊岡市。それから個人経営が、補助がありますが、御津町というふうな学童保育の状況になっております。

活動を促進できるような助成措置の拡充については今後とも十分努力してまいりたいと考えております。

○安武洋子君 十分に努力していきたいというお答えはさっきも出たわけなんです。それで、私がその中身を申し上げて、いかに今の補助体制というのが貧弱であるか。兵庫県で十二市一町で二百

五十カ所で行われているが、そのたつた五分の一の五十六単位にしか、そして一クラブに対して五十二万九千円しか出ていないよというのを申し上げている。これをもう少し充実するということより、私はいささかこういふようなのは全国にもっとたくさんあると思いますよ。だから、そういう努力をしていただきたいということで御質問を申し上げておきます。いかがですか。

○政府委員(小島弘仲君) 御要望の趣旨、わかりますので、十分検討いたしましたして、拡充に結びつくような方向で努力してまいりたいと思ひます。

○安武洋子君 終わります。

○藤井恒男君 法案に入る前に、二、三厚生省にとって今日の問題についてお伺いしておきたいと思ひます。

その一つは、六十一年度の厚生省の予算編成にかかわる問題でございますが、このところしばしばマスコミに報道されているところで、六十一年度を展望するときに、当然増経費だけで一兆六千億程度に達する。こういう状況の中で、来年度の予算概算要求基準の設定が非常に難しいというふうに報ぜられているわけです。

我が党は、これまでも本会議の席でも、高齢化社会を迎える、あるいは医療費の増高等を配慮しても、なおかつ当然増経費を見込まれることであるが、なおかつ当然増経費を見込まれることであるが、財政上の問題からゼロシーリングというやうな形で聖域を持たないということも行われてきているわけだけ、社会保障という観点から、この種の厚生省にかかわる予算については別枠でやるべきじゃないかということを本会議でも述べてまいりました。きょうは本会議での質問じゃありませんので、ざつぱらに、私も当然これは別枠でやらなければ予算編成できないよという気持ちを持っていて、ところであります。こういった厳しい厚生省の予算編成について基本的などういふふうにお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(増岡博之君) 御指摘のように、私目

身も六十一年度の予算編成に關しましては大変厳しい状況の中でやらなければならぬということは覚悟いたしておるわけでございます。しかしながら、そういうことをもって福祉の水準を下げるというところは許されないと御気持ちでございまして、したがって、厚生省自体にもゼロシーリングという枠があるのかどうか。実はまだ正式な話ではございませぬので、新聞に報道されておるだけでございますけれども、そういうことはなかなか承服いたしかねるというふうにお思ひおるわけではございまして、そういう際いろいろの手だてがあるではないかという御議論も承つておるわけでございます。

何しろ現在の時点におきましては厚生省内部でいろいろな考え方を勉強しておるということでございしますけれども、現在の私の心境をいたしましては、あらゆる手段というのに対しての選択肢というものは確保していかねばならないという心境でございます。

○藤井恒男君 当然増というのには消すわけにいかぬわけですからね。このことが、今ここで論議されておる児童手当のごとく、一般的な財政事情の中からせつ々かの福祉の施策が後退し、あるいは負担増という形で帳じり合わせということになることを非常に心配するわけです。

今大臣おっしゃったように、単に一律のカットだとかゼロシーリングというやうなことで済まなく、もろもろの選択肢という表現をなさったわけだけ、私は、思い切つてこれは別枠だという、これは国民の切実な問題ですからね、大臣、力いっばい折衝すべきだ、そのことについては我々も国民の立場に立つて応援しなきゃならないというふうにお思ひしているところなんです。これはひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、退職者医療制度の加入者が大幅に見込み違いになっているわけですが、少しの違いならともかく、これだけ違つてくるといふことになると、せつ々かく苦勞をして私もつくつた制度、まだ日も浅いわけなんだけど、この状況から見ると一時的な現象じゃないというふうに見られるわけなんです。これは金の面からも非常に問題ではあるが、制度としてもこれですつと糊塗していくというところで済むのかどうか。この辺のことを含めて一度お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(幸田正孝君) 退職者医療制度につきましては、当初見込みました加入者数に比べまして、現在のところ相当見込みを下回つておるというところは御指摘のとおりでございます。

ただ、私も退職者医療制度をつくりましたねらいは幾つかございしますが、退職をすることによつて国民健康保険に加入をする。そのために給付率が従前に比べますと低下するというやうな問題がこの退職者医療制度をつくりました理由の一つでございしますが、そういった意味合い、あるいは退職者医療制度によりまして国民健康保険財政の問題も考慮できるといったやうな側面、いろいろな面がございまして、私も制度自体の問題につきましてはそれなりに十分意味があるものだと、こういふふうにお考へております。問題は、当初見込みと比べて相当加入者数が減少してしまつたという事態でございしますから、この問題につきまして現在私も調査を進めております。

いづれにいたしましても、その調査結果を見まして国民健康保険事業が安定的な、永続的な運用が図られますやうな措置を講じてまいる考へでございます。

○藤井恒男君 次の問題ですが、このところ医療行政に關して、サラリーマンの医療費一割の自己負担が導入される等、老人医療制度の問題など、最近次々と自己負担という形で増高する医療費についてメスを入れるという形がとられてきたわけだけ、しかし一方、京セラに見られるやうに多数の病院が無許可の人工関節を使つて料金を不正に保険請求する、これだけでも十億円、あるいはその他悪徳医師の不正請求というものは後を絶たないわけなんです。

今の我が国の制度が現物給付、出来高払いという制度というやうな中で往々にしてこの種の問題

が発生するすき間があるわけなんだけど、またしても北九州病院が基準看護料の不正受給事件というものを起こして五十億円という問題、大きく報道されているところなんです。これはまだ捜査中のことでありまして全容がはつきりしてないと思ひうけど、これは看護婦の問題だけじゃなくて、国立大学の医師までが名義貸しをして謝礼をもらつておるというやうなことまで報ぜられてくると、医療費の問題はわからぬじゃないが、しかし、患者に負担を強いている中で一体医療行政というのはどうなつていんだという怒りが国民の間に蔓延してくる。こういった、不正請求の事実が判明したものに對しては返還を求めろのはこれは当然であります。でも、とてつと厳しいチェック機能というのがないのかどうか、この辺のところをお伺いしたいし、また、今問題になっております北九州病院、これは事件の全容がまだ判明してないことであるが、これについてももし報ぜられることが事実であればこれは厳しい態度で臨まなければいけないというふうにお考へておられます。

その辺について、厚生省としての責任上どのように考へているのか。また、奨学寄附金というのは一体どういふ性格のものなのか。この点についてもお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(幸田正孝君) 社会保険の診療報酬の請求につきまして不正事件が最近相次いで報道されておりますが、私も、できる限りこういふことのないやうに、支払基金なり国民健康保険連合会の診療報酬の審査の問題、あるいは指導監査といった面を活用をいたしまして、努めているつもりでございますけれども、何分にも数多い医療機関でございまして、十分に手が回らねるといふやうなことから、こういった事件が最近特に引き續いて起こつておりますのはまことに遺憾でございます。

私も、こういったことのないやうに、実は昭和六十一年度の医療保険行政の最重点施策は医療費適正化対策であると、こういふことで、各都道府県にもそういったことの指示をいたしてございま

すけれども、こういった事件の類発にかんがみまして、改めて明日各府県の担当者呼び集めまして再度指示をいたすことにいたしております。特に最近では、国民健康保険につきまして、特に高点数のものにつきまして特別審査委員会を国民健康保険中央会に設置をいたしまして、六月診療分から特別審査を実施をいたすことにいたしております。そういった問題も含めまして明日指示をいたしたいと思っております。御指摘のようなことのないように、私も気を引き締めて今後の運営に当たってまいりたいと思っております。

御指摘の北九州老人病院の問題でございますけれども、現在福岡県に対してその全容をできる限り早く把握をいたして報告をするように指示をいたしておりますが、現在捜査当局が入っております。特に基準看護に関する関係書類の相当部分が県警本部に押収をされておまして、現在のところ明確な事実関係は十分に確認をされないと、こういう状況でございます。六月の初めに福岡県といたしまして独自に北九州老人病院に立ち入りまして調査を行っております。できる限り早く押収資料の返還を求めまして監査を実施をいたしたいと考えております。監査の結果、不正請求の事実が確認をされましたならば、その不正請求額の返還はもちろんのことでございますし、保険医療機関の指定取り消しということも含めまして厳正な措置をとってまいりたいと思っております。

○藤井恒男君 やはり都道府県にいろいろ連絡をとって不正のないように注意を払うことも当然のことではございますが、診療報酬支払いのシステム、これは基金が今やっているとあります。ここが医療費の不正とむだというのを第一義的にチェックする機能を持っているわけですね。年コンピュターを導入するなどの措置もとられていることは承知しているんですけど、いかんせん大変なレセプトを処理しなきゃいけないという事情にある。したがって、この機構、機能といえますか、これ、予算を伴うことではございますが、人的なものなども含めて、審査会のあり方なども含めてもう少し抜本的に考えてみるということも必要じゃないでしょうか。

私も予算編成のときに要員の問題などいつも基金の方の人たちと話し合う機会があるんですけど、大変なこととして、一度マスコミに報ぜられたわけだ、細かい点まで見れないというのが現状でして、だから、その辺をもうちょっと考えてみるということをしなれば、こういった大きな問題はマスコミに報ぜられて国民の耳目に映るわけだ、そうじゃない不正請求といいますが、割り増し請求というようなものは大変な数に上っているわけなんです。これ全部国民に公表したらびっくりするだろうと思うんですけど、そういった点についてひとつお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(幸田正孝君) 御指摘のとおり、支払基金なら国民健康保険連合会では極めて膨大なレセプトを審査をいたしているわけでございます。私も、現在の技術革新の時代でございますから、できる限り機械でこれを処理することができないかということもコンピュターを導入をいたすことを今年努力をいたしております。また、非常に厳しい財政、定員事情でございますけれども、支払基金の審査委員会を中心いたします審査体制の強化のための人員増も図っているところでございます。また、審査のために、今御指摘のとおりいろいろなケースがございますので、従来の都道府県の審査委員会一本やりという体制を改めまして、審査委員会の中に特に点数の高いものを審査をいたします審査特別部会を設置をいたしますとか、あるいは特に高額なレセプトは中央で審査をするということ、支払基金本部なり国保中央会の中に特別審査委員会をつくって高額レセプトの一層の審査をいたしておるわけでございますが、やはり長い目で見た場合に、御指摘のとおりそういった工夫ではおのずから限度がございます。現在の非常に技術革新が進んでいる情報伝達の方法がすぐれている時代でございますから、そういった方法も今後取り入れるという格好で、何とかこの問題に対応してまいりたいということ、私も現在いろいろ検討をしている最中でございます。

○藤井恒男君 先ほどちょっとお尋ねした奨学寄附金の問題。○政府委員(吉崎正義君) 一般論といたしまして、医療法人も寄附を禁止をされておる、こういったものではないわけでございますけれども、医療法人は、本来病院、診療所の開設を目的としておりますので、その事業に支障を及ぼすような寄附は許されません。それから、今回の場合とは直接関係がないかと存じますが、医療法人は医療法によりまして剰余金の配当を禁止されております。それで、それを逃れるための脱法的な寄附、これはもとより許されなと思うものであります。そこで、お話しのごさいました大学等に対する奨学的な意味の寄附金、お話しにもございましたが、この実態が必ずしも明確ではございません。その究明を急いでいるところでございますが、その確認を待ちまして、適正を欠くと判断された場合には是正するよう厳正な指導をしてまいり所存でございます。

○藤井恒男君 この奨学寄附金というのは、要するに医療法人が剰余金を生んだ場合に、医師を派遣していただいている例えば学校等に対する謝礼的なものを意味しているのかどうか、その辺どうなんですか。また、金銭の動きというのはどういうことになるんですか。奨学寄附金というのは、奨学寄附金というからには一つの定着した制度になつていなくて、そうじゃないんですか。○政府委員(吉崎正義君) その実態が必ずしも明らかではございませんけれども、きちんとした仕組みではない。やはり医療法人でも医療の向上のためにその許される範囲で寄附をするということ話しのありましたように、何か医師の派遣のために定期的にそういうことをやっておったかどうか。その辺が必ずしも明らかではないので、今そういう実態の把握を急いでおるところでございます。○藤井恒男君 よくわからない、実態がわからなければ答えられぬことだろうから、実態がわかったら一度知らしてください。それじゃ時間ありませんので、次もう一つ伺いしておきたいんですけど、これも大変ショッキングな出来事が川崎市で起きました。もうマスコミに大きく報道されたところですが、大けがをした学童の輸血を信仰上の理由で両親が拒んで、学童は失血死するということがありました。非常に難しいことであります。宗教と医療というは、さまで人命が失われる、しかも幼い人命が失われるということで、国民ひとしく重い気持ちになったわけではあります。このことの意味で医師に對する、医者への行動ですね、医者への行動というのが、これは宗教上の問題から出たことなんだけど、人命を扱う医者への行動は宗教に揺るがせられないという統一見解というものができないものかどうか。私も勉強であります。ヨーロッパあたりではもうこのことはとくに卒業している。とりわけアメリカあたりでは裁判所がきちっとした措置をとっているということも、これはマスコミを通じて私は知ったわけなんです。このことをよく考えなければいけない。一面、こういったものとは別に、臓器移植の問題をめぐって、これも幼い命が、臓器移植を待ちつつどうすることもできずに命を失うという問題が起きたわけなんです。国会の中にも生命倫理に関する議員懇談会というのできて今勉強している最中なんです。この死の判定、臓器移植ということになるのと死の判定、脳死ということが認められるのかどうか。これは倫理の問題、あるいは宗教の問題、哲学の問題、いろんな問題が絡んでくることではあるでしょうが、これも外国の例を見ますと、先進国ではほとんどこれはもうクリアしている問題だ、我が国だけが、どちらかというと宗教上のあつれきが余りない我が国が、こ

ういった現実には宗教の中から幼い命を失うという問題を引き起こすし、また、目の前で臓器移植を待ちつつどうしようもできないという形で人命を失う。大変これは難しい問題であらうと私は思うんだけど、こういった医療行政の基本にかかわるこの種の問題について、厚生省が沈黙しておられる手はない。また、逆の立場になると、今度は医師が萎縮診療という形で、本来やるべき診療行為を萎縮して手を引いてしまう。これも人命にかかわっていくことなんだ。非常にこれは重要な問題なのでひとつ大臣、個人として結構だけれど、この一連の出来事などに関してどうあなたは思っているのか。

それから、今言う脳死をめぐる死の判定、マスコミも全国会議員を対象にアンケートもとりたりしているわけだけれど、なかなか提出する人がいない。わからない、どっちに書いていいかわからぬというふうなことで、国会議員自身が国民の世論というものをリードしなければならぬ立場にありながら一歩手を引いているというふうな状況にあるわけだ。ひとつ大臣のお考えを聞かせてほしいと思う。

○国務大臣(増岡博之君) 本来医学の問題は、科学に根拠を持って、それによって得た結論には従うというのが原則だろうと私は思っております。したがって、輸血の問題にしても脳死の問題にしても、これは問題は別でありまして、特には脳死の問題につきましては、純粋科学的な議論からいいますと、脳死の判定をする基準が定かでないということが科学的にはまだ一歩問題があるわけでごさいます。それが秋ごろにはその一定の基準といえますか、たまたま台のようなものであるであろうという中で、それが医学界の通説となりまして、脳死へ向けての一つの大きな前進になりうかというふうに思っております。しかし、世の中にはそういう科学的な判定につ

いて、この間の輸血の問題のように宗教的な理由から反対をされる方々もあらくなるわけでごさいます。その間の国民的な合意というものを早急に得なければならぬ、そういう際にやはり科学的な根拠というものを中心にして考えざるを得ないかなという気持ちを現在では強く抱いております。

○藤井恒男君 世論も分かれるところで非常に難しい問題であります。私も超党派の立場で勉強会を熱心に行っているわけでごさいます。やはり厚生省としても、この種の問題、懇談会で何か持っておられるようでごさいます。もうちょっと一歩先に出て物を言うというふうなことも必要じゃないかな、もうその時期に来ているんじゃないかな、この脳死の問題。今言う宗教と医療、医療という医師の診療行為という問題について、もうちょっと勇気を持って物を言ってもいいんじゃないかと思っております。

時間がほとんどなくなりましたので、法案について二、三まとめてお尋ねして御見解をお示しいただきたいと思っております。

一つは、児童手当に關して臨時行政調査会が指摘したことは、そのポイントはどういうことだったのか。そして、指摘したことと今回の改正はこの指摘の趣旨に沿うものなのかどうか。とりわけ今まで出た中で、ある程度価値ある額を確保しなきゃいかぬという意見も出ているわけなんです。その価値ある額というものを、そしてその対象は一体何だという点をお聞きしたかったんです。それからその次に、諸外国で児童手当制度を人口政策という面からの視点で行っている国はあるのかどうか。純粋に人口政策ということにウェイトを置いたものですね。また、人口政策という視点で見た場合、今回の改正はどういった意味を持つのか。我が国の場合ですね。それから制度再検討ということが附則四条で触れられているわけだけれど、その手順ですね。具体的にその手順はどうやっていくのか。これだけのことをまとめてお聞きせたいと思います。

○政府委員(小島弘伸君) 今回、児童手当法改正の案をまとめる前提となりましたのは、五十六年の臨時調査会が契機になったことは御指摘のとおりでございまして。臨時調査会では、「児童手当については、公費負担に係る支給を低所得世帯に限定する等制度の抜本的見直し」を行えと、こういう御指摘でございまして。この中身を見てみますと、全社会保障制度体系の中で現行の姿の児童手当制度については、その機能面、役割面からいくと疑問がある、多子世帯対策なら低所得者に限るとかというところを考へるべきじゃないかという御趣旨だと考えております。これを契機といたしまして、児童手当制度の社会保障制度の中での位置づけ等を中心に児童福祉審議会でも御検討をいただきましたし、それに基づいて我々の今回の案をまとめたのでございまして、やはり今後の我が国の社会を考へる場合に、児童手当制度は不可欠であるという認識を持っております。それで今回は、児童手当制度本来の姿により近づける、また、今後の抜本検討の基礎とするという意味で成案を得ましたものでございまして、臨調の御指摘にも沿うものになっているというふうに考えております。

第二点の、外国において児童手当を人口政策と関連づけているところがあるか。具体的にそういう人口政策と関連づけた明文の規定を持っておりましてはフランスだけでございます。諸外国については直接人口政策的な観点はございせん。ただ、いろいろ伺っておりますと、西ドイツ等におきましては、人口の減少傾向に何とか歯止めをかけたというところで、その施策の一環といたしまして児童手当制度の拡充、あるいは税制における扶養控除の復活というふうなことも人口増加対策の一環として考へられているように承っております。

我が国の場合も、西ドイツほどではございせんが、合計特殊出生率で見ますと、かつて人口減少が心配されたフランスの数字を大きく下回っている状態でございます。したがって、将来の

我が国の社会保障制度の運用というものを考へた場合に、やはりここで児童の絶対数の問題、出生数の問題も含めまして、国民全体が子供の問題、子供の育成ということについてもっと関心を持つてもらわなくちゃならぬ時期に来ているという意味で、児童手当制度の本来の姿を再び問い直す、あるいはそれを一般化するために第二子から支給対象とするということについては、人口問題ということの御議論の一つの契機にもなるものと考えておりますし、そういう意味でも機能し得るものと考えております。

今後の改革、附則四条関係の手順でございまして、まず何よりも財源措置も含めまして今後のあるべき姿というものを一つ考へて試案をつくる。それと同時に、国民各層につきましては、児童手当制度が今後どのような意味で我が国の社会に必要なのかという趣旨も十分御理解を求めつつ、そのような試案を一回世間にお示しいたしまして、世論の御批判を仰ぎながらそれをもとにさらに最終的な成案をまとめてまいりたい、このような手順で考へております。

○藤井恒男君 終わります。

○下村泰君 法案に入ります前に、まことにしつこいようでごさいますけれども、無認可共同作業所の問題について、再度ちょっとお尋ねしたいんです。

と申しますのは、大阪の岸和田というところでごさいます。ここにいずみ野福祉会、これは社会福祉法人として認められておるんですけれども、このいずみ野福祉会というところを訪ねてまいりました。たまたま八周年記念行事だということで参りました。六年前に参りましたときは、ここは岸和田市の市役所の一部をお借りして、たしか沼町という場所でごさいましたけれども、それは大変よろろの作業所でごさいました。

ところが、この岸和田というところは、この重度身体あるいは心身障害者、こういう方々の親御さんがこの沼町に開設した方々の行動に大変理解を持ってくださいます。市ぐるみで運動を展開

められたわけですが、率直に申しまして、これ自身についても、私ども行政の立場から見ましてや問題もあるんじゃないか、果たして大丈夫かなという点がございます。

この基本問題研究会の報告は、やはり全社協の中の団体でございます授産施設協議会というのに上げる、この第一ページにも書いてあるんですが、研究会ではこういう意見をまとめたけれども、さまざま意見があるんで、よくそういうものを吸収しながらこれを少しもんでほしいというようなことが出されております。したがって、私ども、こういう民間の立場でいろいろ研究されているということも十分耳を傾けていきたいし、議

論も深めていきたい。一方におきまして、行政として、どういう点にネックがあるのか、ネックを排除していくためにはどういう努力をしなければならないのか、そういう点についても、先生の御趣旨に沿った努力を続けていかなければならないというふうな思つております。

○下村泰君　どうもありがとうございます。

児童手当の方にちょっと触れさせていたいただきますけれども、資料を拝見しますと、イギリス、西ドイツ、フランスあたりは非常に高額な手当が出ています。イギリスあたりは比較的

低成長に入っている国の一つだと思うんですが、そういう国が、日本のようにGNP世界第二位なんて言われている経済大国に比べればるかに手厚い手当てをしているわけですね。今回の改正によりまして、そんなに驚くほど、飛び上がって、はね上がって、今度の改正はよかったと言えるものではまるでないわけなんです。むしろ大したことはないわけですよ、こちらの低成長の国々に比べれば。しかも、日本に対して経済摩擦で、むしろ我が国にもっと品物を買ってくれない

かと言っているような国々がこういう手厚い保護をしていて、日本がこれしかできない。一体法の趣旨というのは何なんだろう。とにかく我が国のこういったものの法の趣旨というのは、その目的はどれを取り上げてても実にすばらしいですね。

一つの非の打ちどころもない。そのぐらいうたい上げられているんです、法の趣旨は。それで中身がからってつたんです。果たして今回の改正で本当にそれだけに手当てが行き届いているのか、どういふふうにお考えになるか、私はその点だけ聞きたいと思う。

○政府委員(小島弘仲君) 今回の改正で児童手当制度の目的に対して十分かというお尋ねであれば、我々も決して十分だと考えておりません。ただ、現在、我々が十分と考える、あるいは児童福祉審議会が示したいたような、あるいは諸外国のようなものに匹敵する制度をつくり上げるまでの、まだ国民的な基盤と申しますか、世論の動向も含めまして、大きな財源を確保してまで今ここでやれという御支援を背中を受けるような環境にないことも事実でございます。

しかし、今後の我が国を考えた場合、我々は諸外国の制度を眺めましても、それに比べても劣らないような制度をつくっていく必要があるんじゃないかというふうに考えておりますので、今後はその必要性等についても十分な議論を深め、また、国民の方々の御理解、御意見も伺いながら制度の拡充を図ってまいりたい、こう考えておるところでございます。決して現状で十分だと考えておるわけでもございません。

○下村泰君 大臣ね、現在の出生率からいいますと、人口的にもどんどん逆三角になるわけですね。そうしますと、これから生まれてくる子供さんたちが大きくなるに従って、社会的地位が高くなるにつれて、そのころになると今の小さいお子さん、あるいはこれから生まれるお子さん方のいわゆる後代負担というのは非常に大きくなるのか、それとも、これ以上人口をふやすわけにいかない。これだけの狭い国土の中でどうにか生きていかなければならぬ。いすれば、人口の調節はもう当然の姿だと思ふんです。しかし、これからの子供たちは、我々の時代と違ってさらに厳しくなると思ふすね、世界から見る目が。そういう中で、我々の次の世代

の人たちはすばらしい人間でなくてははいけない。また、すばらしく育ってほしいという観点から言えば、こういう児童手当あるいは児童の育成ということは、これはこれからの国の大きな目的じゃないかというふうな気がするんです。

大臣、いかがでしょうか、そういうことで、これらのこういって法律に対してどういふふうなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

○国務大臣(増岡博之君) お尋ねの御趣旨は、将来の世代を担う児童を健全育成するに際して今日のような気持で対処しておるか、そういう御趣旨だろうと思ふ。

私は、御指摘のように、今日の子供が将来大きな世代間における負担を背負っていただくようなところであらうというところは予想にたたくくないところであるから、将来支えていただく方の立場になる現在の働いておる世代が次の世代に何をしておるか、例えば、何十年か先に、あなた方も子供の時代にはこういうふうにしてもらったんだからということがあるようなものを残しておかなきゃならぬというところを深刻に考えておるわけでございますが、それを行う場合でも、厳しい財政状況でございますので、それぞれ制度間におきまして国民の理解の度合いの濃い薄いというものがあつて、それがために今日この児童手当がおくれている。と同時に、もう一つの理由は、児童手当制度のスタートがほかの社会保障制度に比べて遅かったという面と両面言えると思ふすけれども、そのことは実は私も現在の世代の者がもう少し将来の世代に対して理解を示すということが必要であり、そのことについては厚生省もこれから真剣な努力をしていかなきゃならぬというふうな思つておるところでございます。

○下村泰君 今、大臣は大変一生懸命言葉を探してお答えくださいましたけれども、ますますひとつういったことに努力していただきまして、やはり我々の世代がこういうことをきちんと残しておけば、いわゆるスウェーデン方式みたいにある程度の年齢になればこれだけの年金がもら

えらんだ、しかし働いている時代にはこれだけのものを拠出しなければならぬんだというふうな、次の世代にそれがきちつと理解できるような方法をとっていかば、私はさほど苦しい財政をやくりくりしなくてもできるような社会保障制度ができるのじゃないかというふうな気がするんです。どうぞひとつよろしくお願いいたします。

○委員長(遠藤政夫君) 以上で質疑は終局いたしました。

○委員長(遠藤政夫君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、前島英三郎君及び村上正邦君が委員を辞任され、その補欠として水谷力君及び吉村真事君が選任されました。

○委員長(遠藤政夫君) 本案に対し、安武君から修正について発言を求められておりますので、これを許します。安武君。

○安武洋子君 私は、ただいま議題となつております児童手当法の一部を改正する法律案に対し、日本共産党を代表いたしまして、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

○委員長(遠藤政夫君) 安武君提出の修正案を議題とし、趣旨説明を聴取いたします。安武君。

○安武洋子君 私は、ただいま議題となりました児童手当法の一部を改正する法律案に対する修正案について、日本共産党を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

本改正案は、現行第三子から支給される児童手当が義務教育終了までとなつてゐるのを就学前までに短縮し、かつ、低所得者への特例支給を廃止することとしております。これは現行制度からの大幅な後退と言わざるを得ません。よつて、第三

子以降については現行どおりと修正するものであります。これが第一の修正内容であります。

第二に、本改正案は、手当支給の対象を第二子まで拡大してゐるのでありますが、これも児童手当の本来の趣旨にかんがみ、義務教育終了まで支給期間を延長することとしております。

第三に、第二子の手当額であります、本改正案の月額二千五百円では、法の目的である家庭生活の安定、児童の健全育成及び資質の向上に資するものとはなり得ません。よつて、これを第三子同様五千円に引き上げるものであります。

以上が本修正案の主な内容であります。何とぞ、委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(遠藤政夫君) ただいまの安武君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。増岡厚生大臣。

○国務大臣(増岡博之君) 児童手当法の一部を改正する法律案に対する修正案につきましては、政府としては反対でございます。

○委員長(遠藤政夫君) 別に御発言もないようですので、修正案に対する質疑はないものと認めます。

これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○糸久八重子君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました児童手当法の一部を改正する法律案及び日本共産党提出の修正案につきまして、それぞれ反対の立場から討論を行うものであります。

まず最初に指摘したいのは、制度創設以来今日に至るまで、児童手当制度の改善に対する政府の熱意が全く感じられない点についてであります。

め、児童養育家庭の所得保障と次代の社会を担う児童の健全育成や資質の向上を目指してスタートしたにもかかわらず、手当額も昭和五十年年度以降は月額五千元にとめ置かれる一方で、逆に所得制限は強化されるなど、制度は全体として大きく停滞しているのが現状なのであります。このことは、特別児童扶養手当や児童扶養手当及び福祉年金等のその後の伸びと比較すれば一目瞭然であり、国庫負担額で見ても昭和五十五年年度の七百四十七億円をピークとして年々減少しているばかりか、今回の措置により一層の減額が見込まれるのであります。

生産年齢世代が公的年金制度を通じて高齢者世代を社会的に扶養するというシステムのもとでは、将来の社会の担い手である児童についても社会的に扶養することが当然であり、本来児童手当は全児童を対象に所得制限なしで支給するのが国際的な常識であるにもかかわらず、今回の改正は、財政的な配慮のみを優先させた小手先のもので、将来に対する明確なビジョンが全く感じられないのであります。

手当の支給対象が第二子にまで拡大される点は、一歩前進のようにも映りますが、本来第一子から適用すべきであり、支給期間が義務教育終了前から義務教育就学前にまで九年間も短縮されるなどということは言語道断の措置であり、断じて容認することはできません。

手当額も、第二子月額二千五百円、第三子以降五千元にすぎず、到底児童手当と呼ぶに値しない額なのであります。

また、日本共産党提出の修正案も、第二子以降を対象としているばかりか、金額的にも不十分なものであり、今後の制度の検討にゆだねるのが相当と見做すものでございます。

政府は、我が党が審議の中で強く主張した児童手当の理念を今こそ明確に認識し、次回の制度改革に当たっては本制度の大幅改善を行うことを強く要求して私の反対討論を終わるものであります。

○関口憲造君 私、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となっております児童手当法の一部を改正する法律案に賛成するとともに、日本共産党提出の修正案に反対の立場から討論を行うものであります。

児童手当制度は、昭和四十七年、次代の社会を担う児童の養育の場である家庭の生活を安定させ、児童の健全な育成と資質の向上を図るための制度として発足いたしました。その後の社会経済情勢の変化等を背景として臨調答申、行革関連特例法等により、制度の抜本的改革が要請されてきたのであります。

政府原案は、このような要請にこたえて現行制度を基本的に見直すものであります。本改正案は、次代を担う児童の養育費を社会的に分担し、児童の健全育成の基本的な場である家庭の経済的な基盤強化に資するという児童手当制度本来の意義に照らし、また、我が国の近年における出生数の減少傾向、人口の高齢化の進展をも考慮し、児童を養育している者が広く手当の支給を受けられるようにする必要があるとの考えに立っており、この観点から給付面について所要の改正を行うおうとする本改正案は、まことに適切な措置と考えられ、私もこれに賛意を表するものであります。

これをもちまして、私の討論を終わります。

○安武洋子君 私は、日本共産党を代表して、児童手当法改正案について反対の討論をいたします。

御承知のように、我が国の児童手当制度は、遅くスタートした上に、政府の消極的な姿勢によって受給と後退の歴史を歩んできました。我が国の児童手当制度は第三子以降の児童が支給対象であります。このこと自体が先進諸国と比べて著しく劣悪な上に、財界や財政当局の圧力により、手当額五千元は昭和五十年年度から据え置かれてきました。したがって、手当額の実質価格は、五十九年度価格で三千二百円にまで低下しております。さらに支給率も九〇％から八〇％程度へと抑えられ

てきました。その上に臨調は、制度の実質的廃止を含みとする抜本的検討までを言い出す始末であります。

このような臨調や政府の消極的対応は、「人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負う」と明記した児童権利宣言や児童憲章の理念、児童手当制度の国際的水準及び我が国の児童をめぐる環境等、どの角度から見ても不認識であり、遺憾のきわみであります。本改正案は、このような政府の消極的姿勢と臨調方針に沿ったものであります。

本改正案は、二千五百円の手当を第二子に支給する一方で、現行中学校卒業まで支給されている第三子以降の支給期間を小学校入学前までと大幅に削減しております。その上、低所得者に支給される七千円の手当まで廃止するものであります。私は、このような制度の後退を絶対に認めることはできません。

昭和五十五年九月に中央児童福祉審議会が厚生大臣へ提出した意見書「児童手当制度の基本的あり方について」は、児童手当は本来第一子から「価値ある額」を所得制限なしに支給すべきであると述べています。私は、政府がとるべき政策的な方向は、この意見書中の実現にあると指摘するものであります。そのために当面我が党が修正提案した内容、すなわち第二子、第三子ともに手当額は五千元とし、低所得者には加算する、また、支給期間も現行どおりとする程度の制度改革は早急に実現するよう政府の努力を要望するものであります。

以上、私は改正原案に反対し、日本共産党提出の修正案に賛成する討論を終わります。

○委員長（遠藤政夫君） 以上で討論は終局いたしました。

これより児童手当法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、安武君提出の修正案を問題に供します。本修正案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（遠藤政夫君） 少数と認めます。よって、安武君提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（遠藤政夫君） 多数と認めます。

以上の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、高杉君から発言を求められておりますので、これを許します。高杉君。

○高杉雄忠君 私は、ただいま可決されました児童手当法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び二院クラブ・革新共闘の各派共同提案に係る附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

児童手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項につき、速やかに検討し、実現に努めるべきである。

一、今後における児童手当制度の役割の重要性にかんがみ、社会保障制度整備の一環として、児童養育費が家計に及ぼす影響、出生数の動向等を勘案し、長期的展望に立って、将来における児童手当制度の位置づけ及び国民の費用負担の在り方について、可及的速やかに明確な基本方針を示し、国民的合意の形成を図ること。

二、速やかに児童手当の支給対象児童の範囲、支給期間、手当額、所得制限、国民の費用負担方式等について抜本的に再検討し、制度の充実を図ること。

三、新制度の実施に当たっては、新受給者が漏れなく手当の支給を受けられるよう、周知徹底を図ること。

右決議する。

以上であります。

○委員長（遠藤政夫君） ただいま高杉君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（遠藤政夫君） 全会一致と認めます。よって、高杉君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、増岡厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。増岡厚生大臣。

○国務大臣（増岡博之君） ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

○委員長（遠藤政夫君） なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（遠藤政夫君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（遠藤政夫君） 次に、優生保護法の一部を改正する法律案及び栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。――別に御発言もないようですから、質疑はないものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようですから、討論はないものと認めます。

これより採決に入ります。

優生保護法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（遠藤政夫君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。次に、栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（遠藤政夫君） 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（遠藤政夫君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十九分散会

〔参照〕

児童手当法の一部を改正する法律案に対する修正案

児童手当法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条第二項の改正規定を削る。

第四条第一項第一号の改正規定中「義務教育終了前の児童」を「義務教育就学前の児童」に、「を削る」。

第六条第一項の改正規定を次のように改める。

第六条第一項中「所得割の額がない者」の下に「（以下この項において「所得割の額がない者」という。）」を加え、「二を減じた数」とし、当該支給要件児童のうち義務教育終了前の児童でない児童が一人いる場合は、当該義務教育終了前の児童の数より一を減じた数とする。」を乗じて得た額を「二を減じた数」とし、を乗じて得た額を「所得割の額がない者（支給要件児童のうち義務教育終了前の児童でない児童が二人以上いる者を除く。）」に

支給される場合にあつては、当該額から二千元を控除して得た額に改める。

附則第四条から第六条までの改正規定中「から第六条まで」を「及び第五条」に改め、同改正規定のうち、附則第四条を削り、附則第五条中「法律第 号」を「法律第三十四号」に改め、同条を附則第四条とし、附則第六条第二項中「附則第六条第二項」を「附則第五項」に改め、同条を附則第五項とする。

附則第五項中「から第六条まで」を「及び第五条」に、並びに附則第四条を「並びに附則第三条」に、「第五条（附則第四条第三項）を「第四条（附則第三条第三項）に改める。

附則第二条を削り、附則第三条を附則第二条とする。

附則第四条第一項中「新法第七條第一項」を「改正後の児童手当法（以下「新法」という。）第七條第一項」に改め、同条を附則第三条とする。

附則第五項中「附則第六條第一項」を「附則第五條第一項」に、「附則第六條第二項」を「附則第五條第二項」に改め、同条を附則第五條とし、附則第七條を附則第六條とし、附則第八條を附則第七條とする。

この修正の結果必要となる経費は、昭和六十一年度において約千六百億円の見込みである。

この修正の結果必要となる経費は、昭和六十一年度において約千六百億円の見込みである。

六月七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄動力車労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）

員（労働作業員の処遇を定める者を除く。）及び
労働作業員）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の
規定に基いて、国等の職を定めるもの（全
国労働組合関係）

一、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の
規定に基いて、国等の職を定めるもの（全
国労働組合関係）

公共企業体等労働関係法第十六条第一項の
規定に基いて、国等の職を定めるもの（全
国労働組合関係）

公共企業体等労働関係法第十六条第一項の
規定に基いて、国等の職を定めるもの（全
国労働組合関係）

昭和60年 5月30日
仲裁裁定第649号
(鉄道労働組合関係)

仲裁裁定第649号
公共企業体等労働委員会
裁定書

関係当事者
東京港区芝2丁目20番12号
鉄道労働組合

組合 長 辻本 滋敏
東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
日本国有鉄道

総 裁 仁 杉 巖

昭和60年 4月20日鉄道労働組合から調停申請が
あり、5月7日公共企業体等労働委員会が仲裁を
行うことを決議した上記当事者間の昭和60年新賃
金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員
会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁
定する。

主 文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職
員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号
に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、昭和60年 4
月1日以降、1人当たり、同日現在における上記
職員の基準内賃金の1.80%相当額に1,680円を加
えた額5,564円の原因をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平
均7%の引上げを要求したのに対し、公社が1
人当たり基準内賃金の引上げ額を1,230円（定
期昇給分を含め6,064円）とする旨回答した
が、交渉は決裂したため組合の申請により調停
に係属した。調停段階においては、4月26日に
調停委員長見解として「1.80%+1,680円」の賃
金引上げ案が提示された。しかしながら、これ
に基づき調停案を作成することについて労使委
員の同意が得られず、調停は不調となり、5月
7日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛
争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃
金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を
決定する際考慮すべき重要な事情である生計費
の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の
比較の手法、今期の民間における賃金引上げの
状況、経営状況と賃金との関係などについて、労
使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数（総務庁統
計局調べ、全国）によつてみると、その昭和
59年度平均の上昇率は2.2%であり、本年 3
月の対前年同月上昇率は1.6%であった。
(2) 国家公務員給与との関係については、昨年
6.44%程度の給与改定を内容とする人事院勧
告がなされ、財政再建の下、3.37%程度の改
定が行われたが、官民格差は前年度に比べ縮
小した事実を留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今次の賃金
紛争においても、賃金水準の比較の手法など
について労使間で論議が行われた。労働者側
は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成

などから、基本的には、比較対象の企業規模
を1,000人以上とすること、比較要素に動続
年数を加味することを主張した。その上でこ
のような手法により賃金構造基本統計調査を
用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃
金は民間賃金より低いと主張するとともに、
かりにこのような手法を用いずとも、100人
以上規模の企業の賃金との比較において、賃
金水準に格差が生じてきているとして、その
是正を求めた。

これに対して使用者側は、国民の納付を得
る賃金水準の比較を行うためには、規模100
人以上の企業を対象とすることが適当であ
り、比較要素を含め従来どおりの手法によ
れば、賃金水準について格別の格差はみられ
ない主張した。また、比較要素については、
勤続年数がわが国の賃金決定において一つの
重要な要素となつていないことは否定しない
が、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が
民間との間で相違があることにかんがみ、な
お慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に
関して、とくに組合が強調した勤続年数を加
味する問題については、労使間において従来
から論議が行われており、また、本年1月公
共企業体等労働問題懇話会において引き続き
関係労使間で意見交換を行うこととして意
見の一致をみていることにかんがみ、今後さ
らに本問題解決にむけ論議が深められること
を希望し、今回も企業規模100人以上を対象
とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスパ
イェス方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和59年賃金構造基本統計調査
などを用いて、1人平均賃金額の比較を行つ
たところ、昨年の賃金引上げ後の状況におい
て格別の措置を必要とするほどの差はないも
のと認めた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今
期の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解

決が要請されている現在の時点で具体的数値
が把握できる民間の主要企業の動向について
検討した結果、その引上げ率の平均は、定期
昇給分を含め5.02%程度になるものと推定し
た。また、従来同様ここ数年における中小企
業の賃金引上げ動向にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経
営状況についても検討を行ったが、それぞれ
の経営状況には相違が認められるものの、こ
れを賃金に反映させることについては、従来
から業態手当等によつて調整する方法がとら
れており、公共企業体等の事業の性格、基本
的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金
の引上げについて格差を設けることは適当で
ないと考えた。

3 委員会は、以上のことき諸条件を総合的に勘
案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金
については、従来どおり民間賃金の動向を重視
して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づい
て示された調停段階における調停委員長見解の
内容をとくに変える必要はないものと認め、主
文のとおり裁定した。

4 主文の原資の配分については労使間の協議に
よつて決定することとし、その協議を早期に完
了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう
要望する。

5 委員会は、各段にわたる合理化施策の実施な
ど国鉄再建にむけての労使の努力ならびに公社
が前記回答を行うにあたり経営改善の具体的計
画を示しその実施について組合の理解と協力を
切望した経緯を留意し、この際労使双方に対し
一致協力してさらに一層企業経営の合理化及び
生産性の向上に努め、広く国民一般の期待に応
えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置
を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう
要請する。
昭和60年 5月30日

公共企業体等労働委員会 鉄労60年新賃金仲裁委員会 委員長 秀夫 委員 堀 昌三郎 委員 市 舟橋 尚道 委員 山 口 俊夫 委員 氏 原 正治郎 委員 青 木 勇之助 委員 神 代 和 俊	公共企業体等労働委員会 仲裁裁定第653号 裁定 定 関係当事者 東京都千代田区丸の内1丁目11番4号 国鉄労働組合 中央執行委員長 武藤 久 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 日本国有鉄道 総 裁 仁杉 巖	昭和六十一年三月十一日鉄労新賃金仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、昭和六十一年四月一日に鉄労新賃金引上げに関する請求を日本国有鉄道(以下「国鉄」という。)に出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事となり、昭和六十一年四月二十日組合の申請により公共企業体等労働委員会(以下「委員会」という。)に同年五月七日同委員会に依頼し、同年五月三十日仲裁裁定(第六十九号)をせよとせよ。 一 仲裁裁定の実質は、昭和六十一年四月一日に鉄労新賃金引上げの請求を日本国有鉄道(以下「国鉄」という。)に出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事となり、昭和六十一年四月二十日組合の申請により公共企業体等労働委員会(以下「委員会」という。)に同年五月七日同委員会に依頼し、同年五月三十日仲裁裁定(第六十九号)をせよとせよ。 二 仲裁裁定の実質は、昭和六十一年四月一日に鉄労新賃金引上げの請求を日本国有鉄道(以下「国鉄」という。)に出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事となり、昭和六十一年四月二十日組合の申請により公共企業体等労働委員会(以下「委員会」という。)に同年五月七日同委員会に依頼し、同年五月三十日仲裁裁定(第六十九号)をせよとせよ。
公共企業体等労働委員会 仲裁裁定第653号 裁定 定 関係当事者 東京都千代田区丸の内1丁目11番4号 国鉄労働組合 中央執行委員長 武藤 久 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 日本国有鉄道 総 裁 仁杉 巖	決定する際考慮すべき重要な事情である生計費の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況と賃金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。	昭和六十一年四月二十二日国鉄労働組合から調停申請があり、五月七日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和六十一年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。 主 文 日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和四十一年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和六十一年四月一日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.80%相当額に1,680円を加えた額5,564円(原資をもつて引き上げること。 理 由 一 今後の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平均28,000円の引上げと35歳・勤続17年の労働者の基準内賃金を230,000円にすることを要求したのに対し、公団が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,230円(定期昇給分を含め6,064円)とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階において、4月26日に調停委員長見解として「1.80%+1,680円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、五月七日公共企業体等労働委員会が仲裁により紛争の処理が仲裁に移された。 二 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である生計費の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況と賃金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。 (1) 生計費の動向を消費者物価指数(総務庁統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和59年度平均の上昇率は2.2%であり、本年3月の対前年同月上昇率では1.6%であった。 (2) 国家公務員給与との関係については、昨年6.44%程度の給与改定を内容とする人事院勧告がなされ、財政再建の下、3.37%程度の改定が行われたが、官民格差は前年度に比べ縮小した事実が留意した。 (3) 民間賃金との関係については、今後の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で議論が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とすること、比較要素に勤続年数を加味することを主張した。その上でこのような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いと主張するとともに、かりにこのような手法を用いずとも、100人以上規模の企業の賃金との比較において、賃金水準に格差が生じてきているとして、その是正を求めた。 これに対して使用者側は、国民の納付を得る賃金水準の比較を行うためには、規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、比較要素を含め従来どおりの手法によれば、賃金水準について格別の格差はみられないと主張した。また、比較要素については、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となつていないことは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。 委員会は、民間の賃金水準との比較手法に關して、とくに組合が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から議論が行われており、また、本年1月公共企業体等労働問題懇話会において引き続き関係労使間で意見交換を行うことと意見の一致をみて、ことにかんがみ、今後さらには本問題解決にむけ議論が深められることを希望し、今回は企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスパイン方式による比較を行うこととした。 この結果、昭和59年度賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行つたところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認めた。 (4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今後の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点で具体的数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め5.02%程度になるものと推定した。また、従来同様この数年における中小企業の賃金引上げ動向にも留意した。 (5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況については検討を行つたが、それぞれ経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。 三 委員会は、以上のことと諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。 したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の

昭和60年5月30日
仲裁裁定第653号
(国鉄労働組合関係)
仲 裁 裁 定 書

内容をとくに変える必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

なお、「35歳・勤続17年」の労働者の基準内賃金の引上げ要求については、組合の主張は特定年齢層の賃金水準が民間に比べ低位にあるので是正を求める趣旨と認められるが、この問題は、団体交渉及び調停の経緯をふまえ、配分の問題を含め労使において検討することを期待する。

4 主文の原賃の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、各般にわたる合理化施策の実施など国鉄再建にむけての労使の努力ならびに公社が前記回答を行うにあたり経営改善の具体的計画を示しその実施について組合の理解と協力を切望した経緯に留意し、この際労使双方に対し一致協力してさらに一層企業経営の合理化及び生産性の向上に努め、広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和60年 5月30日

公共企業体等労働委員会
国労60年新賃金仲裁委員会

委員長 堀 秀夫
委員 原 昌三郎
委員 舟 橋 尚道
委員 山 口 俊夫
委員 氏 原 正治郎
委員 青 木 勇之助
委員 神 代 和俊

中

1 国労60年新賃金仲裁委員会(以下「国労60新賃金仲裁委員会」と略す)は、国労60年新賃金仲裁委員会(以下「国労60新賃金仲裁委員会」と略す)は、

国労60年新賃金仲裁委員会(以下「国労60新賃金仲裁委員会」と略す)は、国労60年新賃金仲裁委員会(以下「国労60新賃金仲裁委員会」と略す)は、

公共企業体等労働委員会
国労60年新賃金仲裁委員会

公共企業体等労働委員会
国労60年新賃金仲裁委員会

昭和60年 5月30日
仲裁裁定第654号

(国鉄動力車労働組合関係)

仲裁裁定第654号
公共企業体等労働委員会

国鉄動力車労働組合
東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

国鉄動力車労働組合
東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

日本国鉄労働組合

裁 仁 杉 康

昭和60年 4月22日国鉄動力車労働組合から調停申請があり、5月7日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和60年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以

下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本国鉄労働組合の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和60年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.80%相当額に1,680円を加えた額5,564円を原賃をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が年勤、勤続年数別の基本給の引上げ(35歳・勤続17年・で21,300円など)を要求したのに対し、公社が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,280円(定期昇給分を含め6,064円)とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月26日に調停委員長見解として「1.80%+1,680円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月7日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である生計費の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況と賃金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総裁庁統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和59年度平均の上昇率は2.2%であり、本年3月の対前年同月上昇率では1.6%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年6.44%程度の給与改定を内容とする人事院勧告がなされ、財政再建の下、3.37%程度の改定が行われたが、官民格差は前年度に比べ縮小した事実を留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で協議が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とすること、比較要素に勤続年数を加味することを主張した。その上でこのような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いと主張するとともに、かりにこのような手法を用いずとも、100人以上規模の企業の賃金との比較において、賃金水準に格差が生じてきているとして、その是正を求めた。

これに對して使用者側は、国民の納得を得る賃金水準の比較を行うためには、規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、比較要素を含め従来どおりの手法によれば、賃金水準について格別の格差はみられないと主張した。また、比較要素については、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となつていないことは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に關して、とくに組合が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から協議が行われており、また、本年1月公共企業体等労働問題懇話会において引き続き関係労使間で意見交換を行うということで意見の一致をみていることにかんがみ、今後さらに本問題解決にむけ協議が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスベイス方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和59年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行ったところ、昨年の賃金引上げ後の状況におい

主文の原資の配分については労使間の協議に

予算上可能であるとは断定できないので、本

た額5,564円の原資をもつて引き上げること。

金は民間資金より低いと主張するとともに、

以上規模の企業の賃金との比較において、賃金水準に格差が生じてきているとして、その是正を求めた。

これに対して使用者側は、国民の納得を得る賃金水準の比較を行うためには、規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、比較要素を含め従来どおりの手法によれば、賃金水準について格別の格差はみられないと主張した。また、比較要素については、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となつていないことは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に關して、とくに組合が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から議論が行われており、また、本年1月公共企業体等労働問題懇話会において引き続き関係労使間で意見交換を行うということで意見の一致をみていることにかんがみ、今後さらに本問題解決にむけ議論が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスパイル方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和59年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行つたところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認めた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今後の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点で具体的な数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め5.02%程度になるものと推定した。また、従来同様ここ数年における中小企業の賃金引上げ動向にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経

営状況についても検討を行ったが、それぞれ営況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 施設関係のいわゆる標準労働者層の基準内賃金の引上げ要求については、本文では触れなかつたが、組合の主張は、職務の特殊性に対応する賃金要求の問題であると認められるので、施設関係における労働態様の変化や特殊な労働環境などをふまえて、他の職種との関係など現行の賃金体系との関連を含め、今後とも労使において検討することを期待する。

5 主文の原賃の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 委員会は、各般にわたる合理化施策の実施など国鉄再建にむけての労使の努力ならびに公社が前記回答を行うにあたり経営改善の具体的計画を示しその実施について組合の理解と協力を切望した経緯に留意し、この際労使双方に対し一致協力してさらに一層企業経営の合理化及び生産性の向上に努め、広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

7 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和60年 5月30日

公共企業体等労働委員会
全労60年新賃金仲裁委員会

委員長	堀 秀 夫
委員	市 原 昌三郎
委員	舟 橋 尚 道
委員	山 口 俊 夫
委員	氏 原 正治郎
委員	青 木 勇之助
委員	神 代 和 俊

事 由

1 昭和六十三年四月五日全労連運輸労働部会（以下「部会」という。）は、昭和六十三年四月一日に運輸労働部会に提出された「国鉄労働組合の賃金引上げ要求」について、運輸労働部会が「国鉄労働組合の賃金引上げ要求」を「国鉄労働組合の賃金引上げ要求」として、昭和六十三年四月一日に運輸労働部会に提出した。運輸労働部会は、昭和六十三年四月一日に運輸労働部会に提出した「国鉄労働組合の賃金引上げ要求」について、昭和六十三年四月一日に運輸労働部会に提出した。

2 運輸労働部会は、昭和六十三年四月一日に運輸労働部会に提出した「国鉄労働組合の賃金引上げ要求」について、昭和六十三年四月一日に運輸労働部会に提出した。運輸労働部会は、昭和六十三年四月一日に運輸労働部会に提出した「国鉄労働組合の賃金引上げ要求」について、昭和六十三年四月一日に運輸労働部会に提出した。

3 公共企業体等労働組合連合会（以下「連合会」という。）は、昭和六十三年四月一日に運輸労働部会に提出した「国鉄労働組合の賃金引上げ要求」について、昭和六十三年四月一日に運輸労働部会に提出した。連合会は、昭和六十三年四月一日に運輸労働部会に提出した「国鉄労働組合の賃金引上げ要求」について、昭和六十三年四月一日に運輸労働部会に提出した。

昭和60年 5月30日
仲裁裁定第661号
(全国鉄動力車労働組合連合会関係)

仲 裁 裁 定 書

仲裁裁定第661号
公共企業体等労働委員会

裁 定

関係当事者
東京都北区滝野川3丁目3番の1
全国鉄動力車労働組合連合会
中央執行委員長 遠藤 泰三
東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
日本国有鉄道
総 裁 仁 杉 巖

昭和60年 4月22日全国鉄動力車労働組合連合会から調停申請があり、5月7日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和60年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

日本国有鉄道の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、昭和60年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.80%相当額に1,680円を加えた額5,564円の原賃をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平均32,000円の引上げを要求したのに対し、公社が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,230円（定期昇給分を含め6,064円）とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月26日に調停委員長見解として「1.80%+1,680円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月7日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金準拠を基本に、公共企業体等の職員の賃金を

田 健

2 委員会は、長年にわたり定着している

(1) 生計費の動向を消費者物価

(2) 国家公務員給与との関係について

(3) 民間資金との関係については、△

第 二 章

これに対して

委員会は、民間の賃金水準との上

この結果、昭和59年賃金構造基

委員会は、

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業

委員会は、以

したがって、委員会は、同様の判断に基づ

組合の要求してい

したがって、当面は、団体交渉及び調

主文の原資の配分は

委員會

1. *What is the purpose of this study?*

委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置

昭和60年5月30日

委員 堀

昭和六十年三月十四日国鉄千葉動力車労働組

し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態と

により同日同委員会の調停段階に入り、更に同

二 右裁定の実施については、現状においては、

1. *What is the main purpose of this study?*

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定によつて、同条の審決を受ける。

昭和60年5月30日
仲裁裁定第650号
(全日本郵政労働組合関係)
仲裁 裁定 書

仲裁裁定第650号
裁 定
公共企業体等労働委員会
関係当事者
東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目20番6号
全日本郵政労働組合
中央執行委員長 福井 秀政
郵 政 大 臣 左 藤 恵

昭和60年4月20日全日本郵政労働組合から調停申請があり、5月7日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和60年新年賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文
郵政省所属の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。)の基準内賃金を、昭和60年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.80%相当額に1,680円を加えた額6,488円の原賃をもつて引き上げること。

理 由
1 今次の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平均15,000円の引上げを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,206円(定期昇給分を含め6,390円)とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月26日に調停委員長見解として「1.80%+1,680円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これ

に基づき調停案を作成することについて、労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月7日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年におたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である生計費の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況と賃金との関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総務庁統計局調べ、全国)によつてみると、その昭和59年度平均の上昇率は2.2%であり、本年3月の対前年同月上昇率では1.6%であつた。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年6.44%程度の給与改定を内容とする人事院勧告がなされ、財政再建の下、3.37%程度の改定が行われたが、官民格差は前年度に比べ縮小した事実が留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で論議が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とし、差し当たつては企業規模100人以上999人以下と1,000人以上との中間値とすること、比較要素に勤続年数を加味することなどを主張した。その上でこのような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いと主張するとともに、かりにこのような手法を用いずとも、100人以上規模の企業の賃金との比較において、賃金水準に格差が生じてきているとして、その是正を求めた。

これに對して使用者側は、国民の納付を得る賃金水準の比較を行うためには、規模100人以上の企業を対象とすることが適当であ

り、比較要素を含め従来どりの手法によれば、賃金水準について格別の格差はみられないと主張した。また、比較要素については、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となつていないことは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に關して、とくに組合が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から論議が行われており、また、本年1月公共企業体等労働問題懇話会において引き続き関係労使間で意見交換を行うこととて意見の一致をみていることにかんがみ、今後さらに本問題解決にむけ論議が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスバイレース方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和59年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行つたところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認めた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今期の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点では具体的な数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め5.02%程度になるものと推定した。また、従来同様ここ数年における中小企業の賃金引上げ動向にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行つたが、それぞれを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金

の引上げについて格差を設けることは適當でないと考えた。

3 委員会は、以上のことと諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥當であると判断した。

したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 主文の原賃の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、郵政事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を一層認識し、今後とも、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和60年5月30日

公共企業体等労働委員会
全郵政60年新年賃金仲裁委員会

委員長 堀 秀夫
委員 市 原 昌三郎
委員 市 橋 尚道
委員 山 口 俊夫
委員 氏 原 正治郎
委員 青 木 勇之助
委員 神 代 和 俊

事 由

1 昭和六十一年五月二十日全日本郵政労働組合(以下「組合」という。)は、昭和六十一年四月一日に郵政省の賃金引上げに関する審決を不服として、同

出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事態となり、昭和六十一年四月二十日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月七日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月三十日仲裁裁定第六百五十号)を行った。

二 右裁定の実施については、現状に於いては、予算上困難であるとは断定できなからしい。本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に違反するものとして認めらる。

公共企業体等労働関係法第十六条第一項の違反として、国等の職を充てるもの（全通信労働組合関係）
公共企業体等労働委員会の決議決定について、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の違反として、国等の職を充てるもの。

昭和60年5月30日
仲裁裁定第655号
(全通信労働組合関係)

仲裁裁定第655号
裁 定
公共企業体等労働委員会

関係当事者
東京都文京区後楽1丁目2番7号
全通信労働組合
中央執行委員長 森原 三登
東京都千代田区霞が関1丁目3番2号
郵 政 大 臣 左 藤 恵

昭和60年4月22日全通信労働組合から調停申請があり、5月7日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記事者間の昭和60年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

郵政省所属の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）の基準内賃金を、昭和60年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.80%相当額に1,680円を加えた額5,488円の原賃をもつて引き上げること。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が基準内賃金1人平均22,000円の引上げと標準労働者（高卒35歳・勤続17年）の基準内賃金を225,700円にすることを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,206円（定期昇給分を含め6,390円）とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月26日に調停委員長見解として1.80%+1,680円の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月7日公共企業体等労働委員会の決議によって紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である生計費の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況と賃金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数（総務庁統計局調べ、全国）によつてみると、昭和59年度平均の上昇率は2.2%であり、本年3月の対前年同月上昇率は1.6%であった。
(2) 国家公務員給与との関係については、昨年6.44%程度の給与改定を内容とする人事院勧告がなされ、財政再建の下、3.37%程度の改定が行われたが、官民格差は前年度に比べ縮小した事実が留意した。

紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で論議が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とすること、比較要素に勤続年数を加味することを主張した。その上でこのような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いと主張するとともに、かりにこのような手法を用いずとも100人以上規模の企業の賃金との比較において、賃金水準に格差が生じてきているとして、その是正を求めた。

これに対して使用者側は、国民の納得を得る賃金水準の比較を行うためには、規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、比較要素を含め従来どおりの手法によれば、賃金水準について格別の格差はみられないと主張した。また、比較要素については、勤続年数が国の賃金決定において一つの重要な要素となつていないことは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に關して、とくに組合が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から論議が行われており、また、本年1月公共企業体等労働問題懇話会において引き続き関係労使間で意見交換を行うこととて意見の一致をみていることにかんがみ、今後さらに本問題解決にむけ論議が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスベイレース方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和59年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行つたところ、昨年の賃金引上げ後の状況においても格別の措置を必要とするほどの差はないものと認められた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今期の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点で具体的な数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め5.02%程度になるものと推定した。また、従来同様この数年における中小企業の賃金引上げ動向にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行つたが、それぞれ別の経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のことき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

なお、組合は、1人当たり賃金引上げ要求にあわせていわゆる標準労働者（高卒35歳・勤続17年）の基準内賃金の引上げ要求を行つており、この問題は、従来どおり配分の問題として処理し、団体交渉及び調停の経緯をふまえ、引き続き労使において検討することを期待する。

4 主文の原賃の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、郵政事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を一層認識し、今後とも、労使関係の安定

に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和60年5月30日

公共企業体等労働委員会

全通60年新賃金仲裁委員会

委員長 堀 秀夫
委員 市 原 昌三郎
委員 舟 橋 尚道
委員 山 口 俊夫
委員 氏 原 正治郎
委員 青 木 勇之助
委員 神 代 和俊

事 由

一 昭和六十一年三月十四日全賃金労働組合（以下「組合」という。）は、昭和六十一年四月一日迄の賃金引上げに関する要求を労働委員会及び「組合」に提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事となり、昭和六十一年四月二十二日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月七日同委員会の決議により仲裁に移行し、同委員会は、同年五月三十日仲裁決定（第六百五十五号）を行った。

二 右裁定の実施については、現状のままでは、予算上可能であるとは断定できなかつた。本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に違反するものと考えらる。

公共企業体等労働委員会の調停決定に基づいて、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定により、国等の議決を要する。

昭和60年5月30日

仲裁決定第651号

（日本林業労働組合関係）

仲 裁 裁 定 書

公共企業体等労働委員会

仲裁決定第651号

裁 定

関係当事者

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

日本林業労働組合

中央執行委員長 高畑 次徳

東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

林 野 戸 長 官 田中 恒寿

昭和60年4月20日日本林業労働組合から調停申請があり、5月7日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和60年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

林野庁所屬の公共企業体等労働関係法上の職員（昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く。）のうち、定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）の基準内賃金を、昭和60年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.80%相当額に1,680円を加えた額6,024円（原資をもつて引き上げること）。

理 由

1 今次の賃金紛争は、組合が基本給1人平均19,000円の引上げを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,376円（定期昇給分を含め6,131円）とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係

属した。調停段階においては、4月26日に調停委員長見解として「1.80%+1,680円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月7日公共企業体等労働委員会の決議に基づいて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である生計費の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況と賃金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数（総務庁統計局調べ、全国）によつてみると、その昭和59年度平均の上昇率は2.2%であり、本年3月の対前年同月上昇率は1.6%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年6.44%程度の給与改定を内容とする人事院勧告がなされた、財政再建の下、3.37%程度の改定が行われたが、官民格差は前年度に比べ縮小した事実を留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今次の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で論議が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とすること、比較要素に勤続年数を加味することを主張した。その上でこのような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いと主張するとともに、かりにこのような手法を用いずとも、100人以上規模の企業の賃金との比較において、賃金水準に格差が生じてきているとして、その是正を求めた。

人以上の企業を対象とすることが適当であり、比較要素を含め従来どおりの手法によれば、賃金水準について格別の格差はみられないと主張した。また、比較要素については、勤続年数が国の賃金決定において一つの重要な要素となつていないことは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に関し、とくに組合が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から論議が行われており、また、本年1月公共企業体等労働問題懇話会において引き続き関係労使間で意見交換を行うというところで意見の一致をみていくことにかんがみ、今後さらに本問題解決に向け論議が深められることを希望し、今回の企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスパイル方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和59年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行つたところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認めた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今期の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点で具体的な数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め6.02%程度になるものと推定した。また、従来同様ここ数年における中小企業の賃金引上げ動向にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行つたが、それぞれ経営状況には相違が認められるものの、これを賃金に反映させることについては、従来から業種手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本

的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、国有林野事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識するとともに、企業経営の厳しい現状にかんがみ、労使関係の安定に努め、より一層の合理化と生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和60年5月30日

公共企業体等労働委員会

日林労60年新賃金仲裁委員会

委員長 堀 秀夫
委員 市 原 昌三郎
委員 舟 橋 尚道
委員 山 口 俊夫
委員 氏 原 正治郎
委員 青 木 勇之助
委員 神 代 和俊

事 由

昭和六十三年三月七日日本林業労働組合（以下「組合」という。）は、昭和六十三年四月一日に組合員会（以下「組合員会」という。）を設立し、組合員会に「組合員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

「組合員会」という。）は、昭和六十三年四月一日に組合員会（以下「組合員会」という。）を設立し、組合員会に「組合員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、国有林野事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識するとともに、企業経営の厳しい現状にかんがみ、労使関係の安定に努め、より一層の合理化と生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和60年5月30日
公共企業体等労働委員会
日林労60年新賃金仲裁委員会

仲裁裁定第652号

仲裁裁定第652号

仲裁裁定第652号

仲裁裁定第652号

仲裁裁定第652号

仲裁裁定第652号

仲裁裁定第652号

仲裁裁定第652号

仲裁裁定第652号

仲裁裁定第652号

仲裁裁定第652号

仲裁裁定第652号

昭和60年4月20日日本林業労働組合から調停申請があり、5月7日公共企業体等労働委員会が仲裁裁定第652号

裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和60年新賃金に関する紛争につき、当年仲裁委員会（以下「委員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

林野庁所屬の公共企業体等労働関係法上の職員のうち基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員の基準内賃金を、昭和60年4月1日以降、1人当たり、月額5,708円の原資をもつて引き上げること。

1 今次の賃金紛争は、組合が基本給 1人平均 18,000円の引上げを要求したのに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を月額1,276円（基幹作業職員以外の者については日給制による。）とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月26日に調停委員長見解として月額5,708円の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月7日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である生計費の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況と賃金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。この結果、主文に掲げる職員の賃金引上げについては、その雇用の形態にしたがって調整した基準内賃金に基づき、定員内職員に係る賃金引上げ額の原資の算定方法と同一の方法により算定した1人当たり月額5,708円の原資をもつて行うことが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに変える必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

5 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要望する。

昭和60年5月30日

公共企業体等労働委員会

日林労60年基幹作業職員等新賃金仲裁委員会

委員長 堀 秀夫
委員 市 原 昌三郎
委員 舟 橋 尚道
委員 山 口 俊夫
委員 氏 原 正治郎
委員 青 木 勇之助
委員 神 代 和俊

事 由

昭和六十三年三月七日日本林業労働組合（以下「組合」という。）は、昭和六十三年四月一日に組合員会（以下「組合員会」という。）を設立し、組合員会に「組合員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

文のとおり裁定した。

3 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

4 委員会は、この際とくに労使双方に対し、国有林野事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識するとともに、企業経営の厳しい現状にかんがみ、労使関係の安定に努め、より一層の合理化と生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

5 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要望する。

昭和60年5月30日

公共企業体等労働委員会

日林労60年基幹作業職員等新賃金仲裁委員会

委員長 堀 秀夫
委員 市 原 昌三郎
委員 舟 橋 尚道
委員 山 口 俊夫
委員 氏 原 正治郎
委員 青 木 勇之助
委員 神 代 和俊

事 由

昭和六十三年三月七日日本林業労働組合（以下「組合」という。）は、昭和六十三年四月一日に組合員会（以下「組合員会」という。）を設立し、組合員会に「組合員会」という。）は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

決が要請されている現在の時点で具体的な数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め5.02%程度に上るものと推定し

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行ったが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを資金に反映させることについては、従来

から業績手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本

「ながつて 乗昌会は 国策の発展に。」

この4人に胸付紋章に於ける調子安良及足群の

「君はよくに笑へる。彼女はよいものさうだ、主
君のそばに居よう、主」

「さういふことは、さういふことだ。」

關する問題については、まず、その真実を明らかにし、

配分の問題として処理すべきこと

引き続き偵察に努めて、槍討ちするに上る期を待

4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
8

主文の原資の配分については当使用間の協議に

よつて決定することとし、その協議を早期に完

了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう

要望する。

委員会は、この際とくに労使双方に対し、国

有林野事業の社会的機能及び国民經濟上の役割

の重要性を十分認識するとともに、企業経営の

厳しい現状にかんがみ、労使関係の安定に努

め、より一層の合理化と生産性の向上の実現の

ために格段の努力を払い、もって広く国民一般

7 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和60年5月30日

公共企業体等労働委員会
全林野60年新賃金仲裁委員会

委員長 堀 秀夫
委員 市 原 昌三郎
委員 舟 橋 尚道
委員 山 口 俊夫
委員 氏 原 正治郎
委員 青 木 勇之助
委員 神 代 和俊

事 由

一 昭和六十三年三月十三日全林野労働組合（以下「組合」という。）は、昭和六十三年四月一日以後の賃金引上げに関する要求を林野庁に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事となり、昭和六十三年四月二十二日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月七日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月三十日仲裁裁定（第六百五十六号）を行った。

二 右裁定の実施については、現状に於いては、予算上可能であるとは断定できないうので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの（全林野労働組合関係「基幹作業職員」常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員）

公共企業体等労働委員会（別紙裁定について）、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に

「い」 原告の請求を棄てる。

昭和60年5月30日

仲裁裁定第657号

（全林野労働組合関係「基幹」）

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

仲裁裁定第657号

れた。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調となり、5月7日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である生計費の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況と賃金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。この結果、主文に掲げる職員の賃金引上げについては、その雇用の形態にしたがつて調整した基準内賃金に基づき、定員内職員に係る賃金引上げ額の原資の算定方法と同一の方法により算定した1人当たり月額5,708円の原資をもつて行うことが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに採る必要はないものと認め、主文のとおり裁定した。

3 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに関する問題については、主文では触れなかつたが、当面は、配分の問題として処理することとし、引き続き労使において検討することを期待する。

4 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

5 委員会は、この際とくに労使双方に対し、国有林野事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を十分認識するとともに、企業経営の厳しい現状にかんがみ、労使関係の安定に努め、より一層の合理化と生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

6 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置

を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和60年5月30日

公共企業体等労働委員会
全林野60年基幹作業職員等
新賃金仲裁委員会

委員長 堀 秀夫
委員 市 原 昌三郎
委員 舟 橋 尚道
委員 山 口 俊夫
委員 氏 原 正治郎
委員 青 木 勇之助
委員 神 代 和俊

事 由

一 昭和六十三年三月十三日全林野労働組合（以下「組合」という。）は、昭和六十三年四月一日以後の賃金引上げに関する要求を林野庁に対し提出し、団体交渉を重ねたが、解決が困難な事となり、昭和六十三年四月二十二日組合の申請により公共企業体等労働委員会の調停段階に入り、更に同年五月七日同委員会の決議により仲裁手続に移行し、同委員会は、同年五月三十日仲裁裁定（第六百五十七号）を行った。

二 右裁定の実施については、現状に於いては、予算上可能であるとは断定できないうので、本裁定は、公共企業体等労働関係法第十六条第一項に該当するものと認められる。

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるもの（全林野労働組合関係「基幹作業職員」常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員）

公共企業体等労働委員会（別紙裁定について）、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に

昭和60年5月30日
仲裁裁定第658号
(全印刷局労働組合関係)
仲裁 裁定書
公共企業体等労働委員会

仲裁裁定第658号
裁 定
関係当事者
東京都北区西ヶ原3丁目59番12号
全印刷局労働組合
中央執行委員長 星宮 文雄
東京都港区虎ノ門2丁目2番4号
大蔵省印刷局長 岡上 泉

昭和60年4月22日全印刷局労働組合から調停申請があり、5月7日公共企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和60年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という)は、慎重審議の結果、次のとおり裁定する。

主 文

大蔵省印刷局所属の公共企業体等労働関係法上の職員(昭和40年公共企業体等労働委員会告示第1号に掲げる者を除く)の基準内賃金を、昭和60年4月1日以降、1人当たり、同日現在における上記職員の基準内賃金の1.80%相当額に1,680円を加えた額5,515円の原因をもつて引き上げること。

理 由

1 今後の賃金紛争は、組合が年齢、勤続年数別の賃金水準の決定(35歳・勤続17年の基本給を208,000円とすることなど)を要求したのでに対し、当局が1人当たり基準内賃金の引上げ額を1,214円(定期昇給分を含め6,391円)とする旨回答したが、交渉は決裂したため組合の申請により調停に係属した。調停段階においては、4月26日に調停委員長見解として「1.80%+1,680円」の賃金引上げ案が提示された。しかしながら、これに基づき調停案を作成することについて労使委員の同意が得られず、調停は不調とな

り、5月7日公共企業体等労働委員会の決議によつて紛争の処理が仲裁に移された。

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金水準を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である生計費の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況と賃金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

(1) 生計費の動向を消費者物価指数(総務庁統計局調べ、全国)によつてみると、昭和59年度平均の上昇率は2.2%であり、本年3月の対前年同月上昇率は1.6%であった。

(2) 国家公務員給与との関係については、昨年6.44%程度の給与改定と内容とする人事院勧告がなされた、財政再建の下、3.37%程度の改定が行われたが、官民格差は前年度に比べ縮小した事実で留意した。

(3) 民間賃金との関係については、今後の賃金紛争においても、賃金水準の比較の手法などについて労使間で論議が行われた。労働者側は、公共企業体等の事業の内容、職員の構成などから、基本的には、比較対象の企業規模を1,000人以上とすること、比較要素に勤続年数を加味することと主張した。その上でこのような手法により賃金構造基本統計調査を用いて比較すれば、公共企業体等の職員の賃金は民間賃金より低いと主張するとともに、かりにこのような手法を用いずとも、100人以上規模の企業の賃金との比較において、賃金水準に格差が生じてきているとして、その是正を求めた。

これに對して使用者側は、国民の納得を得る賃金水準の比較を行うためには、規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、比較要素を含め従来どおりの手法によれば、賃金水準について格別の格差はみられないと主張した。また、比較要素については、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの

重要な要素となつていゝことは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

委員会は、民間の賃金水準との比較手法に關して、とくに組合が強調した勤続年数を加味する問題については、労使間において従来から論議が行われており、また、本年1月公共企業体等労働問題懇話会において引き続き関係労使間で意見交換を行うことと意見の一致をみていることにかんがみ、今後さらに本問題解決にむけ論議が深められることを希望し、今回も企業規模100人以上を対象とし、従来どおり性、学歴、年齢別のラスパイレース方式による比較を行うこととした。

この結果、昭和59年賃金構造基本統計調査などを用いて、1人平均賃金額の比較を行つたところ、昨年の賃金引上げ後の状況において格別の措置を必要とするほどの差はないものと認めた。

(4) 委員会は、以上の判断を基礎として行う今期の賃金引上げ状況の推定にあたり、紛争解決が要請されている現在の時点での具体的な数値が把握できる民間の主要企業の動向について検討した結果、その引上げ率の平均は、定期昇給分を含め5.02%程度になるものと推定した。また、従来同様ここ数年における中小企業の賃金引上げ動向にも留意した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行つたが、それぞれを賃金に反映させることについては、従来から業績手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的賃金の役割などを考慮すれば、基本的賃金の引上げについて格差を認めることは適当でないと考えた。

3 委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金

については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。したがつて、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

4 いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに關する問題については、本文では触れなかつたが、当面は、配分の問題として処理することとし、引き続き労使において検討することを期待する。

5 主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

6 委員会は、この際とくに労使双方に対し、印刷事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を一言認識し、今後とも、労使関係の安定に努め、企業経営の合理化及び生産性の向上の実現のために格段の努力を払い、もつて広く国民一般の期待に応えるよう強く要望する。

7 委員会は、関係政府機関が早期に所要の措置を講じ、本裁定が速やかに完全実施されるよう要請する。

昭和60年5月30日

公共企業体等労働委員会

全印刷60年新賃金仲裁委員会

委員長 堀 秀夫
委員 市原 昌三郎
委員 市原 尚道
委員 山崎 俊夫
委員 山崎 正治郎
委員 氏原 勇之助
委員 青木 和俊
委員 神代 俊

審 判

1 監事長 十津川 昌三郎 監事 佐藤 隆雄 (右)
「昭和六十一年六月十八日」

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
(全造幣労働組合関係)

公共企業体等労働委員会の別紙規定について、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定により、国会の議決を求める。

昭和60年 5 月30日
仲裁裁定第 659 号
(全造幣労働組合関係)

仲 裁 裁 定 書
公共企業体等労働委員会
仲裁裁定第 659 号
裁 定

大阪府北区天満 1丁目 1番79号
全造幣労働組合
中央執行委員長 平
大阪府北区天満 1丁目 1番79号

昭和60年4月22日全造機労働組合から調停申請があり、5月7日公営企業体等労働委員会が仲裁を行うことを決議した上記当事者間の昭和60年新賃金に関する紛争につき、当仲裁委員会(以下「委員会」という。)は、慎重審議の結果、次のとおり

理由

2 委員会は、長年にわたり定着している民間賃金準拠を基本に、公共企業体等の職員の賃金を決定する際考慮すべき重要な事情である生計費の動向、国家公務員給与との関係、賃金水準の比較の手法、今期の民間における賃金引上げの状況、経営状況と賃金の関係などについて、労使の主張を含め検討を加えた。

これに対して使用者側は、国民の納得を得る賃金水準の比較を行うためには、規模100人以上の企業を対象とすることが適当であり、比較要素を含め従来どおりの手法によれば、賃金水準について格別の格差はみられないと主張した。また、比較要素については、勤続年数がわが国の賃金決定において一つの重要な要素となっていることは否定しないが、公共企業体等の雇用の状況や賃金体系が民間との間で相違があることにかんがみ、なお慎重な検討を要すると主張した。

(5) 委員会は、以上のほか、公共企業体等の経営状況についても検討を行つたが、それぞれの経営状況には相違が認められるものの、これを資金に反映させることについては、従来から業績手当等によつて調整する方法がとられており、公共企業体等の事業の性格、基本的資金の役割などを考慮すれば、基本的資金の引上げについて格差を設けることは適当でないと考えた。

委員会は、以上のごとき諸条件を総合的に勘案した結果、公共企業体等の職員の基準内賃金については、従来どおり民間賃金の動向を重視して決定することが妥当であると判断した。

したがって、委員会は、同様の判断に基づいて示された調停段階における調停委員長見解の内容をとくに変える必要はないものと認め、本文のとおり裁定した。

いわゆる標準労働者方式による賃金引上げに関する問題については、主文では触れなかつたが、当面は、配分の問題として処理することとし、引き続き労使において検討することを期待する。

主文の原資の配分については労使間の協議によつて決定することとし、その協議を早期に完了し、本裁定の効果が速やかに職員に及ぶよう要望する。

委員会は、この際とくに労使双方に対し、造幣事業の社会的機能及び国民経済上の役割の重要性を一層認識し、今後とも、労使関係の安定

この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第六九三三号 昭和六十年五月三十日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 香川県高松市林町二、〇七三 三

木健統 外十九名

紹介議員 野田 哲君

政府は、今国会に、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律案、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（以下労働者派遣法案という）を提出した。この法案は、中間搾取を公然と認め、労働者の他企業への派遣を合法化し、一方で派遣された労働者を使用する企業（派遣先企業）の使用責任をほぼ完全に免除する内容となっており、我が国の憲法、労働法制を根柢から覆す悪法である。更にこの法案には、労働者とその家族にとつて、また、日本の民主的発展を願う国民にとつて、見過ごすことのできない危険な内容が盛り込まれている。それは、（一）労働者供給事業を禁じた職業安定法第四十四条を事実上抹殺し、中間搾取が自由にできる労働者派遣事業を合法化しており、しかも対象業務は、ほとんどの企業にわたっている。（二）だれでもどのような企業でも派遣事業を行えるようになつており、大企業が派遣事業へ進出することも保障されている。（三）正規雇用労働者（社員労働者など）が、本人の同意を無視し、派遣労働者に名称変更させられ、他企業へ派遣される仕掛けがされており、企業の人減らし、合理化、組合員排除など企業の思いのままの雇用政策、団結破壊が可能になる。（四）派遣先企業の使用責任を免除しており、団体交渉応諾義務、賃金支払義務もなく、不当労働行為救済申立てについても是正義を負わなくてはならない。また、法案には派遣先企業に労働組合法、労働基準法を適用する条項は明記されていない。（五）これまでは労働者に出向について

ての同意権があり、解雇制限も法律で明記されているが、派遣労働者には、同意権も解雇制限もなく、解雇と同じ意味をもつ派遣打ち切りについて、裁判所に提訴することもできない。企業は裁判で争われる心配もなく、いつでも派遣労働者を切り捨てるのが可能になる。つまり、いつしごとがなくなり、生活の糧が奪われるかわからない不安定雇用労働者を大量に生み出すことになる。などの問題がある。このように、労働者派遣法案は人入れ稼業の復活を図るにとどまらず、正規雇用労働者を思いのままに他企業に派遣するという労働者の人権を無視したものであり、ILO条約にも抵触し、国際貿易摩擦が激化しているなかで、国際世論からも孤立するような内容となつていいる。労働者の保護を図るとして提出した法案でありながら、逆に労働者の雇用をおびやかす、中間搾取を放任し、労働基本権を侵害することになるこの法案には反対である。ついでに、労働者派遣法案を直ちに廃案とされたい。

第六九三三号 昭和六十年五月三十日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 福岡市南区大池一ノ五ノ一五ノ三〇三 野口東 外十四名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六九三三号と同じである。

第六九三三号 昭和六十年五月三十日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 神戸市中央区磯上通五ノ一ノ一三ノ四二二 山本純子 外十八名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第六九三三号と同じである。

第六九五六号 昭和六十年五月三十日受理

労働者派遣法案反対に関する請願

請願者 横浜市磯子区森が丘一ノ二二ノ一 佐藤幸子 外二百八十三名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第五六一九号と同じである。

第六九五七号 昭和六十年五月三十日受理

労働者派遣法案反対に関する請願

請願者 横浜市鶴見区北寺尾五ノ八ノ一〇 岩田真次 外二百七十一名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第五六一九号と同じである。

第六九五八号 昭和六十年五月三十日受理

労働者派遣法案反対に関する請願

請願者 横浜市神奈川区新子安二ノ一一ノ一五 松井裕文 外二百七十一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五六一九号と同じである。

第六九五九号 昭和六十年五月三十日受理

労働者派遣法案反対に関する請願

請願者 横浜市鶴見区駒岡町一、六七八 富田裕治 外二百七十一名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第五六一九号と同じである。

第六九六〇号 昭和六十年五月三十日受理

労働者派遣法案反対に関する請願

請願者 横浜市鶴見区仲通一ノ五八ノ二四 菊地章子 外二百七十一名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第五六一九号と同じである。

第六九六一号 昭和六十年五月三十日受理

労働者派遣法案反対に関する請願

請願者 神奈川県座間市栗原三、八三三 平田行雄 外二百七十一名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第五六一九号と同じである。

第六九六二号 昭和六十年五月三十日受理

労働者派遣法案反対に関する請願

請願者 川崎市高津区上作延六五〇ノ二ノ二二七 雨宮芳雄 外二百七十一名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第五六一九号と同じである。

第六九六三号 昭和六十年五月三十日受理

労働者派遣法案反対に関する請願

請願者 神奈川県秦野市名古木五五 須山 明彦 外二百七十一名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第五六一九号と同じである。

第六九六四号 昭和六十年五月三十日受理

労働者派遣法案反対に関する請願

請願者 神奈川県伊勢原市東大竹一、三四三 武井章 外二百七十一名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五六一九号と同じである。

第六九六五号 昭和六十年五月三十日受理

労働者派遣法案反対に関する請願

請願者 川崎市川崎区鋼管通二ノ一ノ一六 成紀子 外二百七十一名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五六一九号と同じである。

第六九六六号 昭和六十年五月三十日受理

労働者派遣法案反対に関する請願

請願者 千葉市緑町一ノ一〇ノ一一 影山 香代子 外二百七十一名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第五六一九号と同じである。

第六九六七号 昭和六十年五月三十日受理

労働者派遣法案反対に関する請願

請願者 昭和六十年五月三十日受理

請願者 千葉市北大宮二〇五ノ一〇 相原
光枝 外二百七十一名
紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第五六一九号と同じである。

第六九六八号 昭和六十年五月三十日受理
労働者派遣法反対に関する請願

請願者 千葉県松戸市金ヶ作三〇〇 山田
由紀子 外二百七十一名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第五六一九号と同じである。

第六九六九号 昭和六十年五月三十日受理
労働者派遣法反対に関する請願
請願者 大阪府高槻市中川町四ノ二四 伊
勢信三 外二百七十一名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第五六一九号と同じである。

六月十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働者派遣法の制定反対に関する請願（六
九九三三号）（第六九四四号）（第六九五五号）（第
六九九六号）（第六九九七号）（第六九九八号）
（第六九九九号）（第七〇〇〇号）（第七〇〇一
号）（第七〇〇二号）
一、健保本人十割給付など医療保険の改善に関
する請願（第七〇一八号）
一、労働者派遣法の制定反対に関する請願（第
七〇二二号）（第七〇二三号）（第七〇二四号）
一、療術の制度化促進に関する請願（第七〇三
八号）
一、労働者派遣法の制定反対に関する請願（第
七〇五八号）（第七〇五九号）（第七〇六〇号）
（第七〇六一号）（第七〇六二号）（第七〇六三
号）（第七〇六七号）（第七〇七八号）（第七〇八
九号）（第七〇九〇号）（第七〇九四号）（第七一
一二号）（第七一二三号）（第七一一八号）（第七

一一九号）（第七一二〇号）（第七一二二号）（第
七一二三号）
一、働く婦人の労働条件の向上と健康に関する
請願（第七二三三号）
一、自動車交通労働者の労働条件改善に関する
請願（第七二四八号）
一、働く婦人の労働条件の向上と健康に関する
請願（第七二四九号）

一、労働者派遣法の制定反対に関する請願（第
七二五〇号）（第七二五一号）（第七二五二号）
（第七二五三三号）（第七二五四号）（第七二五五
号）（第七二五六号）（第七二五七号）
一、健康保険本人の十割給付の復活に関する請
願（第七二六九号）
一、東京都内の国立病院・療養所の整理統廃合
に反対し、充実強化に関する請願（第七二七
〇号）
一、学童保育の制度化に関する請願（第七二七
一号）（第七二七二号）（第七二七三三号）（第七二
七四号）（第七二七五号）（第七二七六号）（第七
二七七号）（第七二七八号）（第七二七九号）（第七
二八〇号）（第七二八一号）（第七二八二号）
（第七二八三三号）（第七二八四号）
一、健保本人の十割給付復活をはじめとする医
療保険の改善に関する請願（第七二八五号）
（第七二八六号）（第七二八七号）（第七二八八
号）（第七二八九号）（第七二九〇号）（第七二九
一号）（第七二九二号）（第七二九三三号）（第七二
九四号）（第七二九五号）（第七二九六号）（第七
二九七号）（第七二九八号）
一、重度戦傷病者と妻の援護に関する請願（第
七三〇〇号）
一、労働者派遣法の制定反対に関する請願（第
七三四〇号）（第七三四一〇号）（第七三四二二
号）（第七三四三三号）
一、健保本人十割給付など医療保険の改善に関
する請願（第七三四四号）
一、国家補償に基づく被爆者援護法の早期制定
に関する請願（第七三三三三号）

一、労働者派遣法の制定反対に関する請願（第
七三六二二号）（第七三六三三号）
一、働く婦人の労働条件の向上と健康に関する
請願（第七三六四四号）（第七三六五五号）
一、労働者派遣法の制定反対に関する請願（第
七三六六六号）（第七三六七七号）（第七三八三三
号）（第七三八六六号）
一、働く婦人の労働条件の向上と健康に関する
請願（第七三八七七号）（第七三八八八号）（第七
三八九九号）（第七三九〇〇号）（第七三九一一号）
一、労働者派遣法の制定反対に関する請願（第
七三九二二号）（第七三九三三号）（第七三九四四
号）
一、働く婦人の労働条件の向上と健康に関する
請願（第七三九五五号）
一、労働者派遣法反対に関する請願（第七三
一六号）
一、労働者派遣法の制定反対に関する請願（第
七三二七号）（第七三二八八号）（第七三二九九
号）
一、働く婦人の労働条件の向上と健康に関する
請願（第七三三〇〇号）
一、労働者派遣法の制定反対に関する請願（第
七三三一一号）（第七三三二二号）
一、労働者派遣法の制定反対に関する請願（第
七三三三三号）（第七三三四四号）
一、労働者派遣法の制定反対に関する請願（第
七三三五五号）（第七三三六六号）

第六九三三三号 昭和六十年五月三十一日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 長崎市金堀町二三七ノ二二 寺井
英樹 外四名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第六九三三三号と同じである。
第六九三三三号 昭和六十年五月三十一日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 長崎市愛宕四ノ四〇五ノ二 大田
由紀 外三十九名
紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第六九三三三号と同じである。

第六九三三三号 昭和六十年五月三十一日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 福岡市中央区福浜二ノ二ノ三 草
場徳 外十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第六九三三三号と同じである。

第六九三三三号 昭和六十年五月三十一日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 福岡市中央区地行一ノ一五ノ三二
牧忠夫 外九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第六九三三三号と同じである。

第六九三三三号 昭和六十年五月三十一日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 神戸市垂水区塩屋町一ノ四ノ五
小田崎久 外二十名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第六九三三三号と同じである。

第六九三三三号 昭和六十年五月三十一日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 石川県金沢市北袋町ルノ一二
長田和子 外十四名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第六九三三三号と同じである。

第六九三三三号 昭和六十年五月三十一日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 滋賀県大津市大平一ノ一ノ二四
ノ一〇四 堀池公一 外七名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第六九三三三号と同じである。

第七〇〇〇号 昭和六十年五月三十一日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 滋賀県大津市大平一ノ一ノ二四
ノ一〇四 堀池公一 外七名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第六九三三三号と同じである。

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 香川県丸亀市飯野町東分九三九ノ

三 山地博 外八名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七〇〇一 昭和六十年五月三十一日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 熊本市新大江二ノ二〇ノ五 柴田

義房 外十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七〇〇二 昭和六十年五月三十一日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 熊本市黒髪四丁目 木村和久 外

二十三名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七〇一八 昭和六十年五月三十一日受理

健康本人十割給付など医療保険の改善に関する請願

請願者 茨城県久慈郡大子町西金一三ノ一

神長次郎 外二百五十一名

紹介議員 矢田部 理君

昭和五十九年十月一日より、健康保険本人の一割負担が実施され、入院が必要であつても、費用のことが心配で、容易に入院できないとか、治療を中断してしまう等安心して医療を受けられない状況がうまれてゐる。また、病院・診療所では、必要な検査も患者の家計を考えるとちやうちよし、次の診療の機会に延滞するといつた例もまれではない。医療にとつては、予防のほか、早期発見、早期治療が大切であるが、新健康保険法のもとではこれが満足にできない状況に追い込まれてゐる。政府は、このような状況を一時のことと軽くみて、政府管掌健康保険の黒字を理由に、赤字

国債の発行等とあわせて、国家財源確保のため国民の権利である政府管掌健康保険への国庫負担を一部棚上げしようとしている。また、国民健康保険への国庫補助削減で、いまでも多い国民健康保険料未払い世帯を拡大することになり、更に、特定療養費制度の創設で、差額徴収が公認され、金のあるなしで医療の中味を差別する危険が大きくなつてゐる。急速にすすむ高齢化社会に対応し、国民が安心して医療を受けられるような医療保険制度の改善が必要である。ついで、次の事項について早急に実現を図られたい。

一、健康保険本人の十割給付を復活すること。また、九割給付を八割に引き下げる国会決議をしないこと。
二、国民健康保険料(税)の引上げをたらず、国民健康保険への国庫補助金の引下げをやめ、給付を改善すること。また、退職者医療制度への国庫補助をすること。
三、患者の差額負担の公認と拡大や療養費払い(患者の窓口立替払い)など、公的保険医療の範囲を縮小しないこと。

第七〇二二 昭和六十年五月三十一日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡長与町五七九ノ二

五八 上田宏 外十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七〇二三 昭和六十年五月三十一日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 東京都杉並区和田三ノ三ノ一二

ノ一四 加藤尚代 外三十四名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七〇二四 昭和六十年五月三十一日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 東京都江東区南砂二ノ三ノ八ノ六

一七 森谷勇 外七名

紹介議員 小山 一平君

請願者 熊本市清水町麻生田一、七二〇ノ

四 落合光博 外十一名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七〇三八 昭和六十年五月三十一日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願(二通)

請願者 福井市宝永二ノ一ノ二 杉田慈昭

外一名

紹介議員 山内 一郎君

この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第七〇五八 昭和六十年六月一日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 鹿児島県国分市向花 吉満健二

外二十四名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七〇五九 昭和六十年六月一日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 埼玉県所沢市山口二二三ノ五 岩

本正伸 外二十七名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七〇六〇 昭和六十年六月一日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 広島市中区国泰寺町一ノ三ノ一三

古月和外二名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七〇六一 昭和六十年六月一日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 東京都江東区南砂二ノ三ノ八ノ六

一七 森谷勇 外七名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七〇六二 昭和六十年六月一日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 鹿児島市西紫原町一三ノ二 堂脇

悟 外十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七〇六三 昭和六十年六月一日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 福岡市中央区福浜二ノ二ノ五ノ三

〇四 吉田美代 外十名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七〇六七 昭和六十年六月三日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 福岡県小郡市三沢四、二二五ノ三

〇六 山方光則 外二十四名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七〇八八 昭和六十年六月三日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 奈良市中山町西三ノ五三ノ五三

四 鈴木理司 外十六名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七〇八九 昭和六十年六月三日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 山口県徳山市久米天神山七九三

井上雪彦 外二十二名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七〇九〇 昭和六十年六月三日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 福岡市東区美和台一ノ四三ノ六 西田英雄 外十四名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第六九三二号と同じである。

第七〇九四号 昭和六十年六月三日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区豪徳寺一ノ二五ノ二 細谷美樹 外二十四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第六九三二号と同じである。

第七一一二号 昭和六十年六月三日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 石川県金沢市御所町寅八三ノ二 本多高之 外十五名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第六九三二号と同じである。

第七一一三三号 昭和六十年六月三日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 鹿児島市下荒田二ノ三六ノ一二 大土橋慶子 外十四名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第六九三二号と同じである。

第七一一八号 昭和六十年六月四日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 東京都調布市若葉町二ノ二〇ノ二二 高木邦明 外九名

紹介議員 山田 譲君

この請願の趣旨は、第六九三二号と同じである。

第七一一九号 昭和六十年六月四日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 岡山市長岡六七ノ六七 宮崎賢 外九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第六九三二号と同じである。

第七一二〇号 昭和六十年六月四日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 山梨県甲府市上石田二ノ一九ノ四 早川一哉 外三十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第六九三二号と同じである。

第七一二二号 昭和六十年六月四日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 福岡市早良区有田五ノ一〇ノ一〇 飯田虎雄 外九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第六九三二号と同じである。

第七一二三三号 昭和六十年六月四日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願(二通)

請願者 広島市西区大芝一ノ七ノ六ノ三〇 三寺内優 外二十二名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第六九三二号と同じである。

第七一二三三三号 昭和六十年六月四日受理

働く婦人の労働条件の向上と健康に関する請願

請願者 東京都江戸川区西瑞江四ノ一七 松田かすみ 外百二十名

紹介議員 多田 省吾君

働く婦人は千四百八十八万人となり、全雇用労働者

四千二百五十万人の三十五パーセントを占め、経

済社会の発展に貢献している。しかし、雇用の場

における婦人の地位や賃金は、男性に比較して低

く格差は拡大している。昭和六十年は国連婦人の

十年の最終年にあたり、女子に対するあらゆる形

態の差別の撤廃に関する条約の早期批准を強く要

望するものである。ついで、婦人の働く権利の

確立や健康の確保のため、次の事項について実現

を図りたい。

一、パート労働で百二十万円まで無税とするな

ど、パート労働法を制定すること。

二、家内労働法を強化し、工賃の改善や労災保険

の適用などを図ること。

三、母子家庭の母等の就業を促進する専婦雇用促

進法を早期に実現すること。

四、働く婦人の健康管理を充実し、特にパート労

働者に対する無料定期健康診断を義務づけ、祝

祭日や夜間の診療を充実すること。

第七一四八号 昭和六十年六月四日受理

自動車交通労働者の労働条件改善に関する請願

請願者 東京都板橋区常盤台二ノ二九ノ二 森公雄 外二十三名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第七一二三三号と同じである。

第七一四九号 昭和六十年六月四日受理

働く婦人の労働条件の向上と健康に関する請願

請願者 東京都江戸川区西瑞江二ノ三九 藤田清子 外五百三名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第七一二三三号と同じである。

第七一五〇号 昭和六十年六月四日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 岡山市国府市場三四ノ八 脇本茂 外四十名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第六九三二号と同じである。

第七一五一号 昭和六十年六月四日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 広島市西区南観音四ノ一ノ二五 岡本義信 外四十七名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第六九三二号と同じである。

第七一五二号 昭和六十年六月四日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 香川県高松市番町四丁目 三谷文 外四十二名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第六九三二号と同じである。

第七一五三三号 昭和六十年六月四日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 長野市若槻団地一ノ二五二 大山 哲司 外四十八名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第六九三二号と同じである。

第七一五四号 昭和六十年六月四日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町江井島八一 一坂本恵子 外二十一名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第六九三二号と同じである。

第七一五五号 昭和六十年六月四日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 大阪府交野市星田山手三ノ一二ノ 二一 小山繁 外四十三名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第六九三二号と同じである。

第七一五六号 昭和六十年六月四日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 鹿児島市上本町一〇ノ八 横山勇 次郎 外二十四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第六九三二号と同じである。

第七一五七号 昭和六十年六月四日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡松元町上谷口 野口大樹 外四十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七一六九号 昭和六十年六月四日受理

健康保険本人の十割給付の復活に関する請願

請願者 東京都板橋区清水町七〇 中村香 外二百五十名

紹介議員 上田耕一郎君

第百一回国会で成立し、昭和五十九年十月一日から実施している健康保険法で、被保険者本人の十割給付が一割自己負担に改悪された。その結果、これまで初診料八百円ですんでいた健康保険本人が一割の医療費を負担することになり、一回ずつ金があるから大変だ。精密検査をするなどのくらし金を準備すればよいかわからない。一日も早く十割給付に戻してほしい。という声がよまづつある。一家の柱である健康保険本人の病気に追打ちをかけるような健康保険の一割負担に反対するものである。ついでに、健康保険本人の十割給付を直ちに復活させたい。

第七一七〇号 昭和六十年六月四日受理

東京都内の国立病院・療養所の整理統合に反対し、充実強化に関する請願

請願者 東京都清瀬市中清戸二ノ七四ノ二 並木智代 外四百九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第五三四三号と同じである。

第七一七一号 昭和六十年六月四日受理

学童保育の制度化に関する請願

請願者 東京都中野区上高田四ノ一七ノ一ノ四〇五 松本紀久子 外十一名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第六一九七号と同じである。

第七一七二号 昭和六十年六月四日受理

学童保育の制度化に関する請願

請願者 東京都中野区上高田四ノ一七ノ一ノ一、〇一四 亀田朋子 外十一名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第六一九七号と同じである。

第七一七三号 昭和六十年六月四日受理

学童保育の制度化に関する請願

請願者 東京都中野区上高田一ノ三五ノ二四 岩下弘 外十一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第六一九七号と同じである。

第七一七四号 昭和六十年六月四日受理

学童保育の制度化に関する請願

請願者 東京都大田区山王一ノ九ノ六 後藤慶子 外十一名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第六一九七号と同じである。

第七一七五号 昭和六十年六月四日受理

学童保育の制度化に関する請願

請願者 東京都世田谷区桜三ノ一九ノ二三 郡地鈴子 外十一名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第六一九七号と同じである。

第七一七六号 昭和六十年六月四日受理

学童保育の制度化に関する請願

請願者 東京都中野区中央五ノ二ノ五 浅野洋子 外十一名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第六一九七号と同じである。

第七一七七号 昭和六十年六月四日受理

学童保育の制度化に関する請願

請願者 東京都中野区上高田一ノ二〇ノ三 三浦清国 外十一名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第六一九七号と同じである。

第七一七八号 昭和六十年六月四日受理

学童保育の制度化に関する請願

請願者 東京都中野区上高田四ノ四三ノ九 関裕子 外十一名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第六一九七号と同じである。

第七一七九号 昭和六十年六月四日受理

学童保育の制度化に関する請願

請願者 埼玉県草加市瀬崎町一、一〇八 小島和宏 外十一名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第六一九七号と同じである。

第七一八〇号 昭和六十年六月四日受理

学童保育の制度化に関する請願

請願者 東京都東久留米市下里一ノ七ノ一 松永和子 外十一名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第六一九七号と同じである。

第七一八一号 昭和六十年六月四日受理

学童保育の制度化に関する請願

請願者 東京都品川区八潮五ノ五ノ二二ノ一、四一一 倉持泰子 外十一名

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第六一九七号と同じである。

第七一八二号 昭和六十年六月四日受理

学童保育の制度化に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋室町四ノ五ノ

四 村松良一 外十一名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第六一九七号と同じである。

第七一八三号 昭和六十年六月四日受理

学童保育の制度化に関する請願

請願者 東京都中野区中野三ノ一五ノ九 伊東ゆき江 外十一名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第六一九七号と同じである。

第七一八四号 昭和六十年六月四日受理

学童保育の制度化に関する請願

請願者 埼玉県所沢市中新井一ノ四五ノC 吉田安子 外十一名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第六一九七号と同じである。

第七一八五号 昭和六十年六月四日受理

健康保険本人の十割給付復活をはじめとする医療保険の改善に関する請願

請願者 神奈川県平塚市東中原一ノ二ノ三 須藤和明 外七百三名

紹介議員 市川 正一君

昭和五十九年十月一日からの健康保険本人の一割負担の実施によつて、健康保険本人はもとより、家族も含めて受診を控える事例が多発しており、多くの医療機関で、患者の減少や検査・投薬を患者が断るという事態が生じている。また、国民健康保険への国庫補助削減の結果、大多数の地方自治体や国民健康保険組合が国民健康保険料の引上げや給付率の引下げを余儀なくされ、加入者の家計負担を重くしている。更に、特定療養費制度の創設や差額徴収の公認が、医療における貧富の差を拡大する危険をもたらしている。このような事態は、国民の命と健康を守るうえで重大な障害となつてきている。ついでに、いつでも、どこでも、安心してよい医療が受けられるようにするた

め、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、健康保険本人の十割給付を復活すること。

二、国民健康保険への国庫補助削減をやめ、国民健康保険料の引上げなしに給付改善を図れるようにすること。また、退職者医療制度への国庫補助をすること。

三、患者に対する差額徴収の公認・拡大や療養費払い（患者の窓口立替払い）など、公的保険医療の範囲を縮小しないこと。

四、老人医療費の無料制度を復活すること。

第七一八六号 昭和六十年六月四日受理

健保本人の十割給付復活をはじめとする医療保険の改善に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市本町二ノ五ノ一〇

渡辺富男 外七百三名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第七一八五号と同じである。

第七一八七号 昭和六十年六月四日受理

健保本人の十割給付復活をはじめとする医療保険の改善に関する請願

請願者 神奈川県大和市柳橋一ノ三、九三

六ノ一〇 大谷栄次郎 外七百三名

名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第七一八五号と同じである。

第七一八八号 昭和六十年六月四日受理

健保本人の十割給付復活をはじめとする医療保険の改善に関する請願

請願者 神奈川県大和市福田八ノ二八ノ六

星野しづ子 外七百三名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第七一八五号と同じである。

第七一八九号 昭和六十年六月四日受理

健保本人の十割給付復活をはじめとする医療保険の改善に関する請願

請願者 神奈川県大和市草柳一ノ八ノ八

高橋康治 外七百三名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第七一八五号と同じである。

第七一九〇号 昭和六十年六月四日受理

健保本人の十割給付復活をはじめとする医療保険の改善に関する請願

請願者 神奈川県大和市深見三、八五九ノ

四 若松正義 外七百三名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第七一八五号と同じである。

第七一九一号 昭和六十年六月四日受理

健保本人の十割給付復活をはじめとする医療保険の改善に関する請願

請願者 神奈川県大和市桜森三ノ四ノ九

山口智一 外七百三名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第七一八五号と同じである。

第七一九二号 昭和六十年六月四日受理

健保本人の十割給付復活をはじめとする医療保険の改善に関する請願

請願者 神奈川県平塚市大神一、六三三

下川原千代松 外七百三名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七一八五号と同じである。

第七一九三号 昭和六十年六月四日受理

健保本人の十割給付復活をはじめとする医療保険の改善に関する請願

請願者 神奈川県中郡二宮町川勾八五ノ五

那須川満寿雄 外七百三名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第七一八五号と同じである。

第七一九四号 昭和六十年六月四日受理

健保本人の十割給付復活をはじめとする医療保険の改善に関する請願

請願者 神奈川県中郡二宮町二宮八五三

吉川幸雄 外七百三名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第七一八五号と同じである。

第七一九五号 昭和六十年六月四日受理

健保本人の十割給付復活をはじめとする医療保険の改善に関する請願

請願者 神奈川県中郡二宮町二宮一、四七

一 高井春夫 外七百三名

紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第七一八五号と同じである。

第七一九六号 昭和六十年六月四日受理

健保本人の十割給付復活をはじめとする医療保険の改善に関する請願

請願者 神奈川県平塚市横内四、二四四

中尾健吾 外七百三名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第七一八五号と同じである。

第七一九七号 昭和六十年六月四日受理

健保本人の十割給付復活をはじめとする医療保険の改善に関する請願

請願者 神奈川県南足柄市塚原一、九七八

横山知奈 外七百三名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第七一八五号と同じである。

第七一九八号 昭和六十年六月四日受理

健保本人の十割給付復活をはじめとする医療保険の改善に関する請願

請願者 神奈川県平塚市真土一、七八八ノ

八 渡辺豪 外七百三名

この請願の趣旨は、第七一八五号と同じである。

第七二〇〇号 昭和六十年六月四日受理

重度戦傷病者とその妻の援護に関する請願

請願者 兵庫縣姫路市豊富町重国一、四七

八 岩田誠一

紹介議員 中西 一郎君

一、重度戦傷病者の妻に対する特別給付金を、妻のおかれています苦しい立場を十分考慮して増額すること。

二、重度戦傷病者に対し、日常生活用具を戦傷病者特別援護法により支給すること。

第七二四〇号 昭和六十年六月五日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願（二通）

請願者 長野市浅川西条八一九 吉崎忠雄

外十九名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七二四一号 昭和六十年六月五日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 福井市文京一ノ一〇一七 川崎谷

外一 外七名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七二四二号 昭和六十年六月五日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 石川県金沢市野町五ノ七ノ一一

鶴森緑 外五十六名

紹介議員 高杉 雄忠君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七二四三号 昭和六十年六月五日受理

労働者派遣法の制定反対に関する請願

請願者 京都市北区紫野南花ノ坊町五三ノ一 山中勝雄 外四十四名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七二四四号 昭和六十年六月五日受理
健康本人十割給付など医療保険の改善に関する請願
請願者 茨城県土浦市大町一ノ三四 淀
紹介議員 細武雄 外二百七十七名
高杉 延忠君
この請願の趣旨は、第七〇一八号と同じである。

第七二五三三号 昭和六十年六月五日受理
国家補償に基づく被爆者援護法の早期制定に関する請願
請願者 神奈川県相模原市西橋本一ノ一八
ノ二一 藤井寛 外一万三千二百
四十九名
紹介議員 山中 郁子君
被爆四十周年にあたり、世界各地で核兵器廃絶の世論が高まっている。今年はじめの米ソ連の外相会談で核兵器の廃絶にむかつて軍縮交渉を行うことが共同声明のなかに盛り込まれた。いま、世界には広島型の原子爆弾において百万発分の核兵器が貯蔵されており、人類はこの膨大な核兵器を目の前にして生きるか死ぬかの選択を迫られている。くしくも東西の科学者が、核爆発による直接的な爆風、熱線、放射能の被害だけでなく、その後発生するであろう核の冬によつて、人類の生存は不可能になると警告を発している。こうした状況のなかで核戦争の惨害に再びあわなないよう、唯一の被爆国である日本の果たす役割は非常に重要なものがある。そうした願いをこめて、被爆者に対する援護を強化することは重要である。被爆者にもはや被爆五十年はないといわれるいま、戦時下であつても認めることのできない残虐

兵器原子爆弾による犠牲者を救済するための国の補償が必要である。ついでに、国家補償に基づく被爆者援護法を早期に制定されたい。

第七二六二二号 昭和六十年六月五日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 長野市鶴賀一、九〇六 武井滋喜
外五十四名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七二六三三三号 昭和六十年六月五日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 福井県坂井郡三国町山王四ノ三ノ二六 山田栄治 外九名
紹介議員 久保 巨君
この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七二六四四号 昭和六十年六月五日受理
働く婦人の労働条件の向上と健康に関する請願
請願者 東京都江戸川区西一ノ江三ノ三九ノ九 相沢繁雄 外百十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第七二二三号と同じである。

第七二六五五号 昭和六十年六月五日受理
働く婦人の労働条件の向上と健康に関する請願
(二通)
請願者 東京都江戸川区松島四ノ一九ノ七
大森昇 外二千三百七十一名
紹介議員 中西 珠子君
この請願の趣旨は、第七二二三号と同じである。

第七二六六六号 昭和六十年六月五日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 宮崎市神宮東二ノ七ノ八 松下美
代子 外十九名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七二六七七号 昭和六十年六月五日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 大分県別府市上人仲町四ノ五三
水田信之 外四十三名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七二七八三三三号 昭和六十年六月五日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 佐賀県鳥栖市宿町一、一八一 楠
正孝 外三十七名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七二八六六号 昭和六十年六月六日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 長崎市西町一、二六六 上村世紀
子 外二千六百五十名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七二八七七号 昭和六十年六月六日受理
働く婦人の労働条件の向上と健康に関する請願
請願者 東京都江戸川区南小岩四ノ一三ノ六 椎橋芳子 外千四百四十名
紹介議員 桑名 義治君
この請願の趣旨は、第七二二三号と同じである。

第七二八八八号 昭和六十年六月六日受理
働く婦人の労働条件の向上と健康に関する請願
請願者 東京都江戸川区松島四ノ一一ノ一六 山口光子 外千二百六十六名
紹介議員 矢原 秀男君
この請願の趣旨は、第七二二三号と同じである。

第七二八九九号 昭和六十年六月六日受理
働く婦人の労働条件の向上と健康に関する請願
請願者 東京都江戸川区西一ノ江三ノ一ノ九 佐久間テツ子 外五十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第七二二三号と同じである。

働く婦人の労働条件の向上と健康に関する請願
請願者 東京都江戸川区西一ノ江三ノ一ノ九 佐久間テツ子 外五十九名
紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第七二二三号と同じである。

第七二九〇〇号 昭和六十年六月六日受理
働く婦人の労働条件の向上と健康に関する請願
請願者 東京都江戸川区上一色町九九〇 菊地紀美子 外千九十八名
紹介議員 中野 明君
この請願の趣旨は、第七二二三号と同じである。

第七二九一一号 昭和六十年六月六日受理
働く婦人の労働条件の向上と健康に関する請願
請願者 東京都江戸川区鹿骨町二、一九五
澄川満寿子 外四百八十名
紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第七二二三号と同じである。

第七二九二二号 昭和六十年六月六日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 名古屋市天白区野並四ノ四八 大木捷代 外二十九名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七二九三三三号 昭和六十年六月六日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 大阪府堺市曙美台二二三ノ六 木寺清美 外五十名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七三〇九九号 昭和六十年六月六日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 福岡県久留米市西町金九東四九八
中島美津江 外四名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七三一〇号 昭和六十年六月六日受理
働く婦人の労働条件の向上と健康に関する請願
請願者 東京都江戸川区鹿骨四ノ一四〇ノ七 会田九女子 外千二百二十一名

紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第七二二三号と同じである。

第七三一六号 昭和六十年六月六日受理
労働者派遣法案反対に関する請願
請願者 大阪府堺市片蔵六三二ノ一 小山 照男 外三千三百八十三名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第五六一九号と同じである。

第七三一七号 昭和六十年六月六日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 長野市上松二〇ノ二二 山岸 洋子 外九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七三一八号 昭和六十年六月六日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 愛媛県松山市富久町一七三 川口 秀則 外二十六名

紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七三一九号 昭和六十年六月六日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 宮崎市船塚二ノ一〇八 野辺忠宏 外二十九名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七三二〇号 昭和六十年六月六日受理
働く婦人の労働条件の向上と健康に関する請願
請願者 東京都江戸川区平井六ノ二二ノ二 三 久野テル子 外四百四十九名

紹介議員 中西 珠子君
この請願の趣旨は、第七二二三号と同じである。

第七三二三号 昭和六十年六月六日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願
請願者 栃木県足利市大沼田町一、四七〇 ノ一 川瀬廣衛

紹介議員 大島 友治君
この請願の趣旨は、第七二〇〇号と同じである。

第七三三四号 昭和六十年六月六日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願
請願者 三重県員弁郡北勢町阿下喜九二〇 武藤四郎

紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第七二〇〇号と同じである。

第七三五一号 昭和六十年六月六日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 滋賀県栗太郡栗東町十里五〇ノ六 塩島史生 外二十九名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

第七三五二号 昭和六十年六月六日受理
労働者派遣法の制定反対に関する請願
請願者 東京都江戸川区江戸川二ノ三〇ノ二八 高橋敏夫 外八名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第六九三一号と同じである。

六月十七日本委員会に左の案件が付託された。
一、優生保護法の一部を改正する法律案(衆)

一、栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(衆)
一、児童手当法の一部を改正する法律案

優生保護法の一部を改正する法律案
優生保護法の一部を改正する法律案
優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「昭和六十年七月三十一日」を「昭和六十五年七月三十一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

案
栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案
栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律案

第一条 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改める。

第二条 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改める。

第二条 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改める。

第五条の二 栄養士であつて管理栄養士国家試験に合格したものは、厚生省に備える管理栄養士名簿に登録を受けて、管理栄養士になることができる。

第五条の三 中「管理栄養士試験」を「管理栄養士国家試験」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加える。

修業年限が四年である養成施設であつて、学校にあつては文部大臣及び厚生大臣が、その他の養成施設にあつては厚生大臣が、政令で定める基準により指定したものである管理栄養士として必要な知識及び技能を修得した者については、厚生省令で定めるところにより、管理栄養士国家試験の一部を免除することができる。

第五条の四 中「管理栄養士試験」を「管理栄養士国家試験」に改め、同条第二号中「(次号に該当する養成施設を除く。)」を削り、同条第三号を削り、同条第四号中「(第五号の二第二号に該当する養成施設を除く。)」を削り、同条を同条第三号とする。

第五条の五の次に次の一条を加える。

第五条の六 管理栄養士国家試験に關して不正の行為があつた場合には、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて管理栄養士国家試験を受けることを許さないことができる。

第六条の二 中「栄養士試験及び管理栄養士試験」を「管理栄養士国家試験」に、「管理栄養士試験委員会」を「管理栄養士国家試験委員会」に改める。

第六条の二の次に次の一条を加える。

第六条の三 管理栄養士国家試験委員その他管理栄養士国家試験に關する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たつて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

第七條中、「養成施設及び試験」を「及び養成施設」に、「登録、養成施設」を「登録」に、「管理栄養士試験委員会」を「管理栄養士国家試験委員会」に改める。

第七條の次に次の一条を加える。

第七條の二 第六條の三の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題

を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第八条中「左の」を「次の」に、「これを五百円」を「十万円」に改める。

第十二条第一項中「同条第一項第一号」を「同条第一項」に改める。

(栄養改善法の一部改正)
第二条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の二項を加える。

3 前項の集団給食施設であつて、栄養改善上特別の給食管理が必要なものとして都道府県知事が指定するものの設置者は、当該施設に管理栄養士を置かなければならない。

4 前項の指定の基準は、厚生大臣が定める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(旧法の規定による栄養士の免許を受けた者)
第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の栄養士法(以下「旧法」という。)第二条第一項第二号に規定する者であつて栄養士の免許を受けているものは、この法律による改正後の栄養士法(以下「新法」という。)第二条第一項の規定による栄養士の免許を受けた者とみなす。

(旧法の規定による栄養士免許証)
第三条 旧法第二条第一項第二号に規定する者に對し、旧法第四条の規定によつて交付された栄養士免許証は、新法第四条の規定によつて交付された栄養士免許証とみなす。

(旧法の規定による管理栄養士名簿への登録)
第四条 旧法第五条の二に規定する者について、同条の規定によつてされた管理栄養士名簿への登録は、新法第五条の二の規定によつてされた管理栄養士名簿への登録とみなす。

(栄養士の免許の特例)
第七条 昭和三十一年三月三十一日までの間に限り、管理栄養士(栄養士の特例)

第五条 旧法の規定による栄養士試験(次項の規定により従前の例により行われる栄養士試験を含む。)に合格した者は、新法第二条第一項の規定にかかわらず、栄養士の免許を受けることができる。

2 栄養士試験は、昭和六十七年三月三十一日までは、なお従前の例により行う。

3 旧法第二条第三項又は第十二条第二項の規定に該当する者は、前項の栄養士試験を受けることができる。

4 第二項の栄養士試験に関する事務は、新法第六条の二に規定する管理栄養士国家試験委員がつかさどるものとする。

(管理栄養士の登録の特例)
第六条 この法律の施行の日前に旧法第五条の三に規定する管理栄養士試験に合格した者及び旧法第五条の二第二号の指定を受けた栄養士の養成施設を卒業した者並びにこの法律の施行の際現に同号の指定を受けた栄養士の養成施設において管理栄養士として必要な知識及び技能を修得中の者であつてこの法律の施行後に当該養成施設を卒業したものは、新法第五条の二の規定にかかわらず、同条に規定する管理栄養士名簿に登録を受けて管理栄養士になることができる。

2 栄養士法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第五十八号。以下「昭和三十一年改正法」という。)附則第四項に規定する者は、新法第五条の二の規定にかかわらず、昭和六十五年三月三十一日までの間に限り、同条に規定する管理栄養士名簿に登録を受けて管理栄養士になることができる。

(管理栄養士国家試験の受験資格等の特例)
第七条 昭和三十一年改正法附則第二項又は第三項に規定する者(新法第五条の四の規定により管理栄養士国家試験を受けることができる者を除く。)は、同条の規定にかかわらず、昭和六十五年三月三十一日までの間に限り、管理栄養士国家試験を受けることができる。

(小字及び「は」は衆議院修正)
児童手当法の一部を改正する法律案
児童手当法の一部を改正する法律
児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

2 この法律の施行の際現に旧法第五条の四第三号の指定を受けている栄養士の養成施設を卒業した者は、新法第五条の四の規定にかかわらず、当分の間、管理栄養士国家試験を受けることができる。

3 昭和三十一年改正法附則第二項又は第三項に規定する者が新法第五条の四又は第一項の規定により管理栄養士国家試験を受ける場合においては、昭和六十五年三月三十一日までの間に限り、厚生省令で定めるところにより、管理栄養士国家試験の一部を免除することができる。

(栄養士の養成施設の指定に係る経過措置)
第八条 この法律の施行の際現に旧法第五条の二第二号の指定を受けている栄養士の養成施設については、新法第五条の三第二項の指定を受けたものとみなす。

(旧法による処分及び手続)
第九条 この附則に特別の規定があるものを除くほか、旧法によつてした処分、手続その他の行為は、新法中にこれに相当する規定があるときは、同法によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)
第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)
第十一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第四号中「栄養士試験及び管理栄養士試験」を「及び管理栄養士国家試験」に改める。

(小字及び「は」は衆議院修正)
児童手当法の一部を改正する法律案
児童手当法の一部を改正する法律
児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項を次のように改める。
2 この法律において「義務教育就学前の児童」とは、満六歳に達した日以後における最初の三月三十一日以前の児童をいう。

三十一日以前の児童をいう。但し、育育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる児童であつて、現に就学していないもの(満十五歳に達した日以後における最初の三月三十一日以前の児童に限る。)を含むものとする。

第四條第一項第一号中「義務教育就学前の児童」を「義務教育就学前の児童に」、「三人」を「二人」に改める。

第六條第一項を次のように改める。
児童手当は、月を単位として支給するものとすし、その額は、一月につき、次に掲げる額とする。

一 支給要件児童のすべてが義務教育就学前の児童である場合は、五千円に当該義務教育就学前の児童の数より一を減じた数乗じて得た額から、二千五百円を控除して得た額

二 支給要件児童のうち義務教育就学前の児童でない児童が一人いる場合は、五千円に当該義務教育就学前の児童の数を乗じて得た額から、二千五百円を控除して得た額

三 第一号又は前号に該当しない場合は、五千円に、支給要件児童のうち義務教育就学前の児童の数を乗じて得た額

第九條第一項中「第六條第一項に規定する児童手当の額の算定の基礎となる数が増加する」を「児童手当の額が増額することとなる」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第六條第一項に規定する児童手当の額の算定の基礎となる数が増した」を「児童手当の額が増額することとなる」に、「減じた日」を「事由が生じた日」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十一條中「五万円」を「三十万円」に改める。
附則第四條から第六條までを次のように改める。

(制度の検討)
第四條 この法律による児童手当制度については、費用の負担の在り方を含め、その全般に關して更に検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとする。

第七部 社会労働委員会會議録第二十六号 昭和六十年六月十八日【参議院】

(昭和五十六年法律第九十三号。以下この条において「旧行革関連特例法」という。) 第十一条第一項の給付の支給要件に該当し、かつ、同条第二項において準用する旧法第七条第一項(旧行革関連特例法第十一条第二項において準用する旧法第十七条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。)の認定を受けていた者が、同年六月一日において新法附則第六条第一項の給付の支給要件に該当するときは、同日において同条第二項において準用する新法第七条第一項(新法附則第六条第二項において準用する新法第十七条第一項の規定により読み替えられる場合を含む。)の規定による認定の請求があつたものとみなし、その者に対する当該給付の支給は、新法附則第六条第二項において準用する新法第八条第二項の規定にかかわらず、同月から始める。

(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正)

第七条 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 児童手当の支給要件に係る特例等(第十条―第十二条)」を「第四章 削除」に改める。

第四章を次のように改める。

第四章 削除

第十条から第十二条まで 削除

附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。

(行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(次項において「旧

行革関連特例法」という。) 第十一条第一項の給付については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 前項に規定する給付の事務の処理に必要な費用については、旧行革関連特例法第十一条第二項において準用する旧法第十九条第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

3 この法律の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和六十年七月四日印刷

昭和六十年七月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C